

第49号議案

平成29年度久留米市立高等学校入学者選抜要項について

上記の議案を提出する。

平成28年10月31日

教育長 堤 正則

提案理由

平成29年度久留米市立高等学校入学者選抜要項を定めようとするものである。

## 平成29年度久留米市立高等学校入学者選抜要項

久留米市立高等学校学則（昭和32年久留米市教育委員会規則第4号）第11条第3項の規定により、別紙のとおり平成29年度久留米市立高等学校入学者選抜要項を定める。

平成29年度久留米市立高等学校入学者選抜要項（概要）

1 入学定員等

学 校 名	課 程	学 科	入学定員
久留米商業高等学校	全日制	経営科学科 (含:特別進学コース)	240人 (内80人)
南筑高等学校	全日制	普通科	240人

2 選抜試験概要

試験の名称	出願期間	試験日	合格発表	試験科目等
推薦入試	2月 1日 ～2月 6日	2月 8日	3月15日	面接・作文・実技
一般入試 (学力検査)	2月14日 ～2月21日	3月 8日	3月15日	国語・数学・社会・ 理科・英語
補充募集	3月16日 ～3月22日	3月23日	3月27日	面接・初回受検校に おける一般入試結果

※推薦入試の選考結果通知は2月14日とする。

※3月15日の合格発表は、志願先高校のホームページ上でも行う。

3 募集人員

学 校 名	推薦入試	一般入試	計
久留米商業高等学校	72人程度(30%)	入学定員240人より 推薦合格者数を減じた数	240 人
南筑高等学校	72人程度(30%)	入学定員240人より 推薦合格者数を減じた数	240 人

4 その他

① 帰国生徒特例措置

帰国生徒に対して以下の措置を講ずる。

- ・ 学力検査時間を延長する（国語25分延長、その他の教科15分延長）
- ・ 学力検査問題の一部について、漢字振り仮名表を用意する
- ・ 志願先高等学校において、帰国生徒特例学力検査室を設ける

② 身体に障害のある生徒への特別措置

障害のある生徒に対して、受検上の特別措置を講ずる。

## 久留米市立高等学校学則

昭和 32 年 6 月 1 日  
久留米市教育委員会規則第 4 号

### (入学)

第 11 条 高等学校に入学することができる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は学校教育法施行規則第 95 条の規定により中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者とする。

2 入学は、校長が許可する。

3 入学志願者の選抜は、別に定めるところによる。

4 第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(平元教規則 6・全改、平 12 教規則 9・平 22 教規則 4・一部改正)

### (入学願書)

第 12 条 入学志願者は、所定の入学願書(第 2 号様式)、その他必要な書類を添え出身学校長を経て校長に願出しなければならない。

(平元教規則 6・旧第 14 条繰上)

### (誓約書)

第 13 条 入学を許可された者は、10 日以内に保護者と連署した誓約書(第 3 号様式)を校長に提出しなければならない。

2 前項に規定する保護者は、次の各号に該当する者で、学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができるものでなければならない。ただし、校長において不適當と認めるときは、これを変更させることができる。

(1) 本人の父母、兄姉、後見人又は縁故者

(2) 成年者で独立の生計を営む者

3 保護者を変更し、又は保護者の住所氏名等に変動があつたときは、直ちに校長に届出なければならない。

(平元教規則 6・旧第 15 条繰上・一部改正、平 12 教規則 9・一部改正)

## 久留米市立高等学校授業料等減免規則

昭和28年9月4日  
久留米市教育委員会規則第6号

(通則)

第1条 久留米市立高等学校条例(昭和39年久留米市条例第15号。以下「条例」という。)第7条第2項の規定による授業料等の減免の基準等については、この規則の定めるところによる。

(昭39教規則7・平23教規則9・平26教規則1—2・一部改正)

(減免の基準)

第2条 授業料等の減免を受けようとする者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 天災その他不慮の災害により学資の負担に堪えられなくなった者の子及び弟妹
- (2) 外国の高等学校に留学することを許可された者
- (3) その他校長において特に減免の必要があると認めた者

(昭54教規則6・平2教規則7・平21教規則1・平23教規則9・平26教規則1—2・一部改正)

(減免の手続)

第3条 前条第1号又は第3号に掲げる者に該当することにより授業料等の減免を受けようとする者は、同条第1号に該当する者にあつては次に掲げるすべての書類を、同条第3号に該当する者にあつては第1号及び第3号に掲げる書類を申請書(第1号様式)に添付したうえで校長を経て教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 家庭調書(第2号様式)
- (2) 天災その他不慮の災害の罹災年月日及び罹災程度についての市町村長等の証明書
- (3) 学資の負担に堪えられないと認めることができる市町村長等の証明書

2 前条第2号に掲げる者に該当することにより授業料の減免を受けようとする者は、申請書(第1号様式)に留学に係る許可書の写しを添付したうえで校長を経て教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定により授業料等の減免を申請する者(前条第3号に掲げる者に該当する場合に限る。)について特別の事由があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項第1号及び第3号に掲げる書類を添付することを要しないものとすることができる。

[ 以下 略 ]

久留米市立高等学校条例

昭和 39 年 4 月 1 日  
久留米市条例第 15 号

(設置)

第 1 条 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき、生徒の心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すため、本市の区域内に高等学校を設置する。  
(平 14 条例 4・平 16 条例 32・一部改正)

(名称及び位置)

第 2 条 本市の区域内の高等学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
久留米市立南筑高等学校	久留米市御井町 1498 番地 1
〃 久留米商業高等学校	〃 南一丁目 1 番 1 号

(昭 47 条例 26・昭 50 条例 4・平 14 条例 4・平 14 条例 32・一部改正)

(授業料等の徴収)

第 3 条 市長は、高等学校に入学を志願する者又は入学を許可された者から、別表に定める額  
の入学考査料、入学料及び授業料(以下「授業料等」という。)を徴収する。

(平 26 条例 12・全改)

第 4 条 入学考査料及び入学料は、それぞれ入学を志願する際及び入学の際に徴収する。ただし、入学考査料は、入学考査を行わないときは、徴収しない。

2 前項本文の規定にかかわらず、市長は、災害その他の特別の事由があるときは、入学考査料及び入学料の徴収を猶予することができる。

(平 14 条例 4・平 22 条例 11・平 23 条例 21・平 26 条例 12・一部改正)

[ 以下 中略 ]

別表(第 3 条関係)

(平 11 条例 10・全改、平 14 条例 8・平 17 条例 9・平 20 条例 12・平 22 条例 11・一部改正)

区分	授業料等の額
入学考査料	2,100 円
入学料	5,550 円
授業料	月額 9,900 円

49号議案 別冊

平成 29 年 度

久留米市立高等学校入学者選抜要項

久留米市教育委員会

# 目 次

## 平成29年度久留米市立高等学校入学者選抜要項

(一)	基本方針	1
(二)	入学志願手続等	1
1	志願資格	1
2	入学定員	1
3	志願高等学校	1
4	志願書類	1~2
5	志願書類等提出期間	2
6	志願書類等の受付	2
7	志願先の変更	2~3
8	身体に障害がある受検者等への配慮事項	3
9	その他	3
(三)	学力検査	3
1	検査教科	3
2	検査期日・時間割等	3~4
3	検査場等	4
4	検査場責任者	4
(四)	英語リスニングテスト	4
1	実施方法	4
2	実施時間割	4
3	その他	4
(五)	選抜の方法	4~5
(六)	合格者発表	5
(七)	推薦入学	5
1	対象学科等	5
2	募集人員	5
3	出願資格	5~6
4	出願の制限	6
5	推薦適任者の選考	6
6	入学志願手続	6
7	面接及び作文試験	6
8	選考	6
9	選考結果の通知	6
10	合格者発表	6
11	その他	7
(八)	補充募集	7
1	実施校	7
2	出願資格	7
3	出願期間	7

4	志願書類	7
5	面接	7~8
6	選抜の方法	8
7	合格者発表	8
(九)	その他	8
	入学考査料納付金融機関名	9
	様式1 (入学願書)	11~12
	様式2 (通学区域外からの高等学校入学志願申請書)	13
	様式3 A (志願変更届)	14
	様式3 B (志願変更証明書)	14
	様式5 (調査書)	15
	I 調査書の記入について	16~18
	II 調査書の記入不備等の場合について	18
	III 過年度中学校卒業者に係る調査書の記入上の留意点について	18
	様式6 A (評定一覧表)	19
	様式6 B (評定分布表)	20
	I 評定一覧表(様式6 A)作成上の留意点について	21
	II 評定分布表(様式6 B)作成上の留意点について	21
	III 過年度中学校卒業者に係る評定一覧表の取扱いについて	21~22
	IV 過年度中学校卒業者に係る評定分布表の取扱いについて	22
	様式7 A (特別措置申請書)	23
	様式7 B (英語リスニングテスト特別措置申請書)	24
	様式推1 (推薦入学願書)	25~26
	様式補 (補充募集入学願書)	27~28

### 平成29年度久留米市立高等学校入学者選抜帰国生徒特例措置実施要項

1	目的	29
2	一般学力検査の特例措置	29
3	出願期限の弾力化	30
4	その他	30
	別紙様式1 (帰国生徒特例措置適用申請書)	31
	別紙様式2 (帰国生徒特例措置適用証明書)	32
	久留米市立高等学校入学者選抜に関する日程表	33~34
	久留米市立高等学校の通学区域に関する規則	35
	平成29年度久留米市立高等学校入学定員一覧表	36



# 平成29年度 久留米市立高等学校入学者選抜要項

## (一) 基本方針

- 1 高等学校入学者の選抜は、各高等学校に入学を希望する者について、当該高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 高等学校入学者の選抜に当たっては、中学校教育と高等学校教育の相互の関係を十分尊重し、特に、中学校教育が正常に運営されるよう配慮するものとする。
- 3 高等学校入学者の選抜については、志願者の在学又は出身中学校等の校長（以下「中学校長」という。）から提出される調査書を重視し、より公正を期するため、併せて学力検査を行うものとする。
- 4 すべての学科、コースにおいて、推薦入学者選抜を行うものとする。
- 5 帰国子女については、別に定めるところにより、特例措置を講じるものとする。

## (二) 入学志願手続等

### 1 志願資格

- (1) 中学校を卒業した者又は平成29年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成29年3月修了見込みの者
- (3) 就学義務猶予免除者等で中学校卒業程度認定試験に全科目合格した者
- (4) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者又は平成29年3月修了見込みの者
- (5) 青年学校本科第1学年以上を修了した者など、文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第58号）
- (6) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成29年3月修了見込みの者
- (7) その他、当該高等学校において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者及び認定を受けようとする者。ただし、この認定に当たっては、志願先高等学校で適宜試験を実施するものとする。

### 2 入学定員

各高等学校の入学定員は、「久留米市立高等学校学則」の規定するところによる（36頁参照）。

### 3 志願高等学校

入学志願者は、「久留米市立高等学校の通学区域に関する規則」に規定するところにより、1校に限り志願できるものとする（35頁参照）。

### 4 志願書類

- (1) 中学校長を経て志願先高等学校長へ提出する書類
  - ア 入学願書  
入学志願者は、入学願書（様式1 11頁・12頁に準じて志願先高等学校が作成するもの。）を提出すること。
  - イ 入学考査料領収証書  
入学考査料として2,100円を納付した所定の領収証書を提出すること。  
入学考査料は、9頁に掲げる金融機関のいずれかに納付すること。

※ 平成28年熊本地震の被災者は、入学選考料が免除されるので、必要な書類や手続きについて、志願先の高等学校に問い合わせること。

ウ 通学区域外からの高等学校入学志願申請書

やむを得ない理由により通学区域外から高等学校を志願する者は、中学校長の証明した通学区域外からの高等学校入学志願申請書（様式2 13頁）を提出すること。

(2) 中学校において作成し、志願先高等学校長等へ提出する書類

ア 調査書

中学校においては、各志願者の調査書（様式5 15頁）の作成に当たって、校長を委員長とする「調査書作成委員会」を設け、中学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に準拠して厳正に作成し、中学校長が提出するものとする。

イ 評定一覧表及び評定分布表

中学校においては、卒業予定者の全員について評定一覧表（様式6A 19頁）及び評定分布表（様式6B 20頁）を作成し、次の表の区分に従い、志願先高等学校及び久留米市教育委員会に提出するものとする。また、過年度中学校卒業者に係る評定一覧表及び評定分布表の作成については、21頁から22頁の「Ⅲ 過年度中学校卒業者に係る評定一覧表の取扱いについて」及び22頁の「Ⅳ 過年度中学校卒業者に係る評定分布表の取扱いについて」によるものとする。

なお、他県からの志願者等で、評定一覧表及び評定分布表を様式6A及び様式6Bによって作成することが著しく困難である場合には、事前に志願先高等学校と協議するものとする。

評定一覧表

提出先	「氏名」欄の記入	提出期日	提出部数
志願先高等学校	当該高等学校を志願する者の氏名を記入したもの	入学願書提出のとき	1部
久留米市教育委員会 (教育部学校教育課)	卒業予定者全員の氏名を記入したもの	2月21日(火)正午まで ただし学区外からの志願者については2月27日(月) 正午まで	1部

評定分布表は、評定一覧表の提出に併せて、それぞれの提出先に1部提出すること。

ウ 入学考査料納付者名簿

中学校においては、志願者の入学考査料納付者名簿を作成し、志願先高等学校に提出するものとする。

5 志願書類等提出期間

志願書類の志願先高等学校への提出期間は、平成29年2月14日(火)から2月21日(火)の正午までとする。ただし、4の(1)のウに示す通学区域外からの高等学校入学志願に必要な書類等の提出期間は、平成29年2月6日(月)から2月27日(月)の正午までとする。

6 志願書類等の受付

高等学校長は、中学校長から提出された志願書類等を精査確認の上、受け付けること。なお、受検票には受検番号を記入し、公印を押印して、中学校長を経て受検者に交付するものとする。

7 志願先の変更

(1) 入学志願書類提出後、志願高等学校の変更を希望する者は、平成29年2月22日(水)から2月27日(月)の正午までの間に、1回に限り他校(同一校内の変更を含む。)へ志願先を

変更することができるものとする。

- (2) 前項の志願先の変更をしようとする者については、中学校長は、志願変更届（様式3A 14頁）を志願していた高等学校の校長に提出し、志願変更証明書（様式3B 14頁）と、さきに提出した調査書類等を受領し、それらを（1）に示した期間内に志願変更先高等学校長に提出するものとする。

ただし、久留米市立高等学校以外の県立または市町立高等学校から志願先の変更をしようとする者は、新たに入学考査料を納付しなければならない。

- (3) 中学校においては、志願者の入学考査料納付者名簿を作成し、志願先高等学校に提出するものとする。

## 8 身体に障害がある受検者等への配慮事項

中学校長は、身体に障害がある等のため、通常の方法により学力検査を受検することが困難と認められる者が志願する場合には、特別措置申請書（様式7A 23頁）を平成28年12月9日（金）までに志願予定の高等学校長に提出すること。ただし、提出後に当該志願者が当初の志願予定校を変更する場合には、直ちにさきに申請書を提出した高等学校長に申し出ること。申し出を受けた高等学校長は、志願変更先の高等学校長に当該申請書を速やかに送付すること。

特別措置申請書を提出した者のうち、通常の方法では、受検が困難と認められる者については、障害等の種類や程度、中学校における配慮事項等を勘案し、あらかじめ特別受検室を設けるなど検査方法、検査場等について適切な措置を講じるものとする。

なお、聴覚障害者が英語リスニングテストの特別措置を受けようとする場合は（四）の3により申し出ること。

## 9 そ の 他

久留米商業高等学校経営科学科特別進学コースへの志願者は、入学願書提出の際、経営科学科を第2志望として、志願することができるものとする。

# (三) 学 力 検 査

## 1 検 査 教 科

国語、数学、社会、理科及び外国語（英語）について福岡県立高等学校と同一期日、同一問題で行う。なお、外国語（英語）については、（四）によりリスニングテストを行うものとする。

各教科の配点は60点とする。

## 2 検査期日・時間割等

平成29年3月8日（水）

### 検 査 時 間 割

教 科	入室と注意	検 査 時 間	休 憩
国 語	9:30 ~ 9:40	9:40 ~ 10:25	10:25 ~ 10:40
数 学	10:40 ~ 10:45	10:45 ~ 11:30	11:30 ~ 11:45
社 会	11:45 ~ 11:50	11:50 ~ 12:35	12:35 ~ 13:35
理 科	13:35 ~ 13:40	13:40 ~ 14:25	14:25 ~ 14:40
外 国 語 (英語)	14:40 ~ 14:45	14:45 ~ 15:35	

細部の諸注意については、検査場高等学校において示すものとする。

なお、学力検査当日、不慮の事故等真にやむを得ない理由により受検できなかった者については、後日追検査を行うことができる。

### 3 検査場等

#### (1) 検査場

検査は、志願先高等学校において行うものとする。

#### (2) 採点

採点は、志願先高等学校において行うものとする。

### 4 検査場責任者

各志願先高等学校長を検査場責任者とする。

## (四) 英語リスニングテスト

### 1 実施方法

各検査場ごとに録音音源により、校内放送設備を用いて一斉に行う。

### 2 実施時間割

外国語（英語）学力検査の時間割を下表のとおりとする。

外国語（英語）学力検査時間割

内 容		時 間		合 図
第5時限	入室と注意 リスニングテスト問題及び筆記テスト問題 配布		14:40	予鈴（学校のベル）
			14:45	
外国語	リスニングテスト	開始時刻	14:45	学校のベル（そのあとすぐ放送を流す）
		終了時刻	14:55	放送（リスニングテスト終了後、引き続き筆記テストを実施）
(英語)	筆記テスト	開始時刻		
		終了時刻		

### 3 その他

聴覚障害者が受検する場合には、中学校長は英語リスニングテスト特別措置申請書（様式7 B 24頁）を平成29年1月10日（火）までに、志願予定の高等学校長に提出すること。

なお、提出後に当該志願者が当初の志願予定校を変更する場合には、(二)の8に準ずるものとする。

## (五) 選 抜 の 方 法

1 調査書の「各教科の学習の記録」の第3学年における各教科の評定の数値の合計によって序列を定めるとともに、学力検査の総点によって序列を定める。

2 調査書及び学力検査の序列がともに校長が定める一定数（入学定員以内）に入っている者をA群とし、その他の者をB群とする。

- 3 A群については、調査書に特に支障がなければ、入学予定者とする。
- 4 A群の者のうち入学予定者とならなかった者及びB群の者については、調査書の「各教科の学習の記録」の第3学年における各教科の評定の数値以外の記載事項を重視しながら、上記1により定める調査書の序列、学力検査の序列及びその他の資料をも精査し、総合的に選考して、上記3の入学予定者と併せて、可否を決定する。  
なお、各高等学校において、その特色等に応じ、調査書の記載事項のうち特に重視する部分を定め、選考するものとする。
- 5 過年度中学校卒業者については、調査書の内容が中学校卒業時のものに固定されているところから、本人の不利にならないよう考慮するものとする。
- 6 調査書の「出欠の記録」及び「健康の記録」については、修学上はなほだしい支障のない限り、等差をつける資料としない。

## (六) 合格者発表

平成29年3月15日(水)午前9時 志願先高等学校で行うものとする。

なお、各志願先高等学校のホームページ上でも同日午前9時30分から午後0時30分までの3時間、合格者番号の掲載を行う。

久留米商業高等学校 <http://www.kyusho.kurume.ed.jp>

南筑高等学校 <http://www.nanchiku.kurume.ed.jp>

## (七) 推薦入学

### 1 対象学科等

- (1) 久留米商業高等学校
  - (ア) 経営科学科                      (イ) 経営科学科特別進学コース
- (2) 南筑高等学校
  - (ア) 普通科

### 2 募集人員

- (1) 久留米商業高等学校経営科学科、経営科学科特別進学コースにあつては、その入学定員の30%程度とする。
- (2) 南筑高等学校普通科にあつては、その入学定員の30%程度とする。

### 3 出願資格

推薦入学を志願できる者は、次の条件を満たし、中学校長の推薦を受けた者とする。

- (1) 平成29年3月に福岡県内の中学校を卒業見込みの者又は平成29年3月に福岡県外の中学校を卒業見込みの者で、卒業後、保護者の転勤等の理由により、高校入学時(4月)までに福岡県内に居住することが確定している者(外国において学校教育における9年の過程を修了見込みの者及び文部科学大臣が中学校の課程と同等の過程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了見込みの者を含む。)

※下線部の場合は、志願する際に、居住予定の住所を明らかにする書類等の提出が必要である。

- (2) 志願する動機・理由が明白、適切であること
- (3) 志願する学科、コースに対する適性及び興味・関心を有すること
- (4) 合格した場合、入学する意志が確実であると認められる者であること

- (5) 志願する学科，コースの教育を受けるにふさわしい学業成績であること
- (6) その他志願先高等学校長が定める出願資格を満たす者であること

#### 4 出願の制限

出願は，1校に限るものとする。

#### 5 推薦適任者の選考

推薦に当たっては，中学校ごとに校長を委員長とする推薦委員会を設置して，厳正，公平に選考し，適切な推薦を行うものとする。

#### 6 入学志願手続

##### (1) 志願書類

- ア 推薦入学願書 (様式推1 25頁・26頁)
- イ 志願理由書 (志願先高等学校が定める様式)
- ウ 推薦書 (志願先高等学校が定める様式)
- エ 調査書 (様式5 15頁)
- オ 評定一覧表 (様式6A 19頁)
- カ 評定分布表 (様式6B 20頁)
- キ 入学考査料領収証書 (2,100円を所定の納付書により納付した領収証書)

※購入した証紙は，返還及び交換できないので，注意すること。

なお，熊本地震の被災者については，(二)の4の(1)のイによること。

##### ク 入学考査料納付者名簿

##### (2) 出願手続

中学校長は，平成29年2月1日(水)から2月6日(月)正午までの間に，(1)の志願書類を志願先高等学校長に提出すること。

#### 7 面接及び作文試験等

- (1) 推薦入学志願者については，志願者全員に面接及び作文を実施するものとする。

久留米商業高等学校においては，3(6)のうち，特定の部活動を志願する者に，実技試験を実施するものとする。

- (2) 面接、作文試験等の期日，場所

ア 期日 平成29年2月8日(水)

イ 場所 志願先高等学校

#### 8 選考

高等学校長は，中学校長から提出された書類及び面接等の結果を資料として，総合的に選考して，合格者を内定するものとする。

#### 9 選考結果の通知

選考の結果については，平成29年2月14日(火)午前9時に，志願先高等学校長から，推薦入学選考結果通知書を中学校長に交付する。

#### 10 合格者発表

平成29年3月15日(水)午前9時に，志願先高等学校で行う(一般入学者選抜の合格者発表と同時に)。)

なお，各志願先高等学校のホームページ(5頁に掲載)上でも同日午前9時30分から午後0時30分までの3時間，合格者番号の掲載を行う。

## 11 その他

推薦入学者選抜で合格内定とならなかった者は、再度、一般入学者選抜に出願することができる。  
この場合は、改めて入学願書等を提出しなければならない（同じ久留米市立高等学校であれば、入学考査料は不要）。

推薦入学者選抜に関する日程表

月 日 ( 曜 日 )	事 項
2月 1日 (水) ～ 2月 6日 (月) 正午	入学願書受付 (推薦入学願書・志願理由書・推薦書・調査書・評定一覧表・ 評定分布表・入学考査料領収証書・入学考査料納付者名簿)
2月 8日 (水)	面接及び作文試験等
2月14日 (火) 午前9時	選考結果の通知
3月15日 (水) 午前9時	合格者発表

## (八) 補 充 募 集

### 1 実 施 校

- (1) 合格者発表時に、合格者の人数が10人以上入学定員を下回る学科、コースにおいては、補充募集を行うものとする。
- (2) 実施校については、平成29年3月15日(水)に久留米市教育委員会において発表するものとする。

### 2 出 願 資 格

- (1) 学力検査の期日及び内容が、平成29年度久留米市立高等学校入学者選抜と同一の県内県立又は市町立高等学校の入学者選抜で定められた検査教科を受検して不合格となった者。
- (2) 平成29年度の久留米市立高等学校入学者選抜の学力検査において、定められた検査教科を受検して不合格となった者。ただし、同一校の同一学科、同一コース(第2志望を含む。)の再受検は認めない。

### 3 出 願 期 間

平成29年3月16日(木)から3月22日(水)の正午までとする。

### 4 志 願 書 類

- (1) 中学校長を経て志願先高等学校長へ提出する書類  
ア 補充募集入学願書 (様式補 27頁・28頁)  
イ 入学考査料 (2,100円を所定の納付書により納付した領収証書)  
※購入した証紙は、返還及び交換できないので、注意すること。  
なお、熊本地震の被災者については、(二)の4の(1)のイによること。

ウ 入学考査料納付者名簿

- (2) 初回受検高等学校長から志願先高等学校長へ提出する書類  
ア 調査書の写し  
イ 学力検査の成績に関する証明書

### 5 面 接

- (1) 補充募集においては、志願者全員に面接を行うものとする。

(2) 面接期日

平成29年3月23日(木)

6 選抜の方法

学力検査及び面接の結果並びに調査書等を総合して選抜するものとする。

なお、学力検査については、初回受検校での結果を利用するものとする。

7 合格者発表

平成29年3月27日(月)午前9時に、志願先高等学校で行うものとする。

(九) その他

- 1 この要項に定めるもののほか詳細については、各高等学校長に通知するものとする。
- 2 入学願書及び受検票の用紙等は、各高等学校において、この要項に示す様式に準じて作成するものとする。
- 3 入学願書及び受検票等出願に必要な用紙は、志願先高等学校において配布するものとする。
- 4 学力検査の教科別得点及び総合得点については、久留米市個人情報保護条例(平成3年久留米市条例第17号)第14条の規定により、久留米市教育委員会教育部総務へ開示を請求することができる(なお、請求手続には、受検票及び本人確認書類〔生徒手帳など〕が必要)。  
ただし、本年度の学力検査に係る開示は、平成29年3月16日(木)からとする。なお、補充募集が行われる場合は、平成29年3月28日(火)からとする。
- 5 不正の事実が判明したときは、合格又は入学許可を取り消す等の措置を講ずることがある。

## 入学料納付金融機関名

福岡銀行	(本店及びすべての支店を含む。)
筑邦銀行	( 〃 )
りそな銀行	( 〃 )
三井住友銀行	( 〃 )
みずほ銀行	( 〃 )
三菱東京UFJ銀行	( 〃 )
肥後銀行	( 〃 )
佐賀銀行	( 〃 )
西日本シティ銀行	( 〃 )
親和銀行	( 〃 )
佐賀共栄銀行	( 〃 )
熊本銀行	( 〃 )
福岡中央銀行	( 〃 )
十八銀行	( 〃 )
北九州銀行	( 〃 )
筑後信用金庫	( 〃 )
大川信用金庫	( 〃 )
福岡県南部信用組合	( 〃 )
とびうめ信用組合	( 〃 )
九州労働金庫	( 〃 )
久留米市農業協同組合	(本・支店)
にじ農業協同組合	( 〃 )
福岡大城農業協同組合	( 〃 )
みい農業協同組合	(本・支所)
三潴町農業協同組合	( 〃 )



受 検 票

学 科			
※受検番号	第	号	
ふりがな		性 別	
氏 名			
生年月日	昭和 平成	年 月 日 生	
出身 中学校名	中学校		
久留米市立	高等学校長	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">                     志願先高等 学校長公印                 </div>	

- (注) 1 ※印欄は高等学校で記入する。  
 2 性別の欄は男女の別を記入する。  
 3 この受検票の交付をもって、入学検査料  
 領収証書の受付証交付に代える。

切 取 り

(様式1)

受付年月日	受付番号	受付者印
入 学 願 書 平成29年 月 日 久留米市立 高等学校校長 殿 本人氏名 _____ (印) 保護者氏名 _____ (印)		
貴校 全日制課程 科 に入学を志願します。		
区 分	本 人	保 護 者
ふりがな		
氏 名		性 別
生年月日	昭和 平成	年 月 日 生
現 住 所		
出身中学校名	中学校	本人との 関 係
備 考	「本人との関係」欄には、例えば 父, 母, 叔父等と記入すること。	

## 受 検 者 心 得

- 1 この受検票は検査当日必ず携帯し、受検中は監督者に見えるように常に机の上に置いておくこと。
- 2 受検に当たって必要なもの  
受検票・鉛筆(シャープペンシルも可)・消しゴム・鉛筆削り
- 3 計算機能付腕時計等計算用具, その他の学力検査の公正さを損なうおそれのあるものの検査室への持ち込みは認めない。
- 4 携帯電話及びその他の通信機器の検査室への持ち込みは認めない。
- 5 検査期日  
平成29年3月8日(水)
- 6 検査時間割

	教 科	検 査 時 間
1	国 語	9:40～10:25
2	数 学	10:45～11:30
3	社 会	11:50～12:35
4	理 科	13:40～14:25
5	外国語 (英語)	14:45～15:35

切 取

(様式2)

通学区域外からの高等学校入学志願申請書

平成29年 月 日

久留米市教育委員会教育長 殿

本人氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり申請します。

本人	現住所		保護者	現住所	
	出身中学校名			氏名	
	氏名		者	氏名	
	生年月日	昭和 年 月 日生 平成			

志願先高等学校 久留米市立 高等学校

理由 (具体的に記述すること。)

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成29年 月 日

\_\_\_\_\_  
中学校長 印

(注) この申請書は、他の必要書類とともに志願先高等学校長に提出すること。

(様式 3A)

平成 29 年 月 日

久留米市立 高等学校長 殿

中学校長 印

志 願 変 更 届

さきに貴校を志願していた本校生徒 (卒業生) は

(受検番号第 号)

立

高等学校に志願を変更しますので、提出書類の還

付をお願いします。

(切 取 り)

(様式 3B)

平成 29 年 月 日

立 高等学校長 殿

久留米市立 高等学校長 印

志 願 変 更 証 明 書

下記の者は平成 29 年 月 日本校に志願変更届を提出したことを  
証明します。

記

1 出身中学校名

2 志願者氏名

3 受 検 番 号 第 号

志願校	高等学校		1年	2年	3年	評定	3年
※受番	※志願変更後の受番	番号	1年	2年	3年	評定	3年
A学籍の記録	よりがな	男・女	1年	2年	3年	評定	3年
	氏名	昭和 平成	1年	2年	3年	評定	3年
	生年月日	昭和 平成	1年	2年	3年	評定	3年
	現住所		1年	2年	3年	評定	3年
卒業等	卒業年月日	昭和 平成	1年	2年	3年	評定	3年
	卒業見込み・卒業		1年	2年	3年	評定	3年
B出欠の記録	欠席日数	備考	1年	2年	3年	評定	3年
	1年		1年	2年	3年	評定	3年
	2年		1年	2年	3年	評定	3年
	3年		1年	2年	3年	評定	3年
C健康の記録	異常なし		1年	2年	3年	評定	3年
	A, B, C, C1, C2 (X線撮影検査 平成 年 月 日)		1年	2年	3年	評定	3年
※摘要	備考		1年	2年	3年	評定	3年
	備考		1年	2年	3年	評定	3年
D 各教科の学習の記録							
教科	観点別学習点	状況	1年	2年	3年	評定	3年
国語	国語への関心・意欲・態度 話す・聞く能力 書く能力 音読能力 書写能力						
社会	書写についての知識・理解・技能 社会的現象への関心・意欲・態度 社会的な思考・判断・表現(思考・判断)						
数学	資料活用に関する知識・理解 社会的現象についての知識・理解 数学への関心・意欲・態度 数学的な見方や考え 数学的な技能(表現・処理)						
理科	数値や図形などについての知識・理解 自然現象への関心・意欲・態度 科学的な思考・表現(思考)						
音楽	観賞・実験の技能(技能・表現) 自然現象についての知識・理解 音楽への関心・意欲・態度 音楽表現の創意工夫(音楽的な感受や表現の工夫)						
美術	音楽表現の技能(表現の技能) 鑑賞の能力 美術への関心・意欲・態度 発想や構想の能力						
体育	鑑賞の能力 運動や健康・安全への関心・意欲・態度 運動や健康・安全についての思考・判断						
家庭	運動の技能 運動や健康・安全についての知識・理解 生活や技術への関心・意欲・態度 生活を工夫し創造する能力						
外国語(英語)	生活の技能 生活や技術についての知識・理解 コミュニケーションへの関心・意欲・態度 外国語表現の能力(表現の能力) 外国語理解の能力(理解の能力) 言語や文化についての知識・理解						
3年評定数値の合計							
教科	学習の状況	状況	1年	2年	3年	評定	3年
選択							
必修							
I 居住証明							
高願者は2年以上本校に在学し、 市区町村 市郡 に2年以上引き続き保認者とともに居住している。 この調査書は本校の調査書作成委員会で作成したもので事実と相違ないことを証明する。 平成 年 月 日 中学校長 印							

## I 調査書の記入について

### A 学籍の記録

- (1) 志願者欄は、志願者の氏名、ふりがな、生年月日、現住所を記入し、男・女の項は、該当するものを○で囲む。
- (2) 教育的配慮が必要な外国籍の生徒の記入方法については、中学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）の記入方法に準じ、ふりがな、氏名ともに本名を記入し、上段に括弧書きで通称を記入する。

ふりがな	(つうしょう) ほんみょう
氏名	(通称) 本名

- (3) 卒業等欄は、卒業見込み又は卒業の該当するものを○で囲み、その年月日を記入する。

### B 出欠の記録

- (1) 欠席日数欄は、各学年ごとの欠席日数を記入する。ただし、第3学年に在学中の者は、平成29年1月末日現在で記入する。
- (2) 欠席日数欄は、欠席がない場合は<sup>ゼロ</sup>0と記入する。
- (3) 備考欄の記入は次のとおりとする。
  - ア 欠席日数が0日から6日までの場合は空欄とする。
  - イ 欠席日数が7日から49日の場合はその中に連続7日以上のものであれば欠席の主な理由を記入し、なければ備考欄に斜線を引く。
  - ウ 欠席日数が50日以上の場合は欠席の主な理由を記入する。

### C 健康の記録

- (1) 結核、その他の疾病等のない者については、異常なしを○で囲み、他の欄の記入を要しない。
- (2) 結核の欄は、結核の疾病がある者について記入する。  
なお、精密検査を受けた者については、A～C2のいずれかを○で囲み、検査年月日を記入する。
- (3) その他の疾病等の欄は、結核以外の修学上留意すべき疾病がある者及び修学上配慮すべき異常がある者について記入する。
- (4) 備考欄は、健康に関する指導上、特に必要があれば記入する。

### D 各教科の学習の記録

#### 1 必修教科

- (1) 観点別学習状況欄は、指導要録の記入要領に準じて観点ごとに「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCとして記入する。
- (2) 評定欄は、第1学年及び第2学年分については、指導要録から転記する。第3学年分につい

ては、指導要録の記入要領に準じて、「十分満足できると判断されるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「一層努力を要する」状況と判断されるものを1として記入する。

## 2 選択教科

選択教科を履修していない場合、一括して斜線を引く。選択教科を履修している場合、以下のとおり記入する。

- (1) 教科欄は、履修した教科名を記入する。
- (2) 学習の状況欄は、各教科について、それぞれの学習成果が十分選抜の資料として生かされるよう、学習目標に応じ設定した観点等を踏まえて学習の状況を記入する。
- (3) 学年欄は、履修した学年を記入する。
- (4) 評定欄は、指導要録の記入要領に準じて評定を3段階で決定した上で、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCとして記入する。
- (5) 学年・教科ごとに適宜横線を引いて欄を区切ること。

## E 総合的な学習の時間の記録

総合的な学習の時間の記録については、指導要録の記入要領に準じて、この時間に行った学習活動及び指導の目標や内容に基づいて定めた評価の観点等を踏まえて特記すべき事項を記入する。

## F 特別活動の記録

特別活動の記録については、指導要録の記入要領に準じて、十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

## G 行動の記録

第3学年の行動の記録については、指導要録の記入要領に準じて各項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。

## H 総合所見

総合所見については、以下の事項等を総合的に記入する。

- (1) 各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見  
なお、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の各必修教科に関して、それぞれの学習成果が十分選抜の資料として生かされるよう、指導要録の学習の記録の観点等を参考として、特記すべき事項を記入すること。
- (2) 特別活動における生徒の活動に関する主な事実及び所見
- (3) 学習に対する努力や学習態度等の日常の学習状況
- (4) 進路に対する意識
- (5) 学校内外におけるスポーツ活動・文化活動・社会活動・ボランティア活動等
- (6) 趣味・特技
- (7) その他進学上参考となる事項等

## I 居住証明

居住証明については、記入の必要はないものとする。

## そ の 他

- (1) 証明年月日、中学校名を記入し、公印を押印する。
- (2) ※印の欄は、志願先高等学校で記入する。

## II 調査書の記入不備等の場合について

調査書は、高等学校入学者選抜のために必要かつ重要な資料であるので、志願先高等学校長が不備であると判断したものについては、受け付けることができない。

## III 過年度中学校卒業者に係る調査書の記入上の留意点について

平成29年度の久留米市立高等学校入学者選抜における過年度中学校卒業生（以下「過年度卒業生」という。）の調査書の記入に当たっては、以下の点に留意すること。

- 1 「平成23年3月以前の卒業者に係る調査書」について  
「B 出欠の記録」欄から「I 居住証明」欄までの欄は空欄になること。
- 2 「D 各教科の学習の記録」について  
「評定（第3学年）」欄  
卒業見込みで作成した評定一覧表又は学級評定一覧表の評定値を転記すること。  
※ 評定一覧表の作成については、21頁から22頁の「III 過年度中学校卒業者に係る評定一覧表の取扱いについて」に留意すること。
- 3 「I 居住証明」について  
居住証明については、記入の必要はないものとする。

(様式 6A)

平成 年度卒業（見込み）第 3 学年 評定一覧表 第 枚中の 枚 中学校長 印

区分 番号	氏名	評 定										備考	
		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語 (英語)	段階値の合計		
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													
32													
33													
34													
35													
36													
37													
38													
39													
40													
小計												※	
小計	評定 5 の数											a	a×5
	評定 4 の数											b	b×4
	評定 3 の数											c	c×3
	評定 2 の数											d	d×2
	評定 1 の数											e	e×1
	計												

※欄の数字は一致すること。

(様式 6B)

平成 年度卒業（見込み）第 3 学年 評定分布表

中学校長 印

教科		評定	5	4	3	2	1	計
国語	人数 (人)							
	割合 (%)							100
社会	人数 (人)							
	割合 (%)							100
数学	人数 (人)							
	割合 (%)							100
理科	人数 (人)							
	割合 (%)							100
音楽	人数 (人)							
	割合 (%)							100
美術	人数 (人)							
	割合 (%)							100
保健体育	人数 (人)							
	割合 (%)							100
技術・家庭	人数 (人)							
	割合 (%)							100
(英語) 外国語	人数 (人)							
	割合 (%)							100

## I 評定一覧表（様式6 A）作成上の留意点について

- 1 A4判で作成すること。
- 2 氏名欄は、高等学校提出分については当該高等学校を志願する者について記入し、久留米市教育委員会提出分には全員について記入すること。
- 3 評定欄は、学年全員についてその評定を記入すること。学級ごと別紙となる場合等2枚以上になるときは各紙ごとの小計を記入し、最後の用紙には学年全員の合計欄を作り記入すること。
- 4 評定は、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）による評定を記入すること。
- 5 ※欄の数は一致するものであること。
- 6 原則として、特別支援学級に在籍する生徒についても評定一覧表に記入し、学年全員の合計に加えること。また、特別支援学級に在籍する生徒で特別支援学校（知的障害）に準ずる教育課程を編成している場合は、その旨備考欄に記入すること。
- 7 普通学級に在籍する生徒と特別支援学級に在籍する生徒の評定一覧表を別葉（普通学級に係るものを1組、特別支援学級に係るものを1組）として作成しても差し支えないが、この場合においては、評定分布表（様式6 B）についてもそれぞれに別葉として作成すること。  
なお、受検者がいない特別支援学級の評定一覧表及び評定分布表については、必ずしも提出の必要はないが、作成しておくことが望ましいものであること。

## II 評定分布表（様式6 B）作成上の留意点について

- 1 A4判で作成すること。
- 2 人数欄は、評定一覧表（様式6 A）におけるそれぞれの評定の数の合計値を記入すること。
- 3 割合欄は、学年全員に対する各評定ごとの割合を百分率で小数第1位まで記入する（小数第2位を四捨五入する）こと。
- 4 3の結果、割合の合計が100%にならなかった場合は、該当教科の各評定の中で一番大きい割合を占める評定の数値を調整し、割合の合計を100%にすること。また、一番大きい割合を占める評定の数値が複数ある場合は、その数値のいずれかを調整すること。

## III 過年度中学校卒業者に係る評定一覧表の取扱いについて

平成29年度久留米市立高等学校入学者選抜における過年度中学校卒業者の評定一覧表の取扱いについては、以下のとおりとするので、留意すること。

- 1 平成28年3月卒業者・・・卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。
- 2 平成27年3月卒業者・・・卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。
- 3 平成26年3月卒業者・・・卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。
- 4 平成25年3月卒業者・・・学級評定一覧表又は卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。
- 5 平成24年3月卒業者・・・学級評定一覧表又は卒業見込みで作成した評定一覧表を提出すること。

6 平成23年3月卒業者・・・提出の必要なし。

なお、提出の際は、様式中「(見込み)」を二重線で消すこと。

※ 学級評定一覧表・・・志願者が在籍した学級の生徒全員分の評定を中学校生徒指導要録から要項様式「様式6A」に転記したもの。

#### IV 過年度中学校卒業者に係る評定分布表の取扱いについて

平成29年度久留米市立高等学校入学者選抜における過年度中学校卒業者の評定分布表の取扱いについては、以下のとおりとするので、留意すること。

- 1 平成24年3月以降の卒業者・・・評定一覧表を基に作成した評定分布表を提出すること。
- 2 平成22年3月以前の卒業者・・・提出の必要なし。

なお、提出の際は、様式中「(見込み)」を二重線で消すこと。

(様式7A)

## 特別措置申請書

平成 年 月 日

久留米市立

高等学校長 殿

\_\_\_\_\_  
中学校長

印

貴校志願予定の本校生徒（卒業生）（男・女）の障害等の状況は下記のとおりですので、受検（英語リスニングテストを除く。）に当って、適切な措置をとられるようお願いいたします。

障害等の種類・程度	
中学校における生活状況及び指導上の配慮事項	
受検上必要と考えられる特別な配慮事項	

- (注) 1 この特別措置の対象となる者は、身体に障害がある等のため通常の方法により受検することが困難と認められる者とする。
- 2 障害等の種類・程度欄には、医師の診断結果等に基づいて具体的に記入すること。
- 3 申請書の記載内容のみでは障害等の程度を十分に把握できない場合には、医師の診断書等を添付すること。

(様式7B)

## 英語リスニングテスト特別措置申請書

平成 年 月 日

久留米市立 高等学校長 殿

中学校長 印

貴校志願予定の本校生徒(卒業生) (男・女)の聴覚障害の状況は下記のとおりですので、英語リスニングテストについて、適切な措置をとられるようお願いいたします。

障害の種類・程度	
中学校における生活状況及び指導上の配慮事項	
備考	

- (注) 1 この特別措置の対象となる者は、原則として両耳の聴力レベルが30デシベル以上の者とする。  
ただし、補聴器の使用により、英語リスニングテストの通常の受検が可能となる者を除く。
- 2 障害の種類・程度欄には、聴力レベル等を具体的に記入すること。
- 3 備考欄には、補聴器を使用し、かつ、別室において音量増大等の措置を講じた場合に、聞き取りが可能かどうかについての所見を記入すること。
- 4 申請書の記載内容のみでは障害の程度を十分に把握できない場合には、医師の診断書等を添付すること。

# 受 検 票

学 科			
※受検番号	第	号	
氏 名	ありがな	性別	
生年月日	平成	年 月 日 生	
出 身 中学校名	久留米市立 高等学校長	中学校	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">                     志願先高等                      学校長公印                 </div>

(注) 1 ※印欄は高等学校で記入する。  
 2 性別の欄は男女の別を記入する。  
 3 この受検票の交付をもって、入学考査料  
 領収証書の受付証交付に代える。

(様式推1)

受付年月日		受付番号	受付者印
<b>推 薦 入 学 願 書</b> 平成29年 月 日 久留米市立 高等学校校長 殿 本人氏名 _____ (印) 保護者氏名 _____ (印)			
貴校 全日制課程 科 に入学を志願します。			
区 分	本 人	保 護 者	
ありがな	性別		
氏 名			
生年月日	平成 年 月 日 生		
現 住 所			
出身中学校名	中学校	本人との関係	
備 考		「本人との関係」欄には、例えば父、母、叔父等と記入すること。	

切 取 り

## 受 検 者 心 得

- 1 この受検票は面接、作文、実技試験当日必ず携帯すること。
- 2 携帯電話及びその他の通信機器の検査室への持ち込みは認めない。
- 3 面接等の期日及び集合時刻

平成29年2月8日(水)

時 分

切 取 り

(様式補)

受付年月日	受付番号	受付者印
<b>補充募集入学願書</b> 平成29年 月 日 久留米市立 久留米商業 高等学校長 殿 本人氏名 _____ 保護者氏名 _____ (印)		
貴校 全日制課程 科 に入学を志願します。		
区分 ふりがな	本人	保護者
氏名	性別	
生年月日	年 月 日生	
現住所		
出身中学校名	立	本人との関係
初回受検校 (志願課程)	高等学校(課程)	
初回受検校での 学科(コース) (系・受検番号)	科 コース ) 系	号
「本人との関係」欄には、例えば、父、母、叔父等と記入すること。		

取り

### 受検票

学科	第 号
※受検番号	
ふりがな	性別
氏名	
生年月日	昭和 年 月 日生 平成
出身 中学校名	中学校
久留米市立 高等学校長 学校長公印	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">           志願先高等            高等学校長            学校長公印         </div>

- (注) 1 ※印欄は高等学校で記入する。  
 2 性別の欄は男女の別を記入する。  
 3 この受検票の交付をもって、入学考査料  
 領収証書の受付証交付に代える。

## 受 検 者 心 得

- 1 この受検票は面接試験当日必ず携帯すること。
- 2 携帯電話及びその他の通信機器の検査室への持ち込みは認めない。
- 3 面接期日及び集合時刻  
平成29年3月23日(木)

時 分

切 取

## 平成29年度 久留米市立高等学校入学者選抜帰国生徒等特例措置実施要項

### 1 目 的

この要項は、平成29年度久留米市立高等学校入学者選抜に当たり、帰国生徒等について、必要な特例措置を講じることにより、その適切な受入れを図ることを目的とする。

### 2 一般学力検査の特例措置

#### (1) 対 象 者

- ア 中国等帰国孤児子女（以下「帰国孤児子女」という。）又は外国人生徒等で、原則として、帰国若しくは入国後小学校4年以上の学年に編入学した者、又は帰国若しくは入学時にすでに学齢を超過してわが国の小・中学校に編入学できなかった者で、平成22年1月1日以降に帰国若しくは入国した者
- イ 帰国孤児子女以外の帰国生徒で、現地校に引き続き3年以上在学し、かつ、原則として、平成28年1月1日以降に帰国した者

#### (2) 特例措置の内容

##### ア 学力検査時間の延長

学力検査時間を「国語」は25分、他の教科は15分延長し、その時間割は次のとおりとする。

#### 検 査 時 間 割

教 科	入室と注意	検 査 時 間	休 憩
国 語	8:45 ~ 8:55	8:55 ~ 10:05	10:05 ~ 10:20
数 学	10:20 ~ 10:25	10:25 ~ 11:25	11:25 ~ 11:40
社 会	11:40 ~ 11:45	11:45 ~ 12:45	12:45 ~ 13:20
理 科	13:20 ~ 13:25	13:25 ~ 14:25	14:25 ~ 14:40
外国語（英語）	14:40 ~ 14:45	14:45 ~ 15:50	

※ 外国語（英語）学力検査における検査時間の延長は、筆記テストについて行う。また、外国語（英語）学力検査の時間割は、筆記テストの終了時刻を除き、平成29年度久留米市立高等学校入学者選抜要項の（四）の2に準じる。

#### イ 学力検査問題の漢字の振り仮名

学力検査問題の一部について、別に漢字振り仮名表を用意するものとする。

#### ウ 検 査 場

学力検査は、志願先高等学校において帰国生徒等特例学力検査室を設けて行う。

#### (3) 申 請 手 続

- ア この特例措置の適用を受けようとする者は、入学願書等提出の際、帰国生徒等特例措置適用申請書（別紙様式1 31頁）を志願先高等学校長に提出するものとする。
- イ 高等学校長は、上記申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該申請者に対し、帰国生徒等特例措置適用証明書（別紙様式2 32頁）を交付するものとする。
- ウ この特例措置の適用を受ける者は、学力検査当日、上記帰国生徒等特例措置適用証明書を検査場に携行しなければならない。

### 3 出願期限の弾力化

高等学校長は、海外の日本人学校の卒業者等で、帰国後直ちに入学志願手続きを行おうとする者が、やむを得ない理由により出願期限に遅れたものと認められる場合には、久留米市教育委員会教育部学校教育課長と協議の上、当該出願を受け付けることができるものとする。

### 4 そ の 他

この要項に定めのない事項については、平成29年度久留米市立高等学校入学者選抜要項によるものとする。

(別紙様式1)

### 帰国生徒等特例措置適用申請書

平成29年 月 日

久留米市立

高等学校長 殿

入学志願者氏名 (性別 )

(平成 年 月 日生)

保護者氏名 印

下記の事項が事実と相違ないことを誓約しますので、平成29年度入学者選抜において、帰国生徒等の特例措置を適用されるよう申請します。

特例措置の区分	一般学力検査			
対象者区分	ア 帰国孤児子女又は外国人生徒    イ その他 (該当に○印)			
海外在留地名				
在留期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
学校教育歴	学校名	所在地(国名・都市名)	在学学年 年~ 年	在学期間 年 月~ 年 月
その他	(特に参考となることがあれば記入して下さい)			

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成29年 月 日

中学校長 印

(注) 1 (性別 ) 内には男女の別を記入すること。

2 日本に出身中学校がない場合は、中学校長の証明は必要ではないが、他の証明資料等があれば、提示すること。

(別紙様式2)

## 帰国生徒等特例措置適用証明書

入学志願者氏名 \_\_\_\_\_

受 検 番 号 \_\_\_\_\_

上記の者は、平成29年度入学選抜において、帰国生徒等の特例措置を受ける者であることを証明します。

平成29年      月      日

久留米市立

高等学校長 印

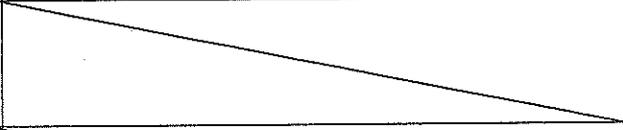
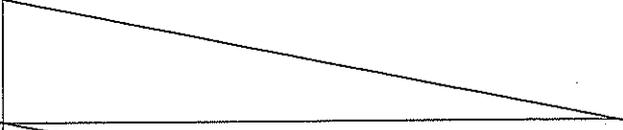
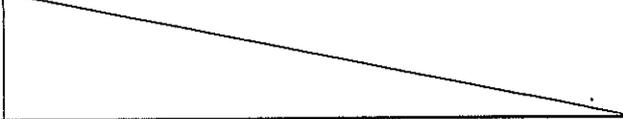
(注) この証明書は、学力検査当日、必ず検査場に持って行き、受検票と一緒に検査監督者に見せること。

## 久留米市立高等学校入学者選抜に関する日程表

### 1 一般入学者選抜に関する日程

月日（曜日）	事 項	提 出 書 類 等
2月 6日（月） ～ 2月27日（月） 正 午	通学区域外からの高等学校入学志願申請受付	① 通学区域外からの高等学校入学志願申請書 ② 下記入学願書受付欄の①～⑤ ③ その他必要な証明書等 （転勤証明書、居住予定の住所を明らかにする書類等）
2月14日（火） ～ 2月21日（火） 正 午	入 学 願 書 受 付	① 入学願書 ② 入学考査料領収証書 2,100円を所定の納付書により納付した領収証書 ③ 調査書 「居住証明」欄に証明は不要 ④ 評定一覧表及び評定分布表 ⑤ 入学考査料納付者名簿
2月22日（水） ～ 2月27日（月） 正 午	志 願 先 変 更 受 付	① はじめに志願した高等学校長へ志願変更届を提出する。 ② はじめに志願した高等学校長の志願変更証明書及び次の書類を志願変更先高等学校へ提出する。 ア 久留米市立高等学校へ提出する場合 (1) 入学願書 (2) 入学考査料領収証書 （久留米市立高等学校間の変更についてはその写し） (3) 調査書 (4) 評定一覧表及び評定分布表 (5) 入学考査料納付者名簿 イ 県立高等学校へ提出する場合 県立高等学校入学者選抜要項による。
3月8日（水）	学 力 検 査	/
3月15日（水） 午前9時	合 格 者 発 表	/

2 推薦入学者選抜に関する日程

月日（曜日）	事 項	提 出 書 類 等
2月1日（水） ～ 2月6日（月） 正 午	入 学 願 書 受 付	① 推薦入学願書 ② 志願理由書 ③ 推薦書 ④ 入学審査料領収証書 2,100円を所定の納付書により納付した領収証書 ⑤ 調査書 「居住証明」欄に証明は不要 ⑥ 評定一覧表及び評定分布表 ⑦ 入学審査料納付者名簿
2月8日（水）	面接、作文、実技試験	
2月14日（火） 午前9時	選考結果の通知	
3月15日（水） 午前9時	合 格 者 発 表	

# 久留米市立高等学校の通学区域に関する規則

平成12年9月1日

久留米市教育委員会規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市立高等学校（以下「市立高校」という。）の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 市立高校の通学区域は、次の表に定めるところによる。

名	称	通学区域
久留米市立久留米商業高等学校		福岡県内全域
久留米市立南筑高等学校		福岡県内全域

2 市立高校に就学する者は、本人又はその保護者が前項に定める通学区域内に居住しているものでなければならない。

(通学区域外からの就学)

第3条 前条第2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により通学区域外から市立高校へ就学しようとするときは久留米市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の許可を得なくてはならない。

2 前項の許可を得ようとする者は、通学区域外入学志願申請書（別記様式）に市立高校への就学を必要とする理由を証明するに足る書類その他必要な書類を添えて、就学しようとする高等学校を経て、教育長に提出しなければならない。

3 前項の規定により提出した書類の記載事項中に虚偽の事実が判明したときは、教育長は許可を取り消すことができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、市立高校の通学区域に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年10月6日から施行し、平成13年4月1日以後に市立高校に入学しようとする者から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に市立高校に就学している者及び平成13年3月31日以前に就学しようとする者に係る通学区域については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成14年1月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の久留米市立高等学校の通学区域に関する規則の規定は、平成15年4月1日以後に市立高等学校に入学しようとする者から適用する。

平成29年度 久留米市立高等学校入学定員一覧表

名 称	課 程	学 科・コース	入学定員	修業年限
久留米商業高等学校	全日制	経営科学科	160人	3年
		経営科学科 特別進学コース	80人	
南筑高等学校	全日制	普通科	240人	3年

久留米市立高等学校学則 第2条関係別表（平成24年久留米市教育委員会規則7・一部改正）より

教育委員会の権限に属する事務の管理及び  
執行状況に関する点検及び評価報告書  
(平成27年度分)

平成28年 月

久留米市教育委員会

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に  
関する点検及び評価（平成27年度分）報告書目次

第1	はじめに	1
第2	点検及び評価の実施手法	3
第3	教育委員会の権限に属する事務の状況	3
第4	教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況	10
I	総括的な考え方	10
II	各施策の取組状況	12
i	生きる力を育む学校教育の充実	12
ii	青少年健全育成の積極的な推進	59
iii	生涯学習都市づくりの推進	66
iv	人権のまちづくりの推進	83
v	行政改革、財政構造改善計画の取組	87
vi	教育委員会の活性化	87
第5	今後の方向性について	89
第6	点検・評価に関する学識経験者からの意見	92
I	平成26年度の意見への取組	92
II	平成27年度の意見	96
	参考資料	

## 第1 はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行された。

この法改正では、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等の制度の抜本的な改革が行われた。具体的には、従来の教育委員長と教育長とを一本化した新「教育長」の設置や、地方公共団体の長と教育委員会により構成する「総合教育会議」の設置、地方公共団体の長が教育に関する「大綱」を制定することなどの改正が行われた。平成27年度は、総合教育会議を3回開催し、その協議結果を踏まえて、平成27年11月には市長により教育に関する大綱が策定された。

なお、法改正のうち新「教育長」の設置に関して、本市教育委員会では、改正法附則第2条に定められた経過措置の規定により、現教育長の在任期間中については、従前の例によることとしている。

本市教育委員会は、市長が市議会の同意を得て任命した6人の教育委員(前述の経過措置による。)により組織される合議制の執行機関であり、教育、文化、スポーツの振興など学校教育及び社会教育行政に関する事務を管理執行している。

教育委員会の会議は、月1回開催の定例会と必要に応じて開催する臨時会を行い、議案や報告事項について審議するとともに、移動教育委員会として学校現場の視察や社会教育施設の視察などを行っている。

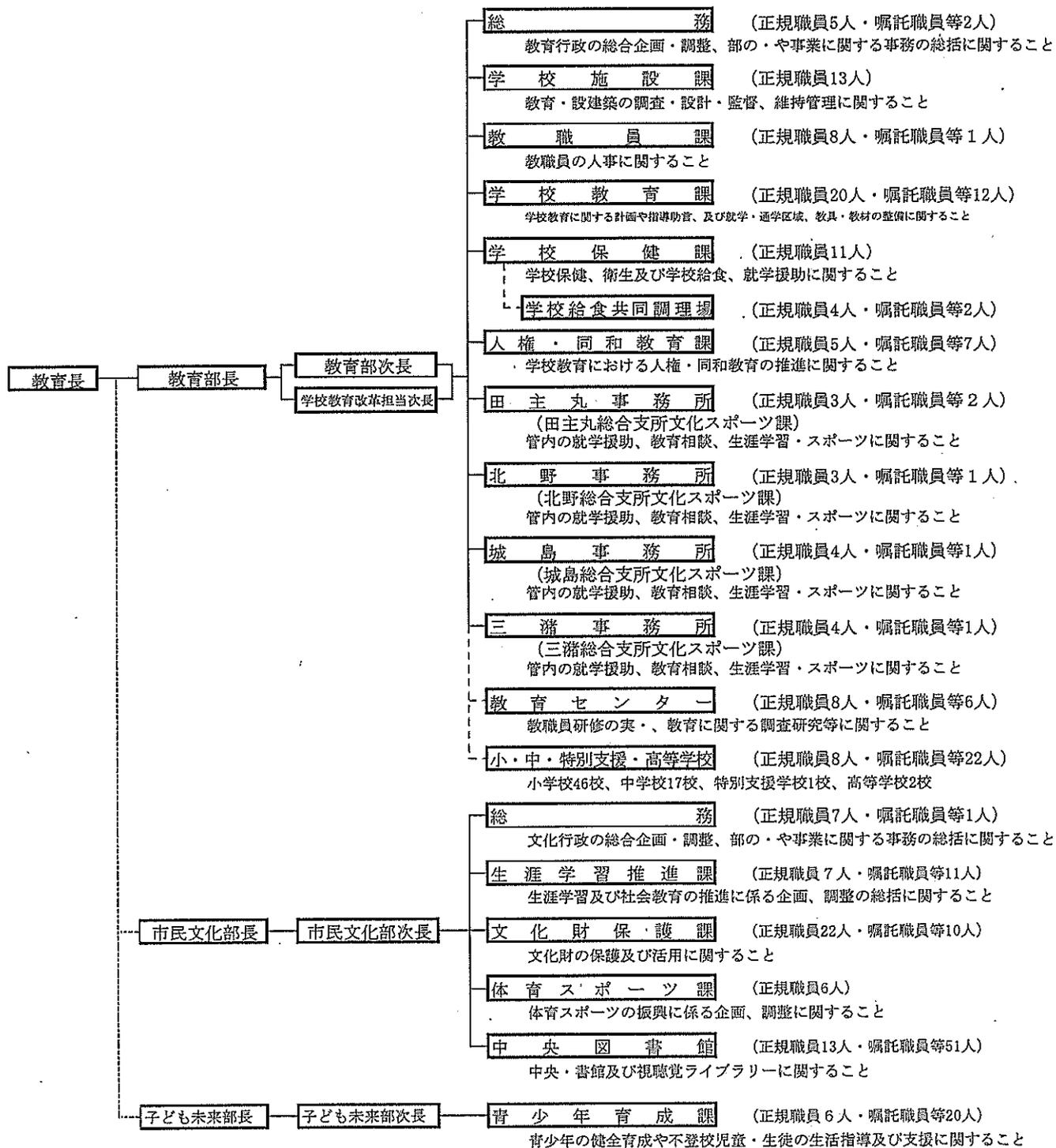
本市教育委員会では、「久留米市総合計画」に掲げる基本理念及び目指す都市像の実現に向けて、毎年度、教育の基本方針である「久留米市教育施策要綱」を定め、各施策の取組を進めている。

### 【教育委員名簿(平成27年度)】

区分	氏名	任期
委員長(H24.10.29から)	永田 見生	平成24年10月18日 ～平成28年10月17日
委員(職務代行者)	半田 利通	平成24年4月1日 ～平成28年3月31日
委員	岡部 千鶴	平成26年4月1日 ～平成30年3月31日
委員	白水 美弥子	平成26年7月1日 ～平成30年6月30日
委員	日野 佳弘	平成23年7月11日 ～平成27年7月10日 平成27年7月10日 ～平成31年7月10日 ※平成28年4月1日より職務代行者
教育長	堤 正則	平成25年4月1日 ～平成29年3月31日

(平成27年度)

● 久留米市教育委員会の組織と所掌事務



## 第2 点検及び評価の実施手法

### 1 目的

教育委員会は、次の視点から、点検及び評価を行うものとする。

- 教育委員会の活動状況や主要な施策及び事務事業の取組状況についてとりまとめ、課題の整理や施策等の方向性を明らかにし、今後における効果的な教育行政の推進を図る。
- 点検及び評価の結果を市議会に報告するとともに市民に公表することで、説明責任を果たし信頼される教育行政を推進する。

### 2 対象

- 教育委員会の権限に属する事務
  - ア 教育委員会会議の開催及び運営状況
  - イ その権限に属する事務の処理状況
- 教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務
  - ア 久留米市教育施策要綱に掲げる施策

### 3 方法

教育委員会は、「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価の実施に関する要綱」に基づき、毎年度、教育委員会会議の開催状況並びに教育施策要綱及び教育改革プランに掲げる施策等の進捗状況等を取りまとめ、今後における施策等の方向性を整理することで点検及び評価を行う。また、点検及び評価に際しては、学識経験を有する者の意見を聴取する。

#### (1) 事業等の自己評価

平成27年度教育施策要綱に掲げた事業について、次の評価基準に基づき自己評価する。

「◎」(達成)	明示した目標を達成した。
「○」(概ね達成)	期待どおりの成果を得られ、ほぼ目標を達成した。
「△」(未達成)	一定の成果を得られたが、目標との乖離がある。
「×」(要改善・検討)	事業内容・手法等について改善や検討を行う必要がある。
「-」(未実施)	状況等の変化により、事業を実施できなかった。

#### (2) 上記(1)により実施した自己評価等を踏まえた学識経験者の意見を聴取する。

### 4 結果の公表と活用

教育委員会は、点検及び評価を行った後、その結果をとりまとめた報告書を市議会に提出するとともに市民への公表を行う。点検及び評価の結果については、教育施策等への反映に努めるものとする。

## 第3 教育委員会の権限に属する事務の状況

### 1 教育委員会会議の開催及び運営状況

教育委員会会議は、定例会として毎月1回行うこととしている(久留米市教育委員会会議規則)。会議の開催状況は市ホームページに公開し、傍聴希望者がある場合は、その対応を行っている。

平成27年度は、この定例会12回のほか、臨時会を2回開催し、合計14回の会議を設けた。各会議では、毎回2時間程度の審議を行った。また、各教育機関での実情を把握するため、「移動教

育委員会」として、教育委員会会議を学校や社会教育施設で行う取り組みを進めており、27年度は、江南中学校（2月）を視察した。

会議の運営状況としては、議案資料等を事前に配布し、各委員が十分に内容を把握したうえで審議を行うよう努めており、各議案に対する質疑が活発に交わされた。また、議案に関連して各委員から寄せられた各施策・事業等に対する意見については、事業等の具体化又は実施に際して反映を行った。

## 2 教育委員会の権限に属する事務の処理状況

教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針や教育委員会規則の制定などについては、教育長に委任することなく、教育委員会会議のなかで決定することとなっている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条）。これに基づき、教育委員会では、教育長に委任する事項とそれ以外の事項を定めており、下表の事項については教育委員会の権限として、会議の中で決定を行うこととしている（久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条）。

この方針に沿って、平成27年は、合計62件の議案を審議した。会議の進行にあたっては、議案の他に、協議事項、報告事項に分類し、議論や事務局との意見交換、情報共有化を行い、必要に応じて各委員からの意見が述べられた。

【表1 教育委員会の権限に属する事務の審議状況（27年度）】

教育委員会の権限に属する事務（分類）	議案数
(1) 学校教育又は社会教育の方針を定めること	6
(2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること	
(3) 重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること	
(4) 事務局及び学校、その他教育機関の職員の任免、転補等を行うこと	
(5) 県費負担職員の定期異動並びに小中学校等の校長・教頭の任免及び転補等の人事異動の内申、小中学校等の主任等の任免を行うこと	8
(6) 事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の懲戒に関すること	
(7) 県費負担職員の賞罰、服務監督に関する方針を定めること	
(8) 重要な工事の計画を決定すること	
(9) 委員会に関する規定の制定又は改廃を行うこと	5
(10) 議会の議決を経るべき議案について市長の求めに応じて意見を申出すること	13
(11) 法令及び条例に基づく委員を委嘱すること	25
(12) 教職員の研修の基本方針を定めること	
(13) 小学校及び中学校の通学区域の設定及び変更を決定すること	
(14) 教科用図書を選択すること	4
(15) 学校給食及び学校保健の基本方針を定めること	
(16) 教育に関する事務の管理執行状況の点検・評価並びに議会への報告、公表に関すること	1

【表2 教育委員会会議の実施状況(27年度)】

(「分類」は表1の分類による)

日付	内容	結果	分類
4月27日 (定例会)	(議案) ・久留米市立学校の主任等の任命について ・平成27年度教育施策要綱について ・久留米市教科用図書選定委員会委員の任命等について ・久留米市教科用図書選定委員会専門委員の任命について	可決 # # #	(5) (1) (11) (11)
	(報告) ・教育委員会後援事業等に関する報告 ・総合教育会議の設置について ・「久留米市ベストアメニティカップ国際女子テニス」について		
5月26日 (定例会)	(議案) ・久留米市文化財専門委員会委員の委嘱について ・久留米市体育施設条例の一部を改正する条例 ・久留米市立図書館協議会委員の任命について ・久留米市学校結核対策委員会委員の任命又は委嘱について ・平成28年度使用久留米市立中学校、久留米特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級教科用図書採択に係る選定方針について ・平成28年度使用久留米市立中学校、久留米特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級教科用図書採択に係る候補教科用図書の選定について(諮問)	可決 # # # # #	(11) (10) (11) (11) (14) (14)
	(協議) ・小規模特認校制度の評価について(案)		
	(報告) ・教育委員会後援事業等に関する報告 ・平成27年度(公財)久留米市体育協会各種事業の共催・後援について ・中学生への学習支援事業(くるめっ子塾)の開設について		
6月30日 (定例会)	(議案) ・久留米市社会教育委員の委嘱について ・久留米市生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について ・久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について ・久留米市北野生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について ・久留米市城島生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について ・久留米市三潴生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について ・久留米市城島ふれあいセンター運営委員会委員の任命又は委嘱について ・久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について ・久留米市立図書館協議会委員の任命について ・久留米市教育職員表彰懲戒諮問委員会委員の委嘱について ・久留米市立小中学校通学区域審議会委員の任命又は委嘱について ・久留米市教育集会所運営審議会委員の任命又は委嘱について ・日吉小学校校舎改築工事請負契約締結に係る意見の申出の臨時代理について ・日吉小学校校舎改築電気設備工事請負契約締結に係る意見の申出の臨時代理について ・日吉小学校校舎改築機械設備工事請負契約締結に係る意見の申出の臨時代理について ・屏水中学校校舎改築工事請負契約締結に係る意見の申出の臨時代理について	可決 # # # # # # # # # # # # # # # # #	(11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (10) (10) (10) (10)
	(協議) ・小規模特認校制度の運用について(案) ・久留米市立小学校 小規模化対応方針(仮称)の策定について(案) ・南筑高校のコース設定と第3期入試の廃止について(案)		

	(報告) ・教育委員会後援事業等に関する報告 ・平成27年度久留米市学力・生活実態調査(中学校)の結果について ・不登校児童生徒の状況について ・久留米市武道館及び久留米市弓道場の改築について		
7月23日 (定例会)	(議案) ・久留米市北野生涯学習センター及び久留米市三瀬生涯学習センター並びに附帯施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則 ・久留米市立図書館協議会委員の任命について ・平成28年度使用久留米特別支援学校高等部及び久留米市立高等学校教科用図書採択について	可決 " "	(9) (11) (14)
	(協議) ・久留米市立小学校小規模化対応方針(案)について		
	(報告) ・教育委員会後援事業等に関する報告 ・一般質問回答要旨 ・小規模特認校制度に係る地域学校協議会への情報提供について ・平成27年度通学路危険箇所調査の結果と対応について ・第18回筑後川Eポートフェスティバルについて ・第17回紫灘旗全国高校遠的弓道大会について		
8月7日 (臨時会)	・平成28年度使用久留米市立中学校、久留米特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級教科用図書の採択について	一部 継続 協議	(14)
8月20日 (定例会)	(議案) ・平成27年度教育費9月補正予算に係る意見の申出について ・久留米市奨学金条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について ・久留米市立小学校における小規模特認校制度の運用について ・久留米市立小学校小規模特認校における平成28年度転入学児童の募集について ・久留米市教育支援委員会委員の任命又は委嘱について ※平成28年度使用久留米市立中学校、久留米特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級教科用図書の採択について(再審議)	可決 " " " "	(10) (10) (1) (1) (11)
	(協議) ・久留米市立小学校小規模化対応方針(案)について		
	(報告) ・教育委員会後援事業等に関する報告 ・平成27年度第1回久留米市社会教育委員会議の開催について ・平成28年度久留米市立中学校選択制実施要項の概要について ・久留米市教育改革推進会議委員の委嘱について ・平成27年度中体連九州大会・全国大会報告		
9月17日 (定例会)	(協議) ・久留米市立小学校小規模化対応方針(仮称)の策定について ・次期教育改革プランの策定状況について		

	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会後援事業等に関する報告</li> <li>・平成27年全国学力・学習状況調査の結果について</li> <li>・平成27年度中体連九州大会・全国大会報告</li> <li>・ケータイ・スマホ家庭教育宣言キャンペーンイベントについて</li> <li>・第40回くるめの考古資料展「久留米の新発見」</li> <li>・福岡県市町村文化財保存整備協議会20周年記念シンポジウムについて</li> </ul>		
10月23日 (定例会)	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米市文化財収蔵資料審議会委員の委嘱について</li> <li>・平成28年度久留米市立高等学校入学者選抜要項について</li> <li>・久留米市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則</li> </ul>	可決 # #	(11) (1) (9)
	<p>(協議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米市立小学校 小規模化対応方針(案)について</li> <li>・教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書(平成26年度分)について</li> <li>・次期教育改革プランの策定状況について</li> </ul>		
	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会後援事業等に関する報告</li> <li>・平成27年第4回(9月)久留米市議会一般質問回答要旨について</li> <li>・平成26年度児童生徒問題行動等調査結果について</li> <li>・平成27年度全国学力・学習状況調査の市町村別結果の公表について</li> </ul>		
11月27日 (定例会)	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項及び平成28年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者選考要項について</li> <li>・平成28年度久留米市立高等学校教職員人事異動方針について</li> <li>・平成28年度久留米市立小・中・特別支援学校教職員人事異動方針について</li> <li>・久留米市立学校の主任等の任命について</li> </ul>	可決 # # #	(1) (5) (5) (5)
	<p>(協議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書(平成26年度分)について</li> </ul>		
	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会後援事業等に関する報告</li> <li>・平成27年度 久留米市立小・中・高・特別支援学校等の卒業式の期日について</li> <li>・有馬記念館リニューアル5周年記念企画展「久留米藩の参勤交代」について</li> </ul>		
12月25日 (定例会)	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について</li> <li>・教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価の実施について</li> </ul>	可決 #	(11) (16)
	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会後援事業等に関する報告</li> <li>・平成27年第5回(12月)久留米市議会一般質問回答要旨</li> <li>・平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の</li> </ul>		

	<p>結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ問題対応強化月間」の取組のまとめについて</li> <li>・第4回「くるめ学」子どもサミットについて</li> <li>・平成27年度久留米市立中学校選択制の状況について</li> <li>・学校給食における食物アレルギー対応の手引きについて</li> <li>・久留米市立城島図書館の臨時休館について</li> <li>・移動図書館車両の更新について</li> </ul>		
1月25日 (定例会)	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則</li> <li>・久留米市北野生涯学習センター運営委員会委員の任命について</li> </ul>	可決 〃	(10) (11)
	<p>(協議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度予算編成基本方針(案)</li> <li>・第3期久留米市教育改革プラン(案)について</li> </ul>		
	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会後援事業等に関する報告</li> <li>・全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表について</li> <li>・平成28年度入学式期日について</li> <li>・第3期久留米市教育改革プラン(案)に関するパブリックコメントの実施について</li> </ul>		
2月22日 (定例会)	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・坂本繁二郎生家条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について</li> <li>・久留米市三瀬B&amp;G海洋センター条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について</li> <li>・久留米市スポーツ推進委員の委嘱について</li> <li>・平成27年度教育費3月補正予算に係る意見の申出について</li> <li>・平成28年度教育費予算に係る意見の申出について</li> <li>・久留米市城島ふれあいセンター条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について</li> </ul>	可決 〃 〃 〃 〃 〃	(10) (10) (11) (10) (10) (10)
	<p>(報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会後援事業等に関する報告</li> <li>・地域学校協議会の取組について</li> <li>・有馬記念館リニューアルオープン5周年記念「おひなさまとミニチュアのお道具」の開催について</li> <li>・南筑高校の修学旅行について</li> <li>・学校改築事業の進捗状況について</li> <li>・平成27年度久留米市学力・生活実態調査(小学校)の結果について</li> </ul>		
3月3日 (臨時会)	<p>(議案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度久留米市立学校教職員(管理職)の人事異動内申の臨時代理について</li> </ul>	可決	(5)

3月30日 (定例会)	(議案)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則</li> <li>・久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則</li> <li>・久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則</li> <li>・久留米市スポーツ推進委員の委嘱について</li> <li>・学校評議員の委嘱について</li> <li>・第3期久留米市教育改革プラン(久留米市教育振興基本計画)</li> <li>・平成28年度久留米市教育委員会事務局等職員の人事異動の臨時代理について</li> <li>・平成28年度久留米市立学校教職員の人事異動内申の臨時代理について</li> <li>・平成28年度久留米市立高等学校教職員の人事異動の臨時代理について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> <li>〃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(9)</li> <li>(9)</li> <li>(9)</li> <li>(11)</li> <li>(11)</li> <li>(1)</li> <li>(5)</li> <li>(5)</li> <li>(5)</li> </ul>
	(協議)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度教育施策要綱(案)について</li> </ul>		
	(報告)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会後援事業等に関する報告</li> <li>・平成28年第1回一般質問回答要旨について</li> <li>・通学路の交通安全対策について</li> <li>・久留米商業高校経営科学科[特別進学コース含む]について(3年経過後の総括)</li> <li>・平成28年度新設 南筑高校スポーツキャリアコースについて</li> <li>・学校における障害者差別解消法の啓発チラシについて</li> <li>・国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの開始について</li> <li>・京都相国寺・金閣寺の美 若冲と仁清</li> <li>・城島ふれあいセンター条例の別表の取り扱いについて</li> </ul>		

## 第4 教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況

### I 総括的な考え方

平成27年度は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に基づき、総合教育会議での協議により策定される大綱（教育政策の方針）を踏まえた次期教育改革プランの策定を進めながら、教育課題の解決に向けた積極的な教育施策・事業の推進に取り組むこととなった。

具体的には、平成27年6月から11月にかけて3回の総合教育会議を開催し、市長と教育委員会との協議を重ねたうえで、11月に市長による教育に関する大綱を策定した。これに併行して、8月には学識者、教職員、保護者、市民代表で構成する教育改革推進会議を設置し、第2期教育改革プランの総括を行うとともに、第3期教育改革プランの構想に着手した。教育改革推進会議は、3月までに5回の会議を行い、教育に関する大綱を踏まえた第3期教育改革プランの案を作成した。この間、2月にはパブリックコメントを実施し、市民の意見を取り入れた第3期教育改革プランを3月の教育委員会で議決し、策定した。

また、平成27年度から、小中学校のすべての普通教室に設置した空調機を活用して夏季休業期間を1週間短縮し、きめ細かな指導の推進を通して学校教育活動の充実を図ることとした。

さらに、「市民一人ひとりを大切に 安心、活力に満ちた久留米づくり」という市政運営方針のもと、とりわけ、全国平均以上の学力と全国平均以下の不登校児童生徒の出現率を目指し、「学力の保障と向上」「不登校の予防と解消」を重点課題とするほか、児童生徒一人ひとりを大切にする視点から、「人権意識の確立」「特別支援教育の充実」についても重点的に取り組んだ。

学力の保障と向上に関する具体的取組として、中学校における少人数授業を見直して新たに「学力向上コーディネーター」を全ての中学校に配置し、よりきめ細かな学習指導の充実を図るとともに、学習支援ボランティアを活用した放課後学習等により学習習慣の定着を進めた。さらに、一人ひとりの生徒に合わせた基礎・基本的な学習を支援するために、無料の学習支援の場（くるめっ子塾）を設置し、基礎学力の定着を図った。

また、不登校対策として小学校における生徒指導サポーターの活用や中学校での校内適応指導教室による支援等を継続するとともに、障害のある子どもが安心して教育を受けられるよう、特別支援教育支援員の配置拡充や医療的ケア対応事業を推進した。

加えて、学校と家庭・地域との更なる連携強化を図るため、「開かれた学校づくり」に向けた取り組みである、小・中学校コミュニティ・スクール（久留米版）推進事業を実施した。

学校施設の整備に関しては、児童がゆとりをもって快適に学校生活を送ることができるように、引き続き老朽化した学校施設の長寿命化対策として、外壁・トイレ・防水改修等を実施した。また、学校施設改築事業においては、日吉小学校と屏水中学校の改築工事の着工及び、篠山小学校と京町小学校の改築工事の設計を実施し、安全かつ快適で豊かな施設環境を確保に取り組んだ。

学校の規模や配置に係る課題については、特に課題が大きいと認識している小学校の小規模化への対応として、平成25年度に導入した小規模特認校制度の評価を行うとともに、通学区域審議会から出された最終答申を踏まえて対応方針の検討を進めた。

社会教育分野においては、市民が生涯にわたり自己実現を図っていくことができるよう、生涯学習の振興に努め、全市的な生涯学習ネットワークの確立を図るとともに、青少年健全育成の推進、家庭・地域社会の教育力の向上、社会人権・同和教育の推進など、地域に根ざした市民主体の生涯学習・社会教育の推進に取り組んだ。あわせて、利用者が安全で安心して利用できるよう生涯学習施設等の改修を進めた。

また、市立図書館は、市民の学びと情報の拠点として、市民生活の充実と地域社会の発展を支える役割を担うため、多様な図書資料や情報の収集・蓄積等を行い、サービスの充実を図った。

スポーツ振興については、市民がライフステージに応じて、身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、「久留米市スポーツ振興基本計画」に基づき、各種スポーツ事業の実施や、総合型地域スポーツクラブ等との連携など、市民スポーツの推進に努めた。

さらに、市民の財産である文化財の適正な保護とその利用及び活用に努めるとともに、市民意識の醸成や地域文化の継承に役立てた。また、地域の活性化につなげるために、地域と連携した事業の展開を図った。

これらの取組を進めるにあたっては、厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革にも継続的に取り組み、効率的・効果的な事業実施に努めてきた。

## II 各施策の取組状況

### i 生きる力を育む学校教育の充実

#### 1 教育改革プランの推進

##### 《取組の概要》

平成27年度は第2期教育改革プランの目標値を延長し、引き続き「未来を担う人間力を身につけた子どもの育成」のために、全ての子どもたちの「学ぶ権利」を保障し、未来を切り拓く人材を育てるため、「笑顔で学ぶくめっ子」に向かった教育改革を進め、学校教育の充実を図ることとした。特に、①「健やかな体」の育成、②「豊かな心」の育成、③「確かな学力」の育成及び、④「家庭・地域との連携と学校力の向上」の4つを具体的目標として掲げ、施策を推進することとした。

#### (1) 「健やかな体」の育成

##### ア) 食育の充実

- ① 東国分小、南小、合川小、川会小、筑邦西中の5校のモデル校において、食育に関するアンケートの実施や食育に関する教育講演会、生活リズムカードの実施など、各学校のPTA活動を中心に学校・地域及び家庭が連携した運動を展開し、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を図り、食育の啓発を促進させた。
- ② 久留米市栄養教諭学校栄養職員等研究会等において、「朝ごはんレシピ集」(年4回)の作成・家庭への配布、子ども料理コンクールや親子料理教室の開催、食に関する教科等の指導や給食指導の充実、教職員対象の食育情報通信「もぐもぐ通信」(年3回)の配布等を実施し、家庭と連携しながら学校における食育を充実させた。
- ③ 調理研究会において、新規献立の試作・検討を行い、給食献立に取り入れた。また、毎月1回、久留米産の玄米を使用した米粉パンと旬の地場産野菜を使用した副食による「地場産給食の日」を実施し、地場農産物の使用拡大を図るとともに、家庭に対して毎月給食献立表や給食便りを配布することで、食育情報を発信し、その啓発に努めた。

##### イ) 体育的活動の推進

- ① 福岡県教育委員会主催の体育関係の研修会への参加や、体育の授業のみならず、学校訪問等において、1校1取組運動をはじめとする体育的活動全般への指導・助言を行い、広く情報の共有化と指導の充実を図った。
- ② 外部指導者の活用を積極的に行うため、外部指導者にスポーツ安全保険を適用し、安心して指導できる環境を整えながら、生徒の技術向上及び部活動の活性化を促進した。
- ③ 4~6月に実施する定期健康診断、年間を通じた保健室の環境整備や養護教諭に対する研修会の実施など、学校が行う保健衛生活動に対して、随時必要な支援・指導・助言を行い、児童生徒の健康増進を図った。

##### ウ) 障害のある子どもへの医療的支援

- ① 特別支援学校に1日あたり2時間3名、4時間2名、6時間3名、8時間1名の看護師を配置し、児童生徒1人あたり週2回程度の医療的ケアを行った。
- ② 児童生徒の訪問看護の利用に対し支援を行い、H27年度は久留米特別支援学校9名、小学校2名、中学校1名が利用した。

《平成 27 年度に実施した事業の概要》

区分 掲載ページ	事業名 (担当課) ★は重点事業	実施概要
重点事業 1 p. 13	★食育プログラム研究推進事業 (学校教育課)	子どもたちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるために、久留米市栄養教諭・学校栄養職員等研究会に対して助成を行った。
重点事業 2 p. 14	★食育啓発・促進事業 (学校教育課)	学校・地域及び家庭が連携し、家庭における食育の充実や子どもの基本的な生活習慣の定着を図るため、小中学校父母教師会等の取組としての食育啓発活動に対して助成を行った。
重点事業 3 p. 15	★医療的ケア対応事業 (学校教育課)	久留米特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対応するために看護師を配置し、児童生徒の状況に的確に対応できる安全な教育環境を整備した。
その他事業 p. 16	中体連・中文連助成 賞賜金支給 (学校教育課)	中学生の体育・文化活動の充実を図るために、中体連・中文連の運営費を助成するとともに、各種大会等の助成、生徒の出場旅費の補助を行った。
その他事業 p. 16	中学校部活動活性化事業 (学校教育課)	(財) スポーツ安全協会のスポーツ安全保険への加入を通して外部指導者の事故等に対応すると共に、外部指導者の積極的活用を図った。
その他事業 p. 16	学校訪問看護支援事業 (学校教育課)	医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者が、訪問看護制度を活用する際の補助を行った。

平成 27 年度 重点事業シート

重点事業 1

<p>事業名 (担当課)</p>	<p>食育プログラム研究推進事業 (学校教育課)</p>	<p>H27 決算</p>	<p>686千円</p>
<p>目的等</p>	<p>子どもたちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるために、家庭と連携しながら食育に対する取組を推進している市内の小・中・特別支援学校・保育園・幼稚園の栄養教諭・学校栄養職員等からなる久留米市栄養教諭・学校栄養職員等研究会に対し、助成を行う。</p>		
<p>事業内容</p>	<p>久留米市栄養教諭・学校栄養職員等のこれまでの取組を生かし、充実発展させるための食育プログラムの研究を推進させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食の大切さや安全、地産地消など食に関する授業の充実</li> <li>○ 健康によい食事のとり方など望ましい食習慣の形成を図る学校給食の充実</li> <li>○ 食に関する講演会の実施</li> <li>○ よりよい食生活を築く情報を掲載したチラシの作成・配布・啓発</li> <li>○ 食への関心を高める子ども料理コンクール、親子料理教室の開催</li> <li>○ 児童生徒の食に関する実態の調査、分析などを行い、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせる。</li> </ul>		
<p>成果目標</p>	<p>食に関する指導の充実や家庭等への啓発の推進を図り、児童生徒の朝食摂取率を1%以上上昇させる。</p>		
<p>H27 年度の成果等</p>	<p>久留米市栄養教諭・学校栄養職員等研究会等において、「朝ごはんレシピ集」(年4回)の作成・配布、親子料理教室等を実施し、家庭との連携を図った学校における食育に取り組んだ。しかし、市全体の朝食を食べない児童生徒の割合は前年度より増加している。 ※平成 27 年度全国学力・学習状況調査 (小学校 5.3%→6.4%、中学校 6.5%→7.7%)</p>		
<p>今後の方向性等</p>	<p>朝食を食べない児童生徒の割合は、全国的に増加しているが、本市では全国以上の増加傾向がみられる。本事業の継続に加えてさらに充実を検討していく。</p>		
<p>評価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)</p>		<p>△</p>	
<p>朝ごはんレシピの作成・配布や親子料理教室の実施、教職員向けの通信の発行など、さまざまな側面から食育を推進したが、朝食摂取率は前年度より低下している。 昨年度評価「◎」</p>			

平成 27 年度 重点事業シート

重点事業 2

<p>事業名 (担当課)</p>	<p>食育啓発・促進事業 (学校教育課)</p>	<p>H27 決算</p>	<p>500 千円</p>
<p>目的等</p>	<p>子どもたちの食事や睡眠などの生活習慣の乱れは、意識の問題でもあるので、「早寝・早起き・朝ごはん」「なにがなんでも朝ごはん」をスローガンに、学校・地域及び家庭が連携した運動を展開し、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上を図ることができるように各学校の P T A に対し、助成を行う。</p>		
<p>事業内容</p>	<p>各学校で P T A を中心に展開している食育の取組をさらに具体化し、充実発展させるために本事業を展開し、各学校における家庭との連携を図った食育の啓発を促進させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○朝食摂取頻度の向上の取組に対して             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活リズムカードの実施</li> <li>・朝食内容の充実のための食育講演会の実施 など</li> </ul> </li> <li>○学校・P T A・地域の連携した取組に対して             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「食育推進校」ののぼりの設置</li> <li>・児童、保護者への意識調査と分析結果の公表 など</li> </ul> </li> </ul> <div style="text-align: center;"> </div>		
<p>成果目標</p>	<p>モデル事業実施 5 校における朝食摂取率の向上</p>		
<p>H27 年度の成果等</p>	<p>食育啓発推進モデル校として 5 校を指定し、「早寝・早起き・朝ごはん」運動など、P T A 活動を通じて取組を展開することができ、朝食摂取の啓発が図られ、朝食を食べない児童生徒の割合は若干減少した。</p>		
<p>今後の方向性等</p>	<p>市全体では朝食摂取率が前年度より低下している。さらに定着を目指すため、今後も引き続き食育啓発推進校を指定し、P T A と連携して朝食摂食の推進を図る。</p>		
<p>評価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)</p>			<p>○</p>
<p>食育啓発推進モデル校では、朝食を食べる子どもの割合は上昇したところもあった(5 校中 3 校)。しかし、市全体としては、朝食摂取率の地域差が大きく、更なる保護者への啓発の取組の強化が求められるため、「○」とした。</p>			<p>昨年度評価「○」</p>

<p>事業名 (担当課)</p>	<p>医療的ケア対応事業 (学校教育課)</p>	<p>H27 決算</p>	<p>19,684 千円</p>
<p>目的等</p>	<p>久留米特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対応をするために、看護師を配置することにより医療機関と連携した吸引、経管栄養、導尿などを実施するとともに、子どもの状況に的確に対応できる安全な教育環境の整備を図る。</p>		
<p>事業内容</p>	<p>(1) 対象 久留米特別支援学校に在籍し、医療的ケアを必要とする児童生徒 (2) 事業所による看護師派遣 看護師を派遣することができる事業所に対する業務委託 1日2時間従事3名,4時間従事2名,6時間従事3名,8時間従事1名 計9名</p>		
<p>成果目標</p>	<p>医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実</p>		
<p>H27 年度の 成果等</p>	<p>平成 27 年度から、看護師の配置を 7 名から 9 名に充実した。保護者の待機を原則として不要とし、負担軽減を図った。</p>		
<p>今後の 方向性等</p>	<p>看護師配置は充実したので、今後、医療的ケアを必要とする児童生徒の増減に応じて体制を確保していく。</p>		
<p>評 価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)</p>			<p>◎</p>
<p>平成 26 年度に大幅に充実し、保護者の負担軽減を実現しており、今年度対象の増に伴う充実を行ったので「◎」評価とした。 昨年度評価「◎」</p>			

【その他の事業】

事業名 (担当課)	決算額 (千円)	評価	備考
中体連・中文連助成 賞賜金支給 (学校教育課)	22,070	◎	市中体連・中文連の運営費を助成し、中学生の体育・文化活動の充実を図った。また、各種大会の生徒への出場費の補助を行った。
中学校部活動活性化事業 (学校教育課)	197	◎	市内中学校 17 校に 107 人に対し保険加入を行い、中学校の部活動に対する外部指導者の活用を行うことができた。
学校訪問看護支援事業 (学校教育課)	1,729	○	保護者に対して、539,000 円を上限とし、訪問看護の利用を補助することができた。しかし、週 2 回までを限度としているので、さらなる充実が必要と考えている。

評価区分：「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(要改善・検討) 「-」未実施

## (2) 「豊かな心」の育成

### ア) 道徳性・社会性の形成

- ① 2泊3日の宿泊自然体験を全小学校で実施し、自然環境の中でウォークラリーや登山、カヌー教室や天体観測などの様々な野外活動を通じて社会性・協調性の育成を図った。また、小小連携・小中連携の推進の視点から城島地区・北野地区及び田主丸地区（田主丸小を除き東西に分ける）においては複数校合同で2泊3日の宿泊自然体験を実施した。
- ② 市内17中学校において、第2学年もしくは第3学年において、1～3日間の職場体験を実施するとともに、全小中高等学校において、キャリア教育の全体計画・年間計画を作成するなどして、勤労観・職業観を育成した。
- ③ 「ネットにおける誹謗中傷・いじめ等の防止」に関して、各小中学校においてロールプレイやソーシャルスキルトレーニングなどの体験参加型の学習活動を取り入れるなど工夫された活動を行った。
- ④ 補助金を活用し、「くるめ学」を位置づけた総合的な学習の時間を中心に、地域の教育資源の効果的活用が促進され、児童生徒の道徳性や社会性の育成につながった。

### イ) 文化・芸術活動の推進

- ① 学校訪問や校内研修において図画工作科・美術科教育への指導助言を行った。また、中学校第1学年の生徒に対して、石橋美術館鑑賞のためのバス借り上げを行い、17校全校の生徒が石橋美術館での企画展・常設展の鑑賞を行った。
- ② 子どものための舞台芸術体験活動等の国・県の実施する文化芸術鑑賞事業への応募を推奨した。
- ③ 中学校文化連盟への補助を通して、文化部活動の活性化を行い、中学校英語暗唱大会、市内音楽祭などが開催された。

### ウ) 不登校の予防と対策

- ① スクールソーシャルワーカーを学校教育課内に3名、社会福祉士資格を有する行政職員1名を常駐させ、各学校と連絡を取り合い、児童生徒の置かれている環境の改善に向け、医療機関や児童相談所をはじめとした各関係機関との連携に努めた。平成27年度は118件のケースに対応した。
- ② 中学校における生徒指導担当教師を専任化し、月1度の連絡協議会を開き対応等について話し合った。
- ③ 小学校46校中学校17校すべてにスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員に対し、教育相談などの支援を行い、心の安定に努めた。
- ④ 不登校及び傾向児童に対し、各学校でチーム指導を行うとともに、生徒指導サポーター（小学校15校）を配置し、不登校児童及び不登校傾向児童について、学校と家庭及び関係機関との連携を図り、家庭訪問・教育相談などの支援を行った。
- ⑤ 中学校17校中11校に校内適応指導教室助手を配置し、学習支援や相談活動を行うことにより、不登校生徒の居場所を作り、教室復帰を支援した。
- ⑥ 適応指導教室「らるご久留米」において、心因的な要因などにより、学校に行きたくても行けない不登校児童生徒に対し、様々な体験活動を通して「心の安定」や「心のエネルギーの回復」に努め、自信の構築を図ることで学校復帰を支援した。（H27年度通級生36名）
- ⑦ 家庭に引きこもりがちな不登校児童生徒の家庭に訪問指導員を派遣し、引きこもりがちな児童

生徒やその保護者等の悩みや不安の解消を図り、適応指導教室等への通級及び学校復帰を支援した。(H27 年度訪問児童生徒数：4 名・訪問件数 55 件)

エ) 問題行動の予防と対策

- ① 遊び・非行型の児童生徒の諸問題に対して、久留米市児童生徒健全育成コア会議を開催し、警察や青少年育成課等との連絡・連携を行った。また、学校警察連絡協議会を開催し、市内小中学校における情報交換並びに協力関係の構築を行った。

オ) 人権・同和教育の充実

- ① 教職員人権意識アンケートの結果・課題を、市立学校全校対象の学習会において報告すると共に、各校や校区プランの研修会等で、細かな課題の提起とその克服のための学びの道筋を明示し、一人ひとりの人権認識の深まりを図った。また、人権・同和教育指定校各校の研究支援を行い、研究成果の広がりを図った。人権認識を深めるための人権課題当事者に学ぶ研修会等が 66 校で行われた。本年度は、人権・同和教育夏期講座において、永年、人権・同和教育に携った方を講師に迎え、全教職員に人権・同和教育にかける思いや願いを講演してもらい、人権意識の高揚を図った。
- ② 校内研修や市教育センター等の場で、「基本指針」や「実施計画」を本年度の人権・同和教育推進の根拠として提示し、「3次とりまとめ」や「県推進プラン」の内容を具現化するための指導を行った。啓発分野については、久留米市人権啓発推進協議会として、「同和問題講演会」、「人権・同和教育夏期講座」、「市民のつどい」の三大自然の実施に関与し、人権のまちづくりコーディネーター講座では市民のリーダー育成を図る等の取組を行った。
- ③ 学園コミュニティ代表者会で「9年間の系統的な人権・部落問題学習の充実」「不登校の克服や学力の向上を柱とした小中（校種間）連携」を重点として、取組の意義と具体的な実践を生み出す視点を提起し、その後、実践の交流を行い、各校（中学校区）の子ども達の実態に即した取組の推進を図った。
- ④ 学校や校区プランでの研修の指導助言、地域やPTA等社会教育の場での研修支援を通じて、男女平等教育及び男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進した。また、「同和問題」に関する学習会を実施し、当事者が学校生活を過ごしやすくなるよう教職員の意識を高めた。状況把握のためのアンケート調査も全校実施した。

《平成 27 年度に実施した事業の概要》

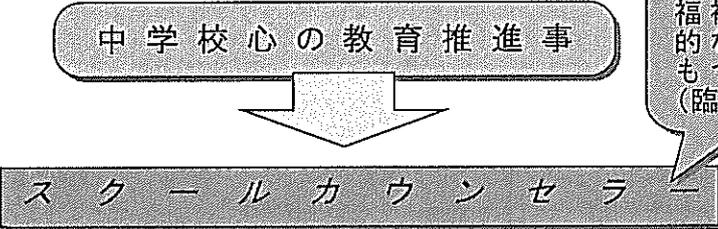
区分 掲載ページ	事業名（担当課） ★は重点事業	実施概要
重点事業 4.5 p. 20, 21	★心の教育推進事業 (学校教育課)	児童生徒の相談窓口（スクールカウンセラー等）を整備、個々に応じた対応を図るとともに、早期の段階での対応法を発見するなど、子どもたちの健全な心の育成を図った。

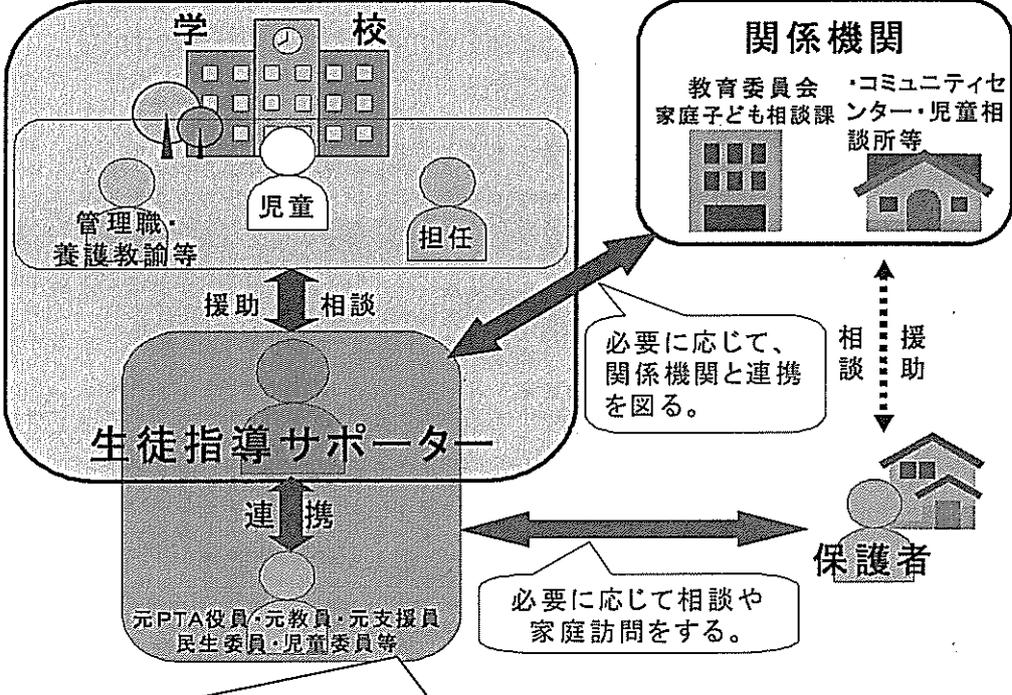
重点事業 6 p. 22	★小学校不登校対応総合 推進事業 (生徒指導サポーター活用) (学校教育課)	児童生徒の不登校や問題行動の早期段階における解決を図るため、小学校15校に生徒指導サポーターを配置した。
重点事業 7 p. 23	★スクールソーシャル ワーカー活用事業 (学校教育課)	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを市教育委員会に常駐させ、問題を抱えた生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの活用を行うことにより、課題解決への対応を図った。
重点事業 8 p. 24	★中学校不登校対応総合 推進事業 (学校教育課)	不登校傾向生徒及び不登校生徒に校内での居場所をつくり、教室への復帰を支援した。中学校11校に校内適応指導教室助手を配置した。
重点事業 9 p. 25	★不登校児童生徒対策事 業 (青少年育成課)	「らるご久留米」において、学校に行きたくても行けない児童生徒の基礎・基本の学力向上と、様々な体験活動を通して学校復帰等へ向けた「心の安定」と「心のエネルギーの回復」に努め、「自信の構築」、「基本的生活習慣の改善」を図った。
重点事業 10 p. 26	★不登校児童生徒訪問 指導事業 (青少年育成課)	家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒に対して、訪問指導員を派遣し、ひきこもり児童生徒及びその保護者に対して、指導・支援を行い、適応指導教室への通級や学校復帰を図った。
重点事業 11 p. 27	★生徒指導充実事業（専 任生徒指導教員の配 置）（学校教育課）	専任補導教員が配置されていない中学校に対して、非常勤講師を配置することで生徒指導担当教員の専任化を行い、諸問題の解決と早期対応のための体制整備を図った。
重点事業 12 p. 28	★中学校美術教育振興事 業 (学校教育課)	中学校第1学年を主な対象に、石橋美術館・有馬記念館で行われる企画展・平常展の鑑賞に係るバス借り上げを行うとともに、中学校美術作品展を支援することにより、美術に対する興味を高め、郷土を愛する心をはぐくみ、豊かな心の育成に努めた。
その他事業 p. 29	健康増進特別事業 (学校保健課)	自然環境の中で、野外観察や集団活動等を行うことにより、心身の健康増進と社会的資質の向上を図った。
その他事業 p. 29	生徒指導連絡協議会助成 (学校教育課)	問題行動等を防止し、児童生徒の健全な育成を図るため、生徒指導連絡協議会や学校警察連絡協議会に対して活動助成を行った。

<p>事業名 (担当課)</p>	<p>小・特別支援学校・高校 心の教育推進事業 (スクールカウンセラー活用事業) (学校教育課)</p>	<p>H27 決算</p>	<p>2, 400 千円</p>
<p>目的等</p>	<p>臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして小学校・特別支援学校・市立高校に配置し、活用することを通して、学校の教育相談機能を高め、生徒指導上の諸問題の解決やLD、ADHD、高機能自閉症等の教育上特別の支援を必要とする児童の学校生活へのより良い適応を促すための支援、また、保護者の不安の解消、医療機関との連携などの充実を図る。</p>		
<p>事業内容</p>	<div style="text-align: center;"> </div>		
<p>成果目標</p>	<p>不登校・不登校傾向児童数の減少</p>		
<p>H27 年度の 成果等</p>	<p>小学校で3, 631件の相談があり、「児童に関する情報交換が活発になった」、「学校と保護者等との意思疎通が円滑になった。」、「LD/ADHD 児への適切な対応が図られるようになった」等の成果があった。</p>		
<p>今後の 方向性等</p>	<p>相談内容は不登校、友人関係、LD/ADHD、家庭に関すること等多様になってきている。また、相談件数の増加等もありSCの負担が大きくなっているため、情報提供シートの活用や適切なスケジュール管理を行って効果的な活用ができるようにする。</p>		
<p>評 価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)</p>		<p>○</p>	
<p>不登校・不登校傾向児童数の減少という面では、目標達成には至らなかったが、児童の不安感の減少や、学校との関係性の構築等で一定の成果を挙げることができた。 昨年度評価「○」</p>			

平成 27 年度 重点事業シート

重点事業 5

<b>事業名 (担当課)</b>	中学校心の教育推進事業 (学校教育課)	H27 決算	9, 720千円
<b>目的等</b>	様々な悩みをもつ生徒が相談できる環境を整えることにより、生徒のストレスを和らげるとともに、早期の段階での対応法を発見するなど、子どもたちの健全な心の育成を図る。また、教師や保護者からの教育相談にも対応し、専門的な立場からの助言を行う。		
<b>事業内容</b>	<div style="text-align: center;">  <p>臨床心理や福祉の専門的な知識をもつ相談者(臨床心理士)</p> </div> <p>スクールカウンセラーは、毎週 1 回 (曜日は、学校と協議して決定) 来校し、生徒・保護者・教師のカウンセリングや教育相談及び生徒指導部会等の会議にも参加する。勤務時間は、県からの配置時間(8h 配置：3 校・4h 配置：14 校)に本事業による配置(4h 配置：14 校)をあわせて、全中学校週 8 時間×35 週を配置。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【スクールカウンセラー配置中学校 (17 校)】 8 時間×35 週</p> <p>① 市予算と県予算による SC 配置校 14 校 [1 校：(市 4h+県 4h)×35 週]                  江南中・櫛原中・牟田山中・高牟礼中・明星中・青陵中・筑邦西中                  荒木中・宮ノ陣中・田主丸中・屏水中・北野中・三潁中・城島中</p> <p>② 県の予算による SC 配置校 3 校 [1 校：県 8h×35 週]                  城南中・良山中・諏訪中</p> <p>※ 県の予算によるスーパーバイザー(SV)配置校 1 校 [県 4h×35 週]                  諏訪中</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     豊かな心の育成                 </div> </div>		
<b>成果目標</b>	学校の教育相談機能の充実といじめや不登校等の生徒指導上の諸問題の解決		
<b>H27 年度の成果等</b>	平成 27 年度不登校生徒数 236 名(前年度比-5 名)		
<b>今後の方向性等</b>	生徒理解を進める SC を活用した校内研修を実施する。		
<b>評 価</b> 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)	○		
平成 27 年度は、不登校生徒の割合が、国の公立中学校 0% に対し本市中学校 2.91% で、全国を下回ることができた。(未定稿) <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     昨年度評価「○」                 </div>			

<p>事業名 (担当課)</p>	<p>小学校不登校対応総合推進事業(生徒指導サポーター活用) (学校教育課)</p>	<p>H27 決算</p>	<p>11,433千円</p>
<p>目的等</p>	<p>小学校において生徒指導サポーターと学校が連携を図り、不登校や不登校傾向、生徒指導上の課題のある児童に対する早期からの支援を充実させることで、不登校や不登校傾向の解消、問題行動の解決を図る。</p>		
<p>事業内容</p>	<p>○ 不登校、不登校傾向児童の解消、問題行動の解決を図るために、小学校に生徒指導サポーターを配置する。 ○ 平成 27 年度は 15 校を選定し、本事業を実施した。</p>  <p><b>【主な生徒指導サポーターの役割】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不登校や不登校傾向、問題行動のある児童の保護者への家庭訪問や援助</li> <li>○ 学級担任や生徒指導担当と連携を図った児童への援助</li> <li>○ 元PTA役員、元教員、民生委員・児童委員や関係機関と連携を図った保護者や児童への援助</li> </ul>		
<p>成果目標</p>	<p>不登校・不登校傾向児童数の減少を目指す。</p>		
<p>H27 年度の成果等</p>	<p>平成 27 年度は「不登校、不登校傾向児童が教室に入る等の改善」(71 件)、「行き渋りの児童が登校できた」(157 件)の報告があった。不登校児童数は 41 名で、前年度と同人数であった。(うちサポーター配置校も同数)</p>		
<p>今後の方向性等</p>	<p>生徒指導サポーターと、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、中学校適応指導教室助手とが連携した不登校児童や兆候児童への早期対応の充実を図っていく。</p>		
<p>評価「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)</p>		<p>○</p>	
<p>27 年度の不登校数は 41 名で、前年度と同人数であった。うち、サポーター配置校でも同数となっている。ただ、全児童数に占める不登校児童数の割合は全国平均よりも低く、事業の効果は評価できるため、○とする。 昨年度評価「◎」</p>			

平成 27 年度 重点事業

重点事業 7

<p>事業名 (担当課)</p>	<p>スクールソーシャルワーカー活用事業 (学校教育課)</p>	<p>H27 決算</p>	<p>8, 891千円</p>
<p>目的等</p>	<p>社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカー3名と社会福祉士の資格を有する行政職員を市教育委員会に常駐させ、要請のあった学校に派遣することにより、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用するなどして課題解決への対応を図っていくことを目的とする。</p>		
<p>事業内容</p>	<p>(1) 事業の概要 4名(1名は正規職員)のスクールソーシャルワーカー等を市教育委員会に常駐させ、要請のあった学校に派遣し、学校と家庭のパイプ役、医療や福祉といった関係機関等とのネットワークを活用して課題解決を図る。</p> <p>(2) 主な業務 ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ③学校内におけるチーム体制の構築、支援 ④保護者に対する支援・相談・情報提供 ⑤教職員への研修活動</p> <div style="text-align: center;"> <p>スクールソーシャルワーカー活用事業</p> </div> <p>※ 子どもに関する生活状況や環境を確認した上で、SSWは各関係機関とつなげることを目的とするが、あくまでも、子どもに係る生活状況や環境を把握するのは学校と考える。</p>		
<p>成果目標</p>	<p>児童生徒が置かれた環境の改善</p>		
<p>H27 年度の 成果等</p>	<p>平成27年度対応ケース118件 教職員とのケース会議84回 関係機関とのケース会議146回</p>		
<p>今後の 方向性等</p>	<p>学校からの支援要請が増加しており、効果的な支援体制の確立を目指す</p>		
<p>評 価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)</p>			<p>○</p>
<p>福祉の専門家としての支援を実施し、児童生徒の家庭環境の改善に、学校や関係機関と連携し取り組むことができた。</p> <p style="text-align: right;">昨年度評価「○」</p>			

<p>事業名 (担当課)</p>	<p>中学校不登校対応総合推進事業 (学校教育課)</p>	<p>H27 決算</p>	<p>20,848 千円</p>
<p>目的等</p>	<p>中学校に校内適応指導教室助手を配置することによって、不登校傾向及び不登校生徒に校内での居場所をつくり、生徒指導・進路指導及び学習支援を行う。そして、段階的に教室復帰ができるように支援を行う。</p>		
<p>事業内容</p>	<p>中学校 11 校（城南、諏訪、良山、明星、宮ノ陣、荒木、筑邦西、屏水、田主丸、城島、三瀬）に校内適応指導教室を設置し、不登校傾向生徒及び不登校生徒に校内での居場所をつくり、教室への復帰を支援するために校内適応指導教室助手を 2～3 名配置する。（H24 年度 4 校 → H26 年度 11 校）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○相談活動を通して生徒のストレスの軽減や不登校の原因を探り、学級復帰への適切な支援を行う。</li> <li>○学習支援を行い、生徒の進路獲得を目指す。</li> <li>○保護者への助言や支援を行う。</li> <li>○生徒・保護者と学校との連携体制の支援に当たる。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;"> <p>校内適応指導教室</p> <p>不登校生徒に校内での居場所をつくり、学級復帰支援を行う。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>校内適応指導教室助手</p> <p>学習支援や教育相談活動ができる者として、校長の推薦により教育委員会が認める者</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">市内 11 中学校に校内適応指導教室を設置し、週 25 時間の勤務体制で 2～3 名の校内適応指導教室助手を配置する。</p>		
<p>成果目標</p>	<p>配置校の不登校生徒数割合（1,000 人あたり）の前年比 3 ポイント減</p>		
<p>H27 年度の成果等</p>	<p>校内適応指導教室助手配置校では、不登校生徒の占める割合が平成 26 年度 2.97%から平成 27 年度 2.59%に減少している。</p>		
<p>今後の方向性等</p>	<p>全校配置を行うことで不登校生徒の減少に努める。</p>		
<p>評価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)</p>		<p>◎</p>	
<p>配置校では 1,000 人あたりの不登校生徒割合が 3.8 ポイント減少し目標を達成した。市全体では、平成 27 年度不登校生徒数が 236 名となり、前年度比 5 名減少し、不登校生徒の割合も 0.04%減少している。</p> <p style="text-align: right;">昨年度評価「○」</p>			

重点事業 9

平成 27 年度 重点事業シート

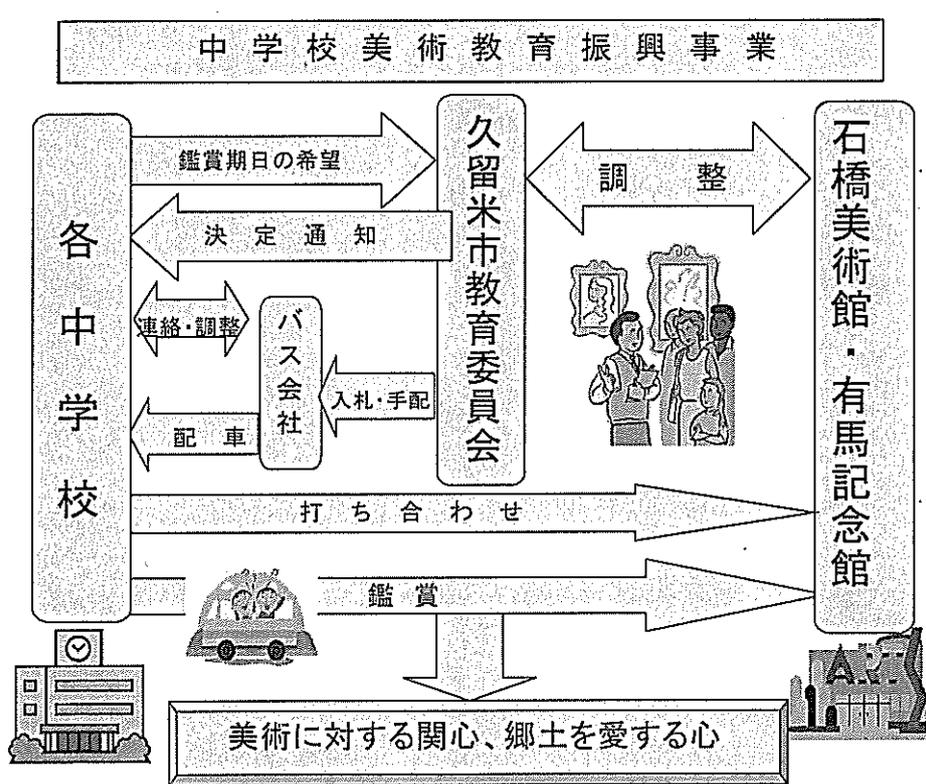
<p>事業名 (担当課)</p>	<p>不登校児童生徒対策事業 (青少年育成課)</p>	<p>H27 決算</p>	<p>5, 195 千円</p>
<p>目的等</p>	<p>心理的・情緒的理由により学校に行きたくても行けない児童生徒に対し、適応指導教室「らるご久留米」での様々な体験活動や学習指導、また、臨床心理士によるカウンセリングを通して、「心の安定」と「心のエネルギーの回復」、さらには自信の構築に努めながら学校復帰を支援している。</p>		
<p>事業内容</p>			
<p>成果目標</p>	<p>通級前の状況より改善できた割合の向上</p>		
<p>H27 年度の 成果等</p>	<p>平成 27 年度 36 名の通級生に対し、様々な体験活動や学習指導、カウンセリングを通して「心の安定」「自信の構築」等に努めることができた。また、チャレンジ登校等を通して、学校に復帰する生徒も出てきた。さらに、学校復帰はできなかったが、中 3 生徒、全員が高校等に進学することができた。</p>		
<p>今後の 方向性等</p>	<p>今後も、適応指導教室「らるご久留米」での様々な体験活動や学習指導、また、臨床心理士によるカウンセリングを通して、「心の安定」と「心のエネルギーの回復」、「基本的生活習慣の定着」さらには自信の構築に努めながら学校復帰を目指す。</p>		
<p>評 価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)</p>			<p>◎</p>
<p>平成 27 年度は、1 名の学校復帰ができた。また、中学 3 年生 9 名全員が高校等に進学することができた。</p> <p style="text-align: right;">昨年度評価「◎」</p>			

<p>事業名 (担当課)</p>	<p>不登校児童生徒訪問指導事業 (青少年育成課)</p>	<p>H27 決算</p>	<p>866千円</p>
<p>目的等</p>	<p>家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒に対して、訪問指導員を派遣し信頼関係を築きながら、児童生徒の抱える心の問題や悩み、また、その保護者等の悩みや不安の解消に努めることで、適応指導教室への通級や学校復帰を支援する。</p>		
<p>事業内容</p>			
<p>成果目標</p>	<p>訪問指導対象児童生徒及び保護者との繋がりを築き、生活習慣等を改善させるとともによりよい教育環境を整えることで、適応指導教室への通級及び学校復帰を目指す。</p>		
<p>H27年度の成果等</p>	<p>訪問指導を行い、児童生徒が外出する意欲を持つようになったり、保護者の悩みや不安解消を図ったりすることができた。訪問指導を受けていた児童生徒が、「らるご久留米」への体験活動に何度か参加し、自信をつけて通級生になった。また、中学3年生（在籍2名）、高校進学をすることができた。</p>		
<p>今後の方向性等</p>	<p>今後もできるだけ家庭から出られるような内容を取り入れながら、徐々に適応指導教室「らるご久留米」の体験学習にも参加させるなど、「らるご久留米」との連携を強化する。また、困り感（精神疾患や障害等）を有している児童生徒や保護者もいることから、指導員の指導者であるスーパーバイザーが、指導員と面接を行い、専門家としての助言や指導により、支援の充実を図る。</p>		
<p>評価 「○」(達成) 「◎」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)</p>		<p>○</p>	
<p>平成27年度は、訪問しても直接会えない児童生徒もいたが、保護者の悩みや不安解消には成果があった。また、1名「らるご久留米」に通級し、2名が高校進学できた。 昨年度評価「○」</p>			

<p>事業名 (担当課)</p>	<p>生徒指導充実事業（専任生徒指導教員の配置）（学校教育課）</p>	<p>H27 決算</p>	<p>10,242 千円</p>
<p>目的等</p>	<p>専任補導教員が配置されていない中学校に対して、非常勤講師を配置する。非常勤講師が生徒指導担当教諭の持ち授業を補充することで、教諭が専任で生徒指導上の諸問題への早期対応と解決を図っていくことのできる環境を整備する。</p>		
<p>事業内容</p>	<p>現在、専任補導教員が配置されていない 10 中学校（城南、櫛原、宮ノ陣、荒木、筑邦西、青陵、高牟礼、北野、城島、三潯）の生徒指導担当教員が、専任で以下に示すような様々な生徒指導上の諸問題に対応できるように非常勤講師を配置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①不登校や問題行動の未然防止の取組と問題解消に向けた生徒に対する直接対応</li> <li>②保護者に対する支援、相談</li> <li>③学校内におけるチーム体制の構築、支援</li> <li>④関係機関等との密接かつ良好な関係づくり</li> </ol> <div style="text-align: center;"> </div>		
<p>成果目標</p>	<p>不登校生徒数の減少、生徒指導上の諸問題の解決と早期対応</p>		
<p>H27 年度の成果等</p>	<p>平成 27 年度の不登校生徒数は 236 名であり、平成 26 年度から 5 名減少した。10 校の専任補導が不登校生徒の家庭訪問を行った回数が 1,083 回、突発的な諸問題対応が 199 回、生徒への相談・指導・支援が 628 回となっている。</p>		
<p>今後の方向性等</p>	<p>スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、専任生徒指導教員が中心となって組織的に不登校生徒に対応する体制づくりを強化する。</p>		
<p>評価「◎」（達成） 「○」（概ね達成） 「△」（未達成） 「×」（未実施）</p>			<p>○</p>
<p>専任生徒指導教員が地域、家庭及び関係機関等と連携しながら、校内で組織的に不登校対策に取り組んでおり、不登校生徒の割合が全国の割合を下回ることができた。 昨年度評価「○」</p>			

平成 27 年度 重点事業シート

重点事業 1 2

<p>事業名 (担当課)</p>	<p>中学校美術教育振興事業 (学校教育課)</p>	<p>H27 決算</p>	<p>2, 990 千円</p>
<p>目的等</p>	<p>久留米市の石橋美術館における企画展及び常設展において行われる企画展・常設展の鑑賞を通して、市内の中学生の美術に関する興味・関心を高め、豊かな心と郷土を愛する心をはぐくむ。</p>		
<p>事業内容</p>	<p>中学校第 1 学年の全生徒に対して、石橋美術館の常設展や「特別展パレットと自画像でさぐる画家の素顔」(平成 27 年 4 月 25 日～7 月 5 日)「コレクション展示ちょっと気になる絵のまわり」(平成 27 年 7 月 18 日～10 月 18 日)等の美術館鑑賞のためのバス借り上げを行う。</p> 		
<p>成果目標</p>	<p>市内の全中学校での観覧の実施</p>		
<p>H27 年度の成果等</p>	<p>市内の久留米市内の中学校 17 校の第 1 学年の生徒を対象とし、石橋美術館で行われた絵画展における鑑賞のためのバス借り上げをすることができた(櫛原中はバス借り上げの対象外)。石橋美術館での鑑賞を通して、美術作品に対する興味・関心を高める、「くるめ学」との関連を図り、郷土を愛する心を育むことにつなげるためのよい機会とすることができた。</p>		
<p>今後の方向性等</p>	<p>石橋美術館(11月以降、久留米市美術館)での鑑賞を通して、学校における美術教育の充実を図っていく。</p>		
<p>評価「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)</p>		<p>◎</p>	
<p>学校からの報告書では、「教科書でしか見ることのできない名画を鑑賞することができ、子供の美術に対する関心が高まった。」「久留米に生まれた代表的な作家である青木繁や坂本繁二郎の作品に興味をもって鑑賞することができた。」「くるめ学副読本での事前学習と実際の鑑賞を通して郷土について学ぶことができた。」「日本の伝統的な建具についても学習し、日本文化についても触れることができた」という声が寄せられている。本事業の効果が確認できることから、「達成」という評価にした。 昨年度評価「◎」</p>			

【その他の事業】

事業名 (担当課)	決算額 (千円)	評価	備考
健康増進特別事業 (学校保健課)	小:9,683 中:10,296 特:1,878	◎	26年度に続いて、市内小学校(46校)・中学校(17校)及び特別支援学校すべてにおいて事業を実施することができた。
生徒指導連絡協議会助成 (学校教育課)	小:118 中:697 高:52	◎	小学校は、学期に1回の定例会で、情報交換と中学校の生徒指導の実態を把握するための研修会を行った。中学校は月1回の定例会での情報交換をはじめ、中高合同生徒指導連絡協議会、万引き防止懇談会の開催、定期的な街頭補導活動に取り組んだ。

評価区分：「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(要改善・検討) 「-」未実施

### (3) 「確かな学力」の育成

#### ア) きめ細かな指導

- ① 小学校第3・4学年において、少人数授業を行うための教員（非常勤講師18名）を市費で雇用了。
- ② つまづきのある児童生徒を中心に、学習内容の着実な習得と、家庭学習の習慣を定着させるため、大学生や地域のボランティアを活用した放課後の補充学習を市内の小中学校で実施した。
- ③ 全国学力・学習状況調査（小6・中3）に加え、市の学力調査（小1～6、中1・2）を悉皆で実施し、調査結果をまとめ、研修資料や保護者用チラシを作成・配布し、各学校に課題等をお知らせした。また、結果の活用研修会を実施し、学力向上推進校の取組をまとめたリーフレットを作成・配布したり、各学校の実践を交流したりするとともに、授業改善や家庭学習習慣の定着等、各学校の学力向上プランの策定・実施・検証・見直しを図るよう指導した。

#### イ) 障害のある子どもへの自立支援

- ① 学習面、生活面での特別な支援を行う特別支援教育支援員を小・中学校に配置した。また、通級指導教室は市内7校に17教室設置し、220名の児童生徒が個々の状況に応じた指導を受けた。

#### ウ) 学校図書館の充実

- ① 図書購入費は前年度と同額の予算を確保し、蔵書の充実及び図書の更新に努めた。
- ② 学校図書館支援員による訪問指導を通して、蔵書管理の徹底と業務の効率化を促した。また、司書教諭等研修会及び学校司書研修会を通して、司書教諭・学校司書の資質向上を図り、学校図書館の効果的活用の周知及び児童生徒の読書推進を行った。

1人あたり年間貸出冊数の平均は、小学校：55.74冊（H26）から59.27冊（H27）、中学校：7.87冊（H26）から9.12冊（H27）に増加

未利用率（年間1冊も学校図書館図書の貸出をしなかった児童生徒の割合）の平均は、小学校：1.0%（H26）から0.9%（H27）、中学校：42.9%（H26）から37.2%（H27）に減少した。

#### エ) 「くるめ学」の充実

- ① 副読本「わがふるさと久留米」を活用した単元を、小学校3～6学年では毎学年1単元、中学校ではいずれかの学年に1単元以上実施した。第4回「くるめ学」子どもサミットを開催し、その際に各学校の実践をまとめた実践事例集を配布した。

#### オ) 外国語・理科教育の充実

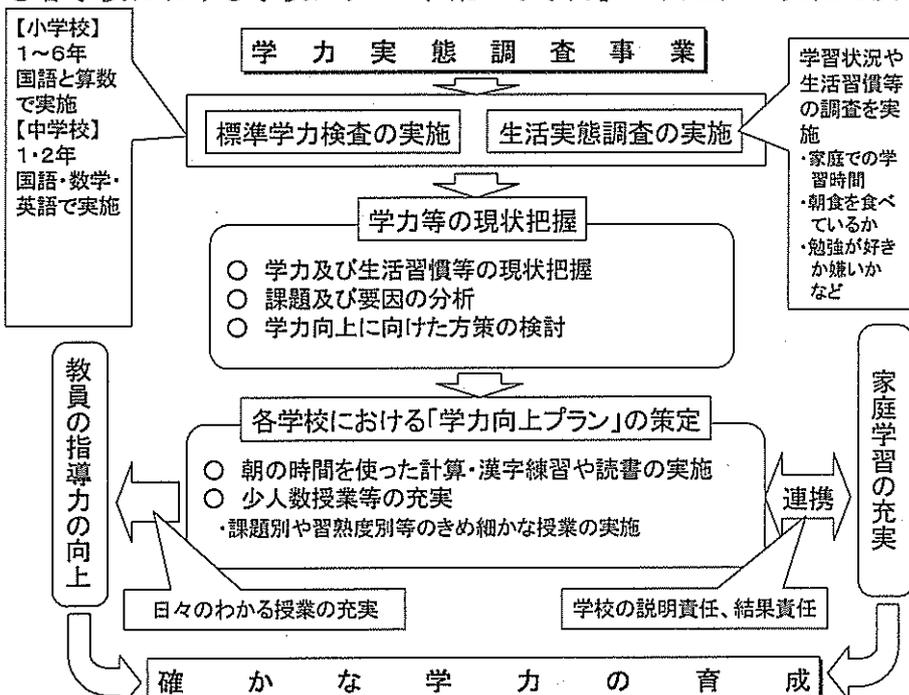
- ① 外国語指導助手（ALT）を小学校5・6学年の各学級に、2ヶ月間で3時間程度、中学校の全学年、全学級に年間20時間以上配置し、外国の生活や文化に慣れ親しみ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を身につけることができるようにした。さらに、学校訪問や研修会の折りに、小中の円滑な接続を行うことができるように指導した。
- ② 理科教育センターにおいて、委員の連絡協議会を年間4回開催し、当市の理科教育の課題を踏まえた学習指導・学習環境の改善事例の報告を行った。また、理科作品展では久留米工業大学と連携してのサイエンスフェアを同時開催し、2,678人の参加があった。

《平成 27 年度に実施した事業の概要》

区分 掲載ページ	事業名 (担当課) ★は重点事業	実施概要
重点事業 13 p. 32	★小・中学校学力実態 調査事業 (学校教育課)	小中学校において、児童生徒の学力等の実態を把握し、分析、考察した結果を授業改善に活用することで、学力の保障と向上に努めた。
重点事業 14 p. 33	★小学校くるめ学力ア ップ推進事業 (学校教育課)	一人ひとりの児童へのきめ細かな対応を図るため、学校の状況に応じて非常勤講師を配置して少人数授業を実施した。また、地域住民や大学等のボランティアを派遣して放課後等に補充学習を行った。
重点事業 15 p. 34	★中学校くるめ学力ア ップ推進事業 (学校教育課)	全中学校に非常勤講師を配置することで、教務担当主幹教諭を学力向上コーディネーターとして専任化し、学力向上のための企画・立案及び調整等を行った。また、地域住民や大学等のボランティアを派遣して放課後等に補充学習を行うとともに、新たに中学生を対象とした無料の学習支援塾(くるめっ子塾)を設置した。
重点事業 16 p. 35	★小・中学校外国語指導 助手活用事業 (学校教育課)	外国語(英語)教育の充実と国際理解教育の推進を図るため、外国語指導助手(ALT)を小・中学校の授業において活用した。
重点事業 17 p. 36	★小・中学校特別支援 教育支援員活用事業 (学校教育課)	通常の学級及び特別支援学級に在籍する学習面や生活面で特別な支援を必要とする児童生徒に対し、支援員の配置を行った。
重点事業 18 p. 37	★「くるめ学」子ども サミット事業 (学校教育課)	市内小・中学校で実施される「くるめ学」の学習成果を、各学校の児童生徒同士が発表し合う機会を設け、「くるめ学」の一層の充実を図るとともに、保護者や地域の人々にも公開し、「くるめ学」の趣旨や意義を周知した。
その他事業 p. 38	特別支援教育進路指導 事業 (学校教育課)	久留米特別支援学校の中学部及び高等部が実施する職場実習に対する支援を行った。
その他事業 p. 38	小・中・特別支援学校 図書活動の推進 (教職員課)	学校図書館教育の充実を図るため、学校司書を全校に配置した。
その他事業 p. 38	学校事務支援事業 (教職員課)	学校事務の支援を行うため、事務補助職員を全校に配置した。

平成 27 年度 重点事業シート

重点事業 1 3

<p>事業名 (担当課)</p>	<p>小・中学校学力実態調査事業 (学校教育課)</p>	<p>H27 決算</p>	<p>小学校 7, 509千円 中学校 1, 241千円</p>
<p>目的等</p>	<p>小・中学校において、標準学力検査を実施することにより、児童生徒の学力実態を把握し、それに基づく指導方法の工夫改善を行うことで、教職員の指導力の向上を図るとともに児童生徒の学力の向上を目指す。</p>		
<p>事業内容</p>	<p>(1) 調査対象学年及び教科、調査日                  ①小学校                  第1～6学年…国語・算数(2教科)、平成27年12月21日(月)                  ②中学校                  第1・2学年…国語・数学・英語(3教科)、平成27年4月14日(火)</p> <p>(2) 調査結果の活用                  ○本市教育施策の改善                  ○各学校における学校プラン(「確かな学力」の向上)の見直し及び授業改善</p> 		
<p>成果目標</p>	<p>学力実態調査に基づく学校プラン(確かな学力の育成)の策定</p>		
<p>H27 年度の成果等</p>	<p>小学校は、4年生算数と、6年生国語と算数で全国平均正答率も上回るとともに、2年生以上の全ての学年で、算数の正答率に伸びが見られるなど、改善が見られた。中学校は、2年生では全国平均を下回っているが、1年生国語において全国平均正答率を超え、数学も全国平均と同じになっている。一方、学力向上研修会を通して、学力向上に向けた情報提供や、各学校の効果的な取組を出し合うなどの交流を行い、各学校の課題を改善する学力向上プラン策定へとつなぐことができた。</p>		
<p>今後の方向性等</p>	<p>平成28年度も、27年度と同様、中学校を4月実施、小学校を12月に実施する。そして、中学校は年度当初の生徒の学力実態把握の参考とし、小学校は学年途中の実態把握の参考とし、学力向上へとつないでいく。</p>		
<p>評価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)</p>		<p>○</p>	
<p>各学校において、年度当初に作成した学力向上プランの年間推進計画の下、調査結果を分析し、その分析を基に校内研修会の設定や重点の確認等、学力向上プランのPDCAサイクルの取組を行ったことを踏まえ「○」と評価した。 昨年度評価「○」</p>			

平成 27 年度 重点事業シート

重点事業 1 4

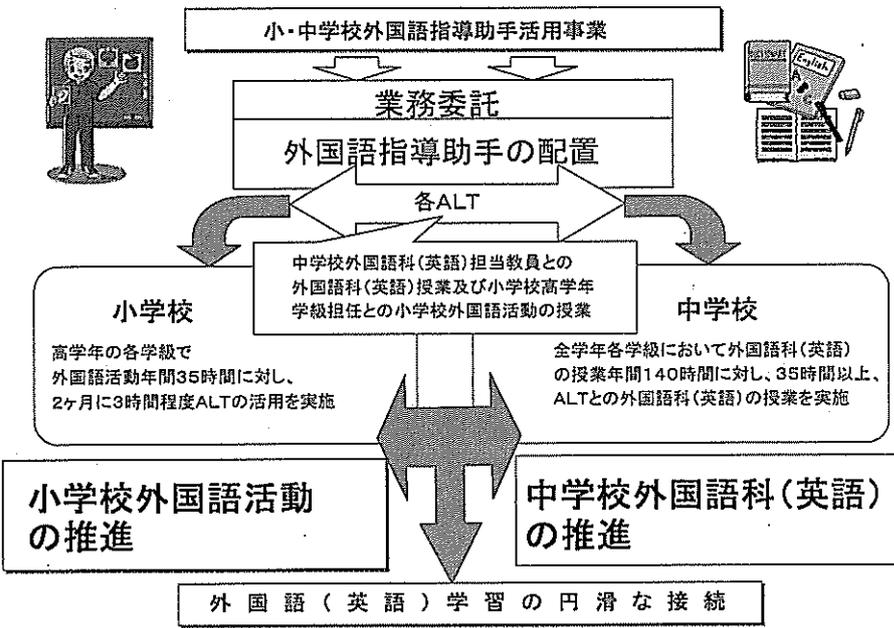
<p>事業名 (担当課)</p>	<p>小学校くるめ学力アップ推進事業 (学校教育課)</p>	<p>H27 決算</p>	<p>36,003千円</p>
<p>目的等</p>	<p>小学校中学年児童の確かな学力を育成するために、少人数授業を実施し、きめ細かな指導を行うことによって基礎学力の確実な定着を図る。また、市内全小学校に対して、学生及び地域ボランティアを派遣して行う放課後補充学習を実施することで小学校の学力向上を図る。</p>		
<p>事業内容</p>	<p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校中学年の学級あたりの人数が多く、学力面で課題が見受けられる小学校に対して、非常勤講師を配置して習熟度別や課題別などの多様な学習形態による少人数授業を行い、一人一人の児童へのきめ細かな対応を図る。</li> <li>○全小学校に対して学生、地域ボランティアを派遣し、基礎的・基本的な学習内容の定着と学習習慣の定着を図る。</li> </ul>		
<p>成果目標</p>	<p>国語科、算数科における学力実態調査の結果で評定1を減少させる。</p>		
<p>H27年度の成果等</p>	<p>評定1の割合は、3年算数(H26 13% → H27 12%)においては減少しているが、4年算数(H26 18% → H27 20%)では若干増加している。</p>		
<p>今後の方向性等</p>	<p>学校への訪問指導を通して、指導方法の改善に向けた助言を行うとともに、効果的な実践を共有し、学力向上に向けた取組を行う。また、今後は、学力低位校への非常勤講師の重点配置についても検討していく。</p>		
<p>評価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施) <span style="float: right;">○</span></p>			
<p>評定1の割合が3年生算数で減少しているものの、4年生では若干増加していることから、「○」と評価した。 <span style="float: right;">昨年度評価「—」(新規事業)</span></p>			

重点事業15 平成27年度 重点事業シート

<b>事業名 (担当課)</b>	中学校くるめ学力アップ推進事業 (学校教育課)	H27 決算	22,254千円
<b>目的等</b>	中学校の学力向上を図るため、教務担当主幹教諭を学力向上コーディネーターとして専任化し、学力向上の取組の企画・推進を行えるように、担当する強化の授業については非常勤講師を配当する。また、学習習慣定着に向けた放課後や長期休業中の補充学習の実施のために、学生や地域ボランティアを派遣し、復習や宿題に取り組む学習支援体制の構築を図る。さらに、帰宅後の学習支援を継続的に行うために、中学生を対象とした無料塾を開設し、学校やスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと連携して支援を行う。		
<b>事業内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教務担当主幹教諭を学力向上コーディネーターに専任化し、後補充として非常勤講師を配置する。</li> <li>○ 全中学校に対して学生、地域ボランティアを派遣し、基礎的・基本的な学習内容の定着と学習習慣の定着を図る。</li> <li>○ 民間団体に運営を委託し中学生を対象とした無料塾を開設し、学習支援行う。</li> </ul> <div style="text-align: center;"> </div>		
<b>成果目標</b>	H26年度と比較して達成度において伸びが見られる		
<b>H27年度の成果等</b>	第2学年 (H26中1からの変容) 国語 3.3 数学 4.6 英語 2.6 ※ 例えば、中学校第2学年 数学科 平成26年度 $49.2 \div 54.4 \times 100 = 90.4$ 平成27年度 $44.5 \div 46.8 \times 100 = 95.1$ 経年比較すると $95.1 - 90.4 = 4.6$ ゆえにポイント差4.6の伸びとなる。		
<b>今後の方向性等</b>	学力向上に向けた取組の中で、中学校学力コーディネーターを中心とした調査結果の分析や分析結果をふまえた授業改善、家庭での学習習慣形成などを重点的に進めていく必要がある。		
評価「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)			◎
本年度、中学2年生は、CRTからNRTに変更したため、経年比較による達成度の伸びで評価を行った。3教科とも達成度において伸びが見られた。 <div style="text-align: right;">                     昨年度評価「—」(新規事業)                 </div>			

平成 27 年度 重点事業シート

重点事業 16

<p>事業名 (担当課)</p>	<p>小・中学校外国語指導助手活用事業 (学校教育課)</p>	<p>H27 決算</p>	<p>小学校 15,241千円 中学校 39,191千円</p>
<p>目的等</p>	<p>小学校外国語活動と中学校の外国語科(英語)との円滑な接続を目指すとともに、本市における外国語(英語)教育の充実を図るため、市立小・中学校に外国語指導助手(ALT)を配置する。中学校の外国語科(英語)においては、コミュニケーション能力の基礎を養うことができるようにし、併せて、小学校段階においては外国語の音声や基本的な表現に触れたり体験したりする機会を提供することにより、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、コミュニケーション能力の素地を養うことができるようにする。</p>		
<p>業務内容</p>	<p>○業務委託を実施することにより、業務の効率化を図る。 ○各中学校(市内17校中、県ALT派遣の3校以外の14校)の全学年・全学級の英語の授業年間140時間に対し、35時間以上配置できるよう計画する。 ○各小学校とも5・6年生の各学級に年間35時間の外国語活動に対し、2ヶ月に3時間程度配置できるよう計画する。</p> 		
<p>成果目標</p>	<p>中学校の全学年・全学級での活用を年間140時間のうち、25時間以上を、小学校5・6年生各学級での活用を年間35時間のうち、11時間以上を目指す。</p>		
<p>H27年度の成果等</p>	<p>中学校では、1学級あたりの活用時間は23.2時間で、目標を達成できなかった。しかし、小学校では、5・6年生の1学級あたり24.8時間活用することができ、目標を達成することができた。</p>		
<p>今後の方向性等</p>	<p>今後も、ALTの増員を図るとともに、各学校に活用の促進を呼びかけるとともに、委託業者とも連携を図り、目標達成をめざす。</p>		
<p>評価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)</p>			<p>○</p>
<p>小学校においては、目標を達成したが、中学校において未達成のために、「○」と評価とした。 昨年度評価「◎」</p>			

## 平成 27 年度 重点事業シート

### 重点事業 17

<b>事業名 (担当課)</b>	小・中学校特別支援教育支援員 活用事業(学校教育課)	H27 決算	小学校 70,009千円 中学校 18,165千円
<b>目的等</b>	通常の学級及び特別支援学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒を対象に特別支援教育支援員を配置することにより、学習活動や移動介助等への支援を行い、よりよい学校生活の実現に資する。		
<b>事業内容</b>	<div style="padding: 10px;"> <p>(1) 特別支援教育支援員配置校                      ○ 小学校 46校 ○ 中学校 17校</p> <p>(2) 配置                      ○ 通常の学級4時間×160日、特別支援学級6時間×175日</p> <p>(3) 特別支援教育支援員の活用                      ○ 授業中に教室を離れる児童生徒の居場所を確認し、安全を確保する。                      ○ 肢体不自由のある児童生徒の移動の際に補助をする。                      ○ 情緒不安定となった児童生徒にかかわり、感情の高ぶりを落ち着かせる。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <pre>                     graph TD                         A["小・中学校特別支援教育支援員活用事業 特別支援教育支援員"] --&gt; B["対象 学校に在籍する 障害のある児童生徒"]                         B --&gt; C["学校生活への支援 ○ 授業中に教室を離れる児童生徒への対応 ○ 情緒不安定になった児童生徒への対応 ○ 障害のある児童生徒への生活介助"]                         D["学級担任、コーディネーター"] &lt;--&gt; C                         E["スクールカウンセラー"] &lt;--&gt; C                         C --&gt; F["支援計画の実行、評価"]                         G["支援計画の作成への指導助言"] --&gt; F                         F --&gt; H["学校生活への適応"]                     </pre> </div> </div>		
<b>成果目標</b>	支援を必要とする子どもへの配置の充実		
<b>H27 年度の成果等</b>	小学校 46 校、中学校 17 校で配慮を要する児童生徒の学習活動の支援や休み時間の安全面での支援を行うことができた。		
<b>今後の方向性等</b>	発達障害児等の安全面での配慮を要する児童生徒の増加により支援員の増員が必要である。また、支援員の業務能力向上のための研修をさらに充実する。		
<b>評価</b> 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)		○	
特別な支援や配慮を必要とする子どもたちが増えている傾向にある中、個々の子どもたちの状態等に応じた支援を図ることができた。			
昨年度評価「○」			

# 平成 27 年度 重点事業シート

## 重点事業 1 8

<b>事業名 (担当課)</b>	「くるめ学」子どもサミット事業 (学校教育課)	<b>H27 決算</b>	3 4 8 千円															
<b>目的等</b>	各学校の子ども同士が「くるめ学」の学習成果を発表し合う機会を通して、教職員のみならず、保護者や市民に対して公開し、改めて「くるめ学」の趣旨や意義を周知し、各学校における「くるめ学」の一層の充実を目指す。																	
<b>事業内容</b>	<p>(1) 「くるめ学」実践事例集の発行 「くるめ学」副読本「わがふるさと久留米」を活用し、総合的な学習の時間に位置付けた「くるめ学」の実践事例を収集し、事例集を発行する。</p> <p>(2) 「くるめ学」子どもサミットの開催 小・中学校で実施された「くるめ学」の学習成果の発表を行う。発表校は公募し、下表のとおり調整して割り振る。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 2 5</th> <th>H 2 6</th> <th>H 2 7</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校発表校</td> <td>3 校</td> <td>3 校</td> <td>3 校</td> <td>9 校</td> </tr> <tr> <td>中学校発表校</td> <td>1 校</td> <td>1 校</td> <td>1 校</td> <td>3 校</td> </tr> </tbody> </table> <p>参加者は、発表校の児童生徒の他、全小・中・特別支援学校の管理職・担当者それぞれ 1 名以上、参加を希望する保護者、市民とする。 「くるめ学」子どもサミットの会場使用料、会場までのバス借り上げ代を負担する。</p>				H 2 5	H 2 6	H 2 7	計	小学校発表校	3 校	3 校	3 校	9 校	中学校発表校	1 校	1 校	1 校	3 校
		H 2 5	H 2 6	H 2 7	計													
小学校発表校	3 校	3 校	3 校	9 校														
中学校発表校	1 校	1 校	1 校	3 校														
<b>成果目標</b>	各学校の総合的な学習の時間における「くるめ学」実践の充実																	
<b>H27 年度の成果等</b>	12月に約 480 名が参加（前年度 390 名）し、第 4 回サミットを開催。「サミットが各学校の『くるめ学』の充実に役立つ」と 96%の教職員が回答し、「くるめ学」の充実につながった。																	
<b>今後の方向性等</b>	「くるめ学」の小中連携を推進するため、小中の系統を意識した発表内容を依頼する。市民・保護者の参加者を増やすための、事前チラシの配布を工夫する。																	
<b>評 価</b> 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)			○															
<p>昨年度よりも参加人数が増えた状況で、「くるめ学子どもサミット」を開催し、くるめ学の充実を図ることができた。一方で、依然として学校により取組の差が見受けられることから、前年度と同じ「概ね達成」という評価とした。</p> <p style="text-align: right;">昨年度評価「○」</p>																		

【その他の事業】

事業名 (担当課)	決算額 (千円)	評価	備考
特別支援教育進路指導事業 (学校教育課)	2,853	◎	職場実習の充実の結果、高等部卒業生38名のうち、一般就労1名、就労移行支援9名、就労継続支援(A・B)6名、その他22名となり、全員の進路が保障された。
学校図書活動の推進 (教職員課・学校教育課)	小:48,232 中:18,990 特:1,943	○	学校司書の研修会や市立図書館との合同研修会の実施及び学校図書館支援員による個別指導を行った。また、学校支書のための研修会や市立図書館との合同研修会の実施及び学校図書館支援員による個別指導をおこなった。また、司書教諭の職務理解の周知を定例校長会・定例教頭会で行い、読書活動の推進に向けた担当者の資質向上を図った。
学校事務支援事業 (教職員課)	小:60,081 中:28,698 特:1,340	○	各学校の学級数に応じて事務補助職員を配置して、円滑な学校運営のための、学校事務職員の支援を図った。

評価区分：「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(要改善・検討) 「-」未実施

#### (4) 家庭・地域の連携と学校力の向上

##### ア) 家庭・地域・就学前教育との協働

- ① 第2期教育改革プランの内容や学校教育の課題、家庭・地域の役割について、広報紙を年2回発行し保護者・地域に周知・浸透を図った。
- ② 0歳から中学校を卒業するまでの15年間を見通した子育て・学力保障を推進するために、学校と地域の協働による「人権のまちづくり推進協議会」の活動を支援した。
- ③ 「小・中学校コミュニティスクール（久留米版）推進事業」を活用することにより、地域の特色ある教育資源を生かし、自然調査活動、農作業体験や伝統文化体験など、地域と連携した豊かな体験的活動を実施できた。
- ④ 全ての小・中学校に設置した地域学校協議会の年3回以上の開催を図ることで、地域と連携した学校運営を推進できた。提言機能を充実させるために地域学校協議会会長等研修会を開催したことにより、学校と地域の相互理解が深まるとともに、学校関係者評価の充実につながった。
- ⑤ 各地域で、保護者や地域の協力を得て、科学工作・紙芝居・パソコン・英会話・陶芸・料理・お茶・将棋・囲碁・農作業等の講座が開設された。
- ⑥ 幼稚園、保育所及び小学校が連携して、子どもの特性に応じた健やかな成長を目指すことを目的として設置されている久留米市幼児教育研究推進委員会（幼保小合同研修推進事業）を支援することにより、小1プロブレム等の課題の解決に対する研究を支援した。

##### イ) 障害のある子どもへの対応

- ① 平成27年度は、就学相談会を対象児250名に対して実施し、個々の状況に応じた就学先への助言を行った。発達障害への支援として「すくすく発達相談」では、のべ約300件の相談を行い、早期からの相談体制の構築を図った。「くるめSTP」が行う夏期行動療法のプログラムについては、24名の対象児童と教員スタッフ20名が参加し、その充実に対し支援を行った。

##### ウ) 小中連携教育の推進

- ① 教務主任研修会等において、中学校の教務主任の小中連携コーディネーターとしての役割の周知を図るとともに、校長会・教頭会での説明を通して、中学校説明会の内容充実を図った。

##### エ) いじめ問題・重大事案等への支援

- ① 平成27年度のいじめの認知件数は、小学校538件（うち解消519件）、中学校121件（うち解消80件）、合計659件（うち解消599件）であった。これは、国が平成27年8月に具体的事例をもとに再調査を指示し各学校が整理したことによるもので、平成25年度と比べ、26年度に引き続き急増することとなった。各学校では、「学校いじめ防止基本方針」に沿って「校内いじめ問題対策委員会」を実施するにあたり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の支援体制の充実を図った。

##### オ) 学校ICT環境の整備推進

- ① 久留米市教育センターで毎月1回ウイルス&ネットワーク定例会を開催し、全市の小・中・特別支援学校のウイルス検知・ネットワークトラブルの情報を共有した。
- ② リース満了を迎えたパソコン教室等の情報機器の更新を行うとともに、教育用パソコンの入れ

替え時に、配置基準を見直し、学校規模に応じた配布を行った。

カ) 教師・学校間の切磋琢磨

- ① 各研究指定校で授業公開を伴う研究発表会が開催され、研究発表校に対して、校内研修推進体制及び研究内容、当日の学習指導案についての指導助言等を行った。また、参加した久留米市の教職員を通して、全学校に研究の成果を日常の授業へ活用することを促すとともに、各学校の成果や課題に応じて研究内容の深化と円滑な研究推進が行えるよう指導助言を行う等、各学校への支援を行った。
- ② 本市喫緊の教育課題解決のために、ICT活用、科学教育振興、人権・同和教育の3つの研究班を立ち上げ、調査研究を実施した。調査研究の内容は、教育センター研修会で活用するとともに、教育センター発表会で報告を行い、各学校に冊子や手引等で還元した。
- ③ 基本研修・課題研修の内容充実を図るとともに、「思考力・表現力を育む国語科の授業づくり」「正しく美しい板書の技法」「楽しく考え、みんなで学び合う社会科の授業づくり」等、15講座を企画し、実施した。また、指導力の向上をめざした断続研修において7つの講座（国語、算数、音楽、体育、道徳、学級活動、特別支援教育）を実施した。

《平成27年度に実施した事業の概要》

区分 掲載ページ	事業名（担当課） ★は重点事業	実施概要
重点事業19 p. 41	★小・中学校コミュニティ・スクール（久留米版）推進事業（学校教育課）	地域に開かれた信頼される学校づくりのため、地域学校協議会を中心として学校・家庭・地域の連携を強化し、各学校の特色ある教育活動や教育課題に対応した取組を推進した。
重点事業20 p. 42	★発達障害早期総合支援事業（学校教育課）	早期からの総合的な相談・支援体制整備のため、南薫小学校通級指導教室内に「すくすく発達相談」を設置した。ADHD児への包括的治療プログラムを実施する「くるめSTP」に対して補助金を交付した。
その他事業 p. 43	P T A団体助成（教育部総務）	家庭教育と学校教育との連携を深め、児童生徒の健全育成を図るため、久留米市小学校母教師会連合会、久留米市中学校父母教師会連合会に対して補助金を交付した。
その他事業 p. 43	就学相談事業（学校教育課）	障害のある幼児児童生徒の就学先についての相談を実施し、自立し社会参加するための基礎となる力を育む最適な環境を選択するための情報提供を行った。
その他事業 p. 43	情報教育環境の充実（教育センター）	リース満了を迎えたパソコン教室等の情報機器の更新を行うとともに、教育用パソコンの配置基準について見直しを行い、学校規模に応じた配布を行った。
その他事業 p. 43	学校問題解決支援事業（学校教育課）	保護者等からの要求や苦情に対して、法的・専門的な分野の専門家からなる相談体制を確立し、学校への助言を行う。

重点事業 19 平成 27 年度 重点事業シート

事業名 (担当課)	小・中コミュニティ・スクール(久留米版)推進事業(学校教育課)	H27 決算	小学校 18, 115千円 中学校 7, 556千円
目的等	地域の教育力を学校運営に取り入れ、様々な体験活動や教育課題に対応した取組等を充実する支援を行うことにより、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進し、児童生徒に自ら学び考える力や豊かな人間性・社会性などの生きる力の育成を図る。		
事業内容	<p>(1) 学校規模に応じた補助金の交付 各学校の創意工夫を生かした特色ある学校づくりに関する活動と認められるものに対し、補助金の交付を行う。</p> <p>(2) 学校の提案に応じた補助金の交付 学校規模に応じた補助金での実施ができない、創意工夫を生かした特色ある学校づくりに関する活動と認められるものに対して補助金の交付を行う。</p> <p>(3) 地域学校協議会からの提言を実働させるための補助金の交付 各学校の教育課題に対して地域学校協議会からの提言に基づき、学校・家庭・地域が協働して課題解決活動を推進するための補助金の交付を行う。</p> <p>(4) 地域学校協議会委員への報酬・謝金 地域との連携を強化した「開かれた学校づくり」を推進するため、地域学校協議会委員への報酬を負担する。</p> <p>【年間授業時数】 小学校 70時間 中学校 50～70時間</p>		
成果目標	子どもの生きる力の育成するために特色ある学校づくりを推進する		
H27 年度の成果等	創意工夫を生かした特色ある学校づくりに関する活動と認められるもの(39校)や各学校の教育課題に対して地域学校協議会からの提言に基づき、学校・家庭・地域が協働して課題解決活動を推進するためのもの(13校)に補助金を交付し、地域力を生かした学校運営を支援した。		
今後の方向性等	さらに、学校・家庭・地域の三者協働の取組が盛んになるような学校運営の実現のために、(2) 学校の提案に応じた補助金を(3) 地域学校協議会からの提言を実働させるための補助金に組み入れ、交付金を一本化していく。		
評価「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)	○		
<p>学校提案への応募は多く、総合的な学習の時間に地域力を活用し特色ある学校づくりの実現は盛んになったが、地域学校協議会からの提言への応募は少なく学校運営に地域の教育力を取り入れた学校・家庭・地域の三者協働の取組を盛んにするため、本評価とした。</p> <p style="text-align: right;">昨年度評価「一」(新規事業)</p>			

平成 27 年度 重点事業シート

重点事業 20

<p>事業名 (担当課)</p>	<p>発達障害早期総合支援事業 (学校教育課)</p>	<p>H27 決算</p>	<p>4, 593 千円</p>
<p>目的等</p>	<p>早期からの一貫した効果的・総合的な支援体制を整備するため、本市の関係機関が有する支援資源についての情報の共有や関係機関の有機的な連携推進による相談・支援体制を構築する。</p>		
<p>事業内容</p>	<p>(1) 相談・指導教室の設置                  ○ 南薫小学校なんくん教室に「すくすく発達相談」を設置</p> <p>(2) 「くるめサマー・トリートメント・プログラム (STP)」への支援                  ○ ADHD 児への包括的な治療プログラムである「くるめ STP」への運営補助</p> <div style="text-align: center;"> <p><b>発達障害早期総合支援事業</b></p> </div>		
<p>成果目標</p>	<p>発達障害のある子どもへの支援の充実</p>		
<p>H27 年度の成果等</p>	<p>平成 27 年度には、287 件の未就学児や小学生等の相談を受け、就学等につなぐことができた。また、くるめ STP には、24 名の ADHD の児童が参加し、医療や臨床心理士、教員スタッフから指導をうけ、行動の改善が見られた。</p>		
<p>今後の方向性等</p>	<p>未就学児や小学生の相談件数が年々増加している状況を踏まえて、専門的な立場からの指導助言のためにも、相談体制の強化が必要である。また、発達障害児のサポートシステムとして、他部局や関係機関等との連携強化を図りたい。</p>		
<p>評 価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)</p>			<p>◎</p>
<p>本事業により、関係機関と連携し、発達障害の早期発見並びに発達障害のある幼児及びその保護者に対する相談、指導、助言等の早期支援に努め、学校教育への円滑な接続を図った。このことにより、昨年度と同様の評価としている。</p>			
<p style="text-align: right;">昨年度評価「◎」</p>			

【その他の事業】

事業名 (担当課)	決算額 (千円)	評価	備考
P T A団体助成 (教育部総務)	2,918	◎	小学校父母教師会連合会及び中学校父母教師会連合会に対する補助金交付により、両団体の活動の活性化に寄与することができた。
就学相談事業 (学校教育課)	959	○	就学相談参加率 4.7%という高い割合で実施している。同意率も 99%と保護者のニーズと就学相談の内容がほぼ一致している。
情報教育環境の充実 (教育センター)	119,020	○	学校の情報機器等の更新により、情報教育環境の充実を図ることができた。教育用パソコンの配布基準を見直した。
学校問題解決支援事業 (学校教育課)	107	○	過度な要求をする保護者に対する対処方法について助言を受けることができた。 不登校や発達障害を持つ児童生徒への対応、関係機関との連携方法について助言を受けた。

評価区分：「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(要改善・検討) 「-」未実施

## 2 特色ある学校教育の実践と学校経営・運営体制の整備

### 《取組の概要》

学習指導要領に基づき、自ら学び考えるなど「確かな学力」と「生きる力」の育成に向け、地域や保護者と連携した特色ある学校教育を推進した。

また、各学校がめざす教育目標の具現化を図るため、校長を中心とした指導体制の充実を図るとともに、地域学校協議会の拡大や学校活動情報の地域・保護者への提供を図るなど家庭や地域との協働及び開かれた学校づくりに努めた

#### (1) 特色ある学校教育の構築

- ① 全小・中学校で学校版環境ISOに取組、各学校の児童会、生徒会が中心となって、ゴミ・電気・水の量を節減する取り組みを行った。また、一人一鉢で草花を育て通学路に鉢を設置し、公園等の清掃活動に取り組む等、環境への意識も高まった。
- ② 各学校における福祉教育の充実のため、市社会福祉協議会主催の福祉教育指導者講習会等への参加を奨励した。各学校においては道德の時間や総合的な学習の時間を通じて福祉教育の充実に努めた。
- ③ 社会科や理科、総合的な学習の時間の授業の一環として、青少年科学館や筑後川発見館「くるめウス」を活用し、体験を通して児童生徒の知的好奇心を誘発するとともに、習得した知識を活用することで思考力・判断力・表現力を高めることができた。中学生を対象とした美術教育振興事業の実施により、全中学校の生徒が、文化的行事、美術科や総合的な学習の時間の「くるめ学」の授業として、石橋美術館などを利用した美術鑑賞を行い、美しいものに感動する豊かな心や郷土を愛する心を育むことができた。

#### (2) 学校経営の充実

- ① 定例校長会や定例教頭会の場で、不祥事防止（飲酒運転・体罰・わいせつ行為・個人情報漏洩等）を中心に服務に関する注意喚起を行った。平成27年度は、本市において、講師の酒気帯び運転逮捕事件、敷地内喫煙という教職員の不祥事が発生したため、臨時校長会を実施し、綱紀の厳正な保持に対する注意喚起を重ねて行った。管理職を通じて、職員会議や研修会等の場で、教職員に係る事件・事故など、具体的な事例や新聞記事、書籍等の資料を基に、教育公務員としての使命と服務規律の徹底、意識改革等の指導を行った。また、飲酒運転については、AUDITによる個人面談の徹底を図る指導を行った。さらに、小・中学校長会が自主的に「久留米市の教育の信頼回復に向けた決意」を作成し全教職員に周知した。また、個々の教職員の自己評価表や人事異動調書に基づく面接を実施し、適材適所の人事配置に努めるとともに、人事交流の促進を図った。市立高校においても、県立高校や都市立高校との研修交流を積極的に行うとともに、長期的な視野に立った人材の適正配置に努めた。
- ② 主幹教諭や指導教諭が配置された学校においては、教頭の校務の一部を整理した。また、教職員の指導技術の改善充実を図るため、公開授業や研修会を開催した。これらの取組により、校長を中心とした指導体制のもと、学校組織体制の充実と教職員の指導力の向上に努め、次代の本市の教育を担う人材の育成を図った。

### (3) 自主的主体的な児童会・生徒会活動等の促進

- ① ボランティア活動やあいさつ運動、学校行事を通して、児童会・生徒会のリーダーの育成と児童生徒の自主性・主体性を育む諸活動に取り組んだ。
- ② 年2回の市内中学校生徒会交流会を開催し、交流会を通してリーダーの意識や自覚を向上させ、情報交換・意見交流を行うことで役員としての技能を高め、今後の活動に役立てるようにした。

### (4) 市立高等学校教育の充実

- ① 進路希望に応じた類型制の実施と習熟度別授業及び少人数授業を実施した。希望進路実現に向け選択科目を設定し、生徒の多様な進路希望に対応した教育課程を作成・検討した。
- ② 海外への修学旅行を実施（1校）し、現地高校生との交流を通し英語教育の充実に努めた。また、東北地方への修学旅行を実施（1校）し、震災学習を通して生涯学習につながる学びを行った。企業への職場体験の一環として、販売実習やインターンシップを通して実社会の体験学習を行うとともに、大学訪問を行ない、久留米大学や久留米信愛女学院短期大学との連携・協力を得ながらキャリア教育及び食育の充実に努めた。
- ③ 全学年・全教科において、年間計画に沿った授業の展開と学習支援を行った。また、生徒による授業評価を分析し、授業改善のため、研修部の計画により研究授業を行った。  
都市立高等学校連絡協議会で意見交換を行いながら、市立高等学校の活性化に取り組んだ。市の研究指定を通じて定例化した人権・同和教育課と市立高校間協議会を隔月1回開催して連携を取り合い、人権が尊重される教育活動の継続的な点検・見直しに取り組んだ。
- ④ 教職員の人権認識を高めるための研修の設定について指導助言した。どの学年でも教職員自身が個別的な人権課題当事者と出会い、学べる場を設定でき、テーマ・教材・授業のねらいや、生徒につけていきたい力等を協議、共通認識できるような研修が実施できた。また、部落問題学習を始め各学校での取組推進のための研修を行った。
- ⑤ 公職選挙法等の一部改正に伴う選挙権年齢引き下げを受けて、主権者教育の年間指導計画を作成し授業を実施した。選挙管理委員会や久留米大学等と連携を図り、模擬選挙等を通じた学習を行った。

### (5) 健康と安全に関する教育、指導の充実

- ① 学校教育において、教科や特別活動の時間に、生活安全、交通安全、災害安全についての安全学習及び避難訓練を行っている。学校訪問時に各学校の危機管理マニュアルを点検し、改善指導を行った。また、セーフコミュニティ推進校として小森野小学校等の小学校10校を指定し、モデル校の効果的な取組を活かした安全教育の推進を図った。
- ② 全小・中・高・特別支援学校において、保護者と学ぶ規範意識育成事業を推進し、外部講師を招聘して保護者と共に、「ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止」「薬物乱用防止」等のテーマで学習会を実施し、児童生徒の規範意識に高まりが見られた。
- ③ 学校給食においては、食物アレルギー対策が極めて重要であるため、専門の医師による管理職及び学級担任等を対象とした食物アレルギー対応研修会を行った。また、各学校における具体的対応状況を調査し、その結果を踏まえた「食物アレルギー対応の手引き」（単独校調理場版）を作成した。

《平成 27 年度に実施した事業の概要》

区分 掲載ページ	事業名 (担当課) ★は重点事業	実施概要
重点事業 21 p. 47	★セーフスクール推進事業 (学校教育課)	セーフスクール推進校 10 校において、学校安全の取組の課題・取組・評価を検討する組織の整備、安全学習などでの地域関係団体や関係機関の人材活用ができた。
その他事業 p. 48	中学校活性化事業 (学校教育課)	中学校の生徒会同士の交流を促進し、リーダーとしての意識の涵養を図ることで、生徒会活動の活性化と課題の解決を促した。
その他事業 p. 48	定期健康診断 (学校保健課)	児童生徒の健康診断を実施し、健康管理の推進を図った。
その他事業 p. 48	感染症予防対策 (学校保健課)	学校における健康診断、応急措置等、学校保健に係る感染症予防対策を講じ、衛生面・安全面の向上を図った。
その他事業 p. 48	学校保健会助成 (学校保健課)	各学校が実施する保健事業を支援することにより、学校保健衛生の普及向上に努めた。

重点事業 2 1 平成 27 年度 重点事業シート

事業名 (担当課)	セーフスクール推進事業 (学校教育課)	H27 決算	540 千円
目的等	平成 26 年度から 30 年度まで毎年 10 校をセーフスクール推進校として、セーフコミュニティモデル校の取組を生かした地域や関係機関と連携した安全教育を推進する。		
事業内容	<p>平成 30 年度まで、毎年 10 校を「セーフスクール推進校」として、地域や関係機関と連携した学校安全の取組を行う。</p> <p>(1) セーフコミュニティ推進「学校の安全」モデル校の取組についての研修</p> <p>①校内のけが予防の取組(安全の意識付けを図る校内環境づくり、安全で楽しい遊び方の紹介、校内安全マップの作成と呼びかけ)</p> <p>②交通ルール・マナー徹底の取組(技能練習を重視した実践的交通教室、危険箇所や時間に応じた交通指導、地域ボランティアを活用した交通安全に係る学習)</p> <p>③防犯に係る危機意識を高める取組(「子ども 110 番の家」や危険箇所を記入した安全マップ作成、校区安全マップを活用した防犯パトロール) など</p> <p>(2) 地域学校協議会、校区まちづくり振興会等の組織を生かした、学校安全の課題・具体的取組を検討、実施、評価する体制の整備</p> <p>(3) 安全教育プログラム(年間指導計画)の作成、地域や関係機関の人材を活用した安全学習、教職員研修の実施</p> <div style="text-align: center;"> <p>セーフスクール推進校(毎年10校程度)</p> <p>モデル校の効果的な取組</p> <p>学校安全対策委員会</p> <p>関係機関: 警察署、青少年育成課、安全安心推進課 等</p> <p>地域: まちづくり振興会委員、地域学校協議会委員 等</p> <p>学校</p> <p>学校安全の課題・具体的取組の検討、実施、評価</p> <p>〔学校安全の取組(例)〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全教育プログラム(年間指導計画)の作成</li> <li>・意識付けを図る校内環境</li> <li>・関係機関、地域と連携した交通安全教室・防犯教室、安全マップ作成</li> <li>・関係機関、地域の人材(※講師招聘)を活用した安全学習、教職員研修</li> </ul> <p>関係機関や地域と連携した学校安全の取組の充実</p> </div>		
成果目標	学校安全体制の整備、安全学習や教職員研修での地域・関係機関の人材活用		
H27 年度の成果等	セーフスクール推進校 10 校において、学校安全の取組の課題・取組・評価を検討する組織の整備、安全学習などでの地域関係団体や関係機関の人材活用ができた。		
今後の方向性等	セーフスクール推進校における取組の成果を客観的に評価できるように、日本スポーツ振興センター災害共済給付対象けが件数等を目標指標とする。また、モデル校や推進校で行ってきた取組の成果や課題を久留米市全小学校の取組にいかす仕組みづくりをする。		
評 価	「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)		○
<p>セーフスクール推進校において、モデル校の取組についての研修会を行い、学校安全の取組を推進する体制の整備、地域・関係機関の人材活用等が進んだ。しかし、モデル校で行われている児童主体の取組にまで高めることができなかったため、「○」とする。</p> <p style="text-align: right;">昨年度評価「○」(新規事業)</p>			

【その他の事業】

事業名 (担当課)	決算額 (千円)	評価	備考
中学校活性化事業 (学校教育課)	188	◎	市内全校の生徒会リーダーが参加する交流会を春夏の2回開催した。市内生徒会統一スローガンの見直しを行った。
定期健康診断 (学校保健課)	小:11,705 中:7,582 特:276 高:1,653	◎	受診者数 (受診率) 心臓検査:5,987人 (99.2%) 尿検査:25,724人 (98.6%) ぎょう虫検査:8,298人 (99.9%) 結核検査 (要精密検査対象者):8人⇒受診者8人 (100.0%)
感染症予防対策 (学校保健課)	小:1,615 中:745 特:18 高:100	◎	健康診断等で使用する器具の滅菌処理を専門業者に委託することにより、器具等による児童生徒への細菌感染防止ができた。
学校保健会助成 (学校保健課)	2,419	◎	学校が保護者や児童生徒等を対象とした講演会、研修等を開催し、学校保健の普及向上を図ることができた。 参加者数:児童生徒646人・保護者232人 実施校:7校(青峰小、竹野小、安武小、東国分小、城島中、江南中、櫛原中)

評価区分:「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(要改善・検討) 「-」未実施

### 3 学校教育環境等の整備

#### 《取組の概要》

学校施設の整備については、老朽化により多くの建物が改築時期を迎えるなかで、耐力度調査の結果をふまえ、改築事業を進めた。

また、小学校の小規模化対応については、特に教育課題が深刻な複式学級の回避・解消のために、小規模特認校制度を実施するとともに、久留米市立小中学校通学区域審議会において審議が重ねられた。

くわえて、社会状況の変化を踏まえ、各種就学支援制度の充実と就学環境の整備を進めた。

#### (1) 学校施設・設備の整備

- ① 校舎改築事業として、小学校1校、中学校1校の工事に着手し、教育環境の改善・充実を進めた。
- ② 校舎外壁改修9校、防水改修5校、便所改修3校、グラウンド改修1校、防火シャッター改修2校を行い、学校施設の安全性を確保し、施設の長寿命化を図った。

#### (2) 学校規模の適正化及び通学区域の見直し

- ① 教育上の課題が特に大きい過小規模校の対応については、久留米市立小中学校通学区域審議会から平成25年2月に出された中間答申に基づき、校区外からの児童が転入学できる小規模特認校制度を導入した。大橋小学校・下田小学校・浮島小学校の3校を小規模特認校に指定して平成25年度及び26年度に児童募集を行い、平成26年度は19名、平成27年度は17名の転入学があった。平成27年8月には、2年間の制度運用状況を踏まえ、制度の評価と今後の運用について決定した。
- ② 今後は、平成27年2月に出された通学区域審議会の最終答申を踏まえ、子どもたちにとってより良い教育環境を構築することを念頭に、平成27年1月に国が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」とも照らし合わせながら、学校の小規模化対応の方策を検討していく。
- ③ 保護者や児童・生徒の様々な状況に配慮し、保護者の申請に基づき指定校変更許可及び区域外就学許可による対応を行った。
- ④ 中学校選択制度については、通学区域の課題解消に、より焦点を絞り申請要件を厳格化した新制度となって10年目の実施となり、本年は72名の生徒が中学校選択制度を利用した。

#### (3) 就学環境の整備及び就学指導

- ① 平成27年度は250名の就学相談を行い、個々の状況に応じた就学先への助言を行った。就学前の子ども達を対象とした「すくすく発達相談」ではのべ約300件の相談を行い、早期からの相談体制の構築を図った。
- ② 児童生徒の保護者に対して、就学援助のお知らせ文書の配布や、久留米市HP及び広報誌への掲載により、就学援助制度の周知を行った。平成27年度就学援助制度は、利用者数約6,200人、支給総額約4億5千万円程度となった。
- ③ 本市独自の奨学金制度である久留米市奨学金については、平成27年度においても昨年度と同じ85人の奨学生を採用した。一方、久留米市特別奨学金については、平成27年度末の基金の残額状況等を勘案し、新規奨学生を10人から5人に縮小し、採用した。これにより、全体では久留米市奨学生255人、特別奨学生25人の総合計280人に対して奨学金を給付した。

(4) 通学路等における児童生徒の安全確保

- ① 不審者や事故等から児童生徒を守るため、地域で自主的にパトロール活動や見守り活動を行っている団体に対し、活動に直接必要な経費等の助成や統一デザインのベストの配布を行うことで、安定した活動や見える活動の支援に努めた。(H27 年度 29 団体へ助成・350 着ベスト配布)
- ② 下校時間帯を中心に青パト 2 台による地域巡回パトロールを行うとともに、特に不審者情報があった地域については、重点的にパトロールを行うなど、児童生徒の安全確保に努めた。
- ③ 小学校の新 1 年生全員に対して防犯ブザーの配布を行い児童の安全確保に努めた。
- ④ 平成 26 年 3 月に関係機関による「久留米市通学路安全推進会議」を設置し、安全点検から対策実施までのプロセスを「通学路交通安全プログラム」として取りまとめた。平成 27 年度はこのプロセスに沿って、道路管理者、警察、学校、教育委員会で危険個所の合同点検を実施し、安全対策について協議・調整等を行った。

(5) 労働安全体制の充実

- ① 各学校に設置済みの衛生委員会の機能を充実させるための協議を行った。総括安全衛生委員会による学校視察の実施、定時退校日（月 2 回以上）の実施等を行った。また、時間外縮減に向けた検討を行った。

《平成 27 年度に実施した事業の概要》

区分 掲載ページ	事業名（担当課） ★は重点事業	実施概要
重点事業 22 p. 51	★学校施設の整備充実 (学校施設課)	児童・生徒の生命を守り、多様で新しい学習活動に対応するとともに、快適な教育環境の整備を進めるため、学校施設の改築工事に着手した。
重点事業 23 p. 52	★学校施設長寿命化事業 (学校施設課)	学校施設における建替コストの縮減、改修時期の調整による財政の平準化、環境負荷の低減などを図るために防水・外壁工事などの施設の長寿命化を図った。
その他事業 p. 53	学校施設維持管理事業 (学校施設課)	学校施設における機能の維持改善を図るとともに、安全で快適な学習環境づくりに向けて、環境整備を行った
その他事業 p. 53	久留米市奨学金 (学校教育課)	経済的な理由により高等学校等の就学が困難な者に対し奨学金を給付した。H27 年度支給額 月額：7,000 円
その他事業 p. 53	就学援助事業 (学校保健課)	小・中学校に通学する児童・生徒で、経済的理由により就学が困難な者に対し、学用品費・給食費等を支給した。





【その他の事業】

事業名 (担当課)	決算額 (千円)	評価	備考
学校施設維持管理事業 (学校施設課)	小: 127,724 中: 55,560 特: 4,720 高: 22,004	◎	小学校においては、保健室改修、門扉改修、通級教室整備、厚生施設解体、給水管改修、プールろ過機改修、水道管改修の延べ 10 校での事業、中学校においては、厚生施設解体、屋外便所設置、テニスコート改修の延べ 5 校での事業、特別支援学校においては給湯器改修事業、高等学校においては、プール塗装、倉庫整備、屋外便所設置事業を行った。その他アスベスト環境測定、修繕等を実施し、学校施設の環境改善を図った。
久留米市奨学金 (学校教育課)	22,946	◎	久留米市奨学金を 255 人、特別奨学金を 25 人に給付し、経済的に厳しい生徒の高等学校の就学を支援した。
就学援助事業 (学校保健課)	小: 243,050 中: 206,780 特: 36	◎	本市の就学援助の認定基準としている国の生活保護基準が、段階的に引き下げられるなか、認定者が影響を受けないように、引き下げ前の平成 24 年の生活保護基準を適用した。 (H27 年度実績) ・認定者数 6,211 人 (小:3,925 人, 中:2,286 人) ・認定率 25.4% (小:24.1%, 中:28.2%)

評価区分: 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(要改善・検討) 「-」未実施

#### 4 教職員の指導力向上の推進

##### 《取組の概要》

市独自の教育センターを設置した特性を活かし、久留米市教職員研修基本方針に基づき、教職員研修事業・教育課題研究事業・教育活動支援事業を行った。

事業推進に当たっては、旧教育研究所での事業実績、従前からの市独自研修の実績を踏まえて、県教育庁をはじめとした教育関係機関・団体等と連携し、学校現場に近い教育センターとしてのメリットを最大限に活かして、実践した研修・研究活動の充実・深化を図った。

また、校内においても、教育センター等での校外研修への教職員の積極的参加を進めながら、校内研修の充実や教職員の自主研修の促進を図り、教職員の指導力向上に努めた。

##### (1) 教職員研修の実施

- ① 学力の向上やいじめ・不登校への対応、人権・同和教育の推進等、本市の課題に応じた研修を実施した。また、新任副校長・主幹教諭・指導教諭研修、新規採用学校事務職員等研修会、栄養教諭・学校栄養職員研修会など新規研修会を実施した。
- ② 市の短期研修「思考力・表現力を育む国語科の授業づくり」「正しく美しい板書の技法」「楽しく考え、みんなで学び合う社会科の授業づくり」等、15講座を企画し、実施した。また、指導力の向上をめざした断続研修において7つの講座（国語、算数、音楽、体育、道徳、学級活動、特別支援教育）を実施した。（再掲）

##### (2) 調査研究の充実とその成果の活用

- ① 本市喫緊の教育課題解決のために、ICT活用、科学教育振興、人権・同和教育の3つの研究班を立ち上げ、調査研究を実施した。（再掲）
- ② 調査研究の内容は、教育センター研修会で活用するとともに、教育センター発表会で報告を行い、各学校に冊子や手引等で還元した。（再掲）

##### (3) 教職員の指導力向上に向けた支援

- ① 教育図書・資料をデータベース化することによって、図書・資料等の貸し出しや管理を行っている。（蔵書数5,776）また、教職員の実践的な指導力の向上のために、「情報収集力を育てる問題解決的な授業づくり」「教える空間から学び合う場へ」「見方を変えればうまくいく！特別支援教育リフレーミング」等の新刊図書105冊を購入し、図書資料の充実を図った。
- ② 全ての市立学校（小学校46校、中学校17校、特別支援学校1校、市立高校2校）から校内研修会への講師派遣要請があり、学校教育課、人権・同和教育課、教育センターの指導主事が校内研修会で、教職員の指導力向上へ向け、各学校の課題やニーズに応じて指導・助言を行った。
- ③ 市教育論文等の募集では、本年度99本の応募があった。また、ふくおか教育論文においては、本年度4本の応募があった。

##### (4) 教育センターにおける教育相談機能の充実

- ① いじめ対応、不登校対応の研修会を「課題研修」として実施した。その中で、対応の実際について実践発表、説明、協議等を行い、生徒指導・教育相談活動の実践的な指導力向上を図った。
- ② 断続研修員への個別対応等、要請に応じ、授業づくり・学級づくりの相談への支援を行った。

(5) 学校内における教職員の指導体制の充実と能力開発の促進

- ① 教職員のニーズに応じた短期研修を15講座開設し、自主研修を促すとともに、断続研修において個人の指導力向上を図った。
- ② 県の人事評価制度に基づき、「教職員の自己評価」及び「管理職による教職員の業績評価」を行った。

《平成27年度に実施した事業の概要》

区分 掲載ページ	事業名 (担当課) ★は重点事業	実施概要
重点事業24 p. 56	教職員研修事業 (教育センター)	教職員の指導力(授業力)を高めるため、初任者、経1・2・5・10年、主任等の中堅・管理職といった経験年数と職能に応じて教職員が自己の課題に応じて主体的に研修を進めていける研修の充実を図った。
その他事業 p. 57	教育課題研究事業 (教育センター)	本市の教育施策を踏まえた独自の教育課題を解決するため、市独自の研究班による研究主題を設定し、調査研究を行った。また市主催研修を通じて、その成果の普及に努めた。
その他事業 p. 57	教育活動支援事業 (教育センター)	教職員の教育活動を直接支援するため、教育資料室の整備、教育情報の提供、理科教育センター、教育論文奨励等の充実を図った。
その他事業 p. 57	情報教育推進事業 (教育センター)	学校におけるコンピュータネットワークシステムの障害防止や障害発生時の対応を迅速に行うことで、安定的な運用を図った。
その他事業 p. 57	教職員校内研修事業 (教職員課)	教職員の実践的な指導力を高めるため、教職員の研修や教科等の研究を推進する団体に対して助成を行った。
その他事業 p. 57	教科等教育研究推進事業 (学校教育課)	学校教育における各教科等の教育の充実を図るため、各種教科等研究会への補助金の交付を行った
その他事業 p. 57	国・県・市教育研究指定事業 (学校教育課)	文部科学省や県教育委員会、市教育委員会が教育研究指定校を指定、研究実践活動を通して、教職員の能力の向上と教育活動の充実を図った。

## 平成 27 年度 重点事業シート

### 重点事業 2 4

<b>事業名 (担当課)</b>	教職員研修事業 (教育センター)	H27 決算	12,309 千円
<b>目的等</b>	未来を担う人間力を身につけた子どもを育て、市民に信頼される学校づくりを実現するために、教職員一人ひとりの能力と意欲の向上を図り、学校の教育力を高める。		
<b>事業内容</b>	<p>(1) 教育の専門家としての「確かな力量」・教職に対する「強い情熱」・総合的な「人間力」を身につけた教職員の養成を目指すため、教職員のライフステージに沿って体系化した研修計画を策定し、喫緊の教育課題（教育改革プランの重点課題）に対応した内容を織り込み、久留米市ならではの充実した研修を実施する。</p> <p>(2) 具体的な研修内容</p> <p>① 基本研修・・・経験年数や職務に応じて受講対象者を特定した悉皆研修</p> <p style="margin-left: 20px;">ア. 経年研修 教育公務員特例法に基づく、初任者研修及び十年経験者研修のほか、経験年数に応じて、教職員に必要な知識や技能、態度養うための研修を行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ. 職務研修 新たに任命された副校長・主幹教諭・指導教諭等の研修、及び新たに発令された教務主任等、主任主事等の職務に関する専門的な研修を行い、学校経営能力の向上を目指す。</p> <p>② 課題研修 校長・副校長・教頭を対象とした管理職研修を行うほか、その時々の教育課題の基づいた研修を実施し、各分掌業務を担当する教職員を対象として専門的な知識や技能習得を図るための研修を行う。 学力向上、いじめ、不登校への対策、安全安心な学校生活の確保など、様々な教育課題の解決を目指した研修となるように努め、また、教育情勢・社会情勢を考慮し、研修効果を意識しながら内容の精選・重点化を図る。</p> <p>③ 専門研修 教科・領域等の専門性を高めるための研修及び専門的分野の知識や技能を高めるための任意研修として計画・実施する。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア. 短期研修 15 講座 イ. 断続研修 7 班編成 15 名を選考</p>		
<b>成果目標</b>	評価指標：専門研修アンケートで「役に立った」（大変満足・満足）とした者の割合 90%以上		
<b>H27 年度の成果等</b>	受講対象者の実態を踏まえ、県の研修体系に準じた形で、ワークショップ、協議等の演習や実践に直結する内容を多く取り入れたことで理解を促すことができた。専門研修では、受講者の満足度が（大変満足・満足）97.3%に達した		
<b>今後の方向性等</b>	初任者の増加に対応したり、研修内容の質的向上や指導の充実を図ったりするには、教育センターの人的対応が急務である。 児童生徒と関わる時間の確保のため研修内容の精選、再編を図る。		
<b>評 価</b>	「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)		◎
<p>本市の教職員の実態に応じた内容を企画し、実施した。特に喫緊の教育課題を図ること、第 2 期久留米市教育改革プランの重点課題に対応する研修会を実施したことに受講者の満足度も得ることができた。</p> <p style="text-align: right;">昨年度評価「◎」</p>			

【その他の事業】

事業名 (担当課)	決算額 (千円)	評価	備考
教育課題研究事業 (教育センター)	472	○	本市喫緊の教育課題の内、教育部関係各課と協議し3つの研究(人権・同和教育、科学教育の振興、ICT活用)を研究員15名で実施することができた。
教育活動支援事業 (教育センター)	1,924	○	市の教育実践記録に99点の応募があり、本市の教育実践の質の向上が図られた。理科教育センターでは、学習指導要領の理科の本質を見据えた授業づくりや理科作品展を実施できた。
情報教育推進事業 (教育センター)	36,824	◎	学校におけるコンピュータネットワークシステムの障害防止や障害発生時の対応を迅速に行い、安定的な運用を行うことができた。
教職員校内研修事業 (教職員課)	小: 1,368 中: 776 特: 115	○	小中学校の校長会・教頭会や特別支援学校への財政支援を行うことで、各種団体の目的に応じた活動を活性化し、教職員の育成や校務運営に生かすことができた。
教科等教育研究推進事業 (学校教育課)	2,661	◎	特別支援教育研究協議会、学校図書館協議会、小学校教育研究会、中学校教育研究会への助成により、各種研究会や研修会が開催された。
国・県・市教育研究指定 事業 (学校教育課)	小: 1,750 中: 1,250	◎	市指定3年次研究発表会が京町小・南蕨小・高牟礼中で、2年次中間報告会が、荘島小、津福小、荒木中で開催された。また、金島小・明星中・田主丸中の3校を新規に市指定校として指定した。

評価区分: 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(要改善・検討) 「-」未実施

## ii 青少年健全育成の積極的な推進

### 1 総合的な青少年健全育成施策の推進と青少年の問題行動対策

#### 《取組の概要》

青少年の健全育成は社会全体の課題である。そのため、関係機関や青少年育成団体と一体となった全市的な青少年育成事業や、地域の青少年関係団体や少年育成指導員と連携して地域の健全育成の推進に努めた。

また、青少年を取り巻く社会環境の変化等により、青少年が関係する事件、あるいは青少年が巻き込まれる事件が発生している。そのため、学校・家庭・地域の関係団体等と連携し、非行や薬物乱用防止を効果的に推進するための非行防止教室や薬物乱用防止教室の開催など、青少年の問題行動の未然防止・啓発に努めるとともに、登下校時の見守り活動や巡回活動を行うことでの児童生徒の安全確保、さらに、社会人としての自覚、自立を促すことで、非行からの立ち直り支援に取り組んだ。

#### (1) 全市的な青少年健全育成の推進

- ① 青少年の健全育成を推進するため、青少年育成市民会議をはじめ、地域の青少年育成団体等との連携し、全市的な健全育成活動に取り組むことにより、青少年の健全育成に対する市民の意識の高揚に努めた。

#### (2) 地域における青少年健全育成の推進と青少年指導体制の充実

- ① 校区青少年育成協議会をはじめとする地域の青少年育成団体、学校等との情報の共有化に努めながら、連携して青少年の問題行動の未然防止や即時対応などに努めることで、健全育成活動の活性化を図った。
- ② 地域で青少年の問題行動対策や健全育成活動を推進する少年育成指導員に対し、声かけなどの基本的な研修や専門性を高めるための研修を行うことで知識の向上に努めるとともに、専任少年指導員との連携を密にすることにより、地域における活動の強化、指導体制の充実に努めた。
- ③ 書店やコンビニエンスストア等の有害図書類の陳列状況や、インターネットカフェの深夜入場禁止の掲示の確認、年齢確認の状況等の立ち入り調査を行うことで、青少年の有害環境の浄化に努めた。
- ④ 青少年の様々な悩みに対応する「ヤングテレホンくるめ」や不登校に関する教育相談のPRカード、リーフレット等により広く周知活動に努めるとともに、職員の知識習得を図った。

#### (3) 青少年の非行を生まない社会づくりの推進

- ① 家庭や学校、地域の青少年関係団体、関係機関で構成する「久留米市青少年の非行を生まない社会づくり推進対策本部」を中心に、非行・薬物乱用防止や子どもの安全確保、立ち直り支援の青少年対策に一体的かつ連携して取り組むとともに、地域全体で「子どもの安全安心のまちづくり」に取り組むことの重要性についての広報啓発を行った。
- ② 小学校高学年を対象とした薬物乱用防止教室や、薬物の怖さや害を早期に教育することで、新たな乱用少年の発生を防止するとともに、低・中学年を対象に非行防止教室を開催し、規範意識の醸成や命の大切さを学ばせることに取り組んだ。

また、「危険ドラッグ」撲滅に向け、児童生徒を指導する立場にある教師を対象とした「危険ドラッグ」防止啓発研修を行うなど、薬物乱用防止の啓発活動に取り組んだ。

(H27 年度実績 薬物乱用防止教室 49 校：非行防止教室 19 校)

- ③ 児童生徒が安心して生活できるよう、地域の子ども安全パトロール隊が安定的に活動できるよう支援するとともに、被害防止の観点から、不審者等に遭遇した際の対応についての啓発に取り組んだ。

また、市内の高校生がスマホや自転車の適正利用について、高校生たちが自ら課題や対策を考えることで、より意識を高めていくことを目的とした討論会を行った。

(H27 年度実績 安全パトロール隊助成 29 校区・1,594 千円)

- ④ 非行等の問題を抱える少年の居場所である「みらくるホーム」を活動拠点に、規範意識の醸成や就学、就労等の少年が立ち直るための支援を行うことで、一日も早く社会人としての自覚や社会的自立ができるよう努めた。

(H27 年度新規登録少年 24 名・H27 年度就労による終了少年 16 名)

《平成 27 年度に実施した事業の概要》

区分 掲載ページ	事業名 (担当課) ★は重点事業	実施概要
重点事業 25 p. 60	★「青少年の非行を生まない社会づくり事業」 (青少年育成課)	子どもの「安全安心のまちづくり」を推進するため、地域や学校、関係団体等と連携した啓発活動を推進した。また、家庭教育力の向上のための支援や、登下校時の児童生徒の安全確保や見守り活動に対して支援を行った。
重点事業 26 p. 61	★立ち直り支援の実施 (青少年育成課)	問題を抱える青少年に対し、社会人としての自覚を促し、学習や就労支援等の必要な支援や、奉仕活動やレクリエーション活動などの体験活動を行い、早期の立ち直りを図った。
その他事業 p. 62	青少年健全育成の推進 (青少年育成課)	青少年の健全育成を推進するため、青少年育成市民会議や校区の青少年育成協議会など、地域や学校、関係団体等と連携して市民の意識を高める活動に取り組んだ。
その他事業 p. 62	健全育成指導の充実 (青少年育成課)	専任少年指導員や特別少年補導員による街頭指導、学校への支援、また、地域における青少年の健全育成を担う少年育成指導員の活動充実を図った。

平成 27 年度 重点事業シート

重点事業 25

事業名 (担当課)	青少年の非行を生まない社会づくり事業 (青少年育成課)	H27 決算	8,211 千円
目的等	久留米市長を本部長とした「青少年の非行を生まない社会づくり推進対策本部」を中心に、家庭や学校、関係団体等の構成団体が一体となって、様々な青少年対策に取り組むことで、社会全体で子どもたちが安心して生活できる社会環境の実現を目指す。		
事業内容	<p style="text-align: center;"><b>久留米市青少年の非行を生まない社会づくり推進対策本部</b></p> <p><b>【構成団体】</b>          久留米市、久留米市議会、久留米警察署、うきは警察署、久留米少年サポートセンター、筑後地区警察署少年補導員連絡会、久留米三井薬剤師会、久留米児童相談所、久留米公共安定所、久留米保護区保護司会、久留米更生女性会、久留米中央ロータリークラブ、久留米ライオンズクラブ、国際ソロブチミスト久留米、久留米市保健所、久留米市教育委員会、北筑後教育事務所、久留米市青少年育成市民会議、久留米市校区青少年育成協議会連絡会議、久留米市小学校校長会、久留米市小学校父母教師会連合会、久留米市中学校生徒指導連絡協議会、久留米市中学校父母教師会連合会、久留米地区高等学校生徒指導協議会、南薫子ども安全パトロール隊、来来少年久留米運営会議、久留米市防犯協会連合会（以上 27 団体）</p> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;"><b>ネットワークの構築</b></p> <p style="text-align: center;">三つの青少年対策          ○少年非行・薬物乱用防止対策          ○健全育成・安全確保対策          ○立ち直り支援推進</p> <p style="text-align: center;"><b>総合的な取り組み</b></p> <p style="text-align: center;"><b>非行を生まない社会の実現</b></p> </div>		
成果目標	子どもの健やかな成長を地域で支える社会を目指す。		
H27 年度の成果等	平成 27 年度はスマホや自転車の適正な利用について、生徒たち自らが考えることで、生徒自身の意識を高める初めての試みである「高校生による討論会」を実施するとともに、市民に対する広報啓発を行った。		
今後の方向性等	青少年の健全育成は、地域全体で取り組むべき課題であることから、多くの市民が活動へ参加するよう、継続した啓発活動を行うことで市民の意識が高めるとともに、青少年自身が参加する取り組みを実施する。		
評価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)	○		
対策本部の構成団体の参加のもと、生徒を対象とした新たな活動を実施することができた。 昨年度評価「○」			

<p>事業名 (担当課)</p>	<p>非行を生まない社会づくり事業 (立ち直り支援) (青少年育成課)</p>	<p>H27 決算</p>	<p>(6, 622 千円)</p>
<p>目的等</p>	<p>非行等の問題を抱える 20 歳未満の無職少年等に対し、非行が深刻化、悪質化しないように、また、早期に社会的自立ができるよう、学習あるいは就労等の必要な支援を、より効果的、効率的に継続して行うことで、暴力団への加入防止や非行からの立ち直りを図る。</p>		
<p>事業内容</p>	<p>「みらくるホーム」を拠点に関係機関等との連携体制による支援活動</p>		
<p>成果目標</p>	<p>支援対象少年の居場所利用及び資格取得や就学、就労を促進する。</p>		
<p>H27 年度の成果等</p>	<p>平成 27 年度は、新たに支援を開始した少年 24 名を含め 35 名に対する支援を実施したが、就学や就労により少年 17 名の支援を終了することができた。</p>		
<p>今後の方向性等</p>	<p>学校や保護司会、警察などの関係機関等との連携強化による、居場所としての機能充実を図るとともに、関係機関や支援少年からの情報発信による新たな対象少年の居場所提供、支援の実施により非行からの早期の立ち直りを図る。</p>		
<p>評価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)</p>	<p>○</p>		
<p>「みらくるホーム」の体験活動に、各関係団体や協力事業者からの参加も増え、少年の社会性の向上に繋がるなど、立ち直りへの意識が高まっている。</p> <p style="text-align: right;">昨年度評価「○」</p>			

【その他の事業】

事業名 (担当課)	決算額 (千円)	評価	備考
青少年健全育成の推進 (青少年育成課)	17,538	○	青少年の健全育成を推進するため、青少年育成市民会議や校区の青少年育成協議会など、地域や学校、関係団体等と連携して市民の意識を高める活動に取り組んだ。
健全育成指導の充実 (青少年育成課)	17,645	○	平成 27 年度の指導員による喫煙、怠学等の指導件数は 863 件と減少傾向であるが、同一少年の指導が多いことから、不良行為等を行わないよう継続的に関わることが必要である。

評価区分：「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(要改善・検討) 「-」未実施

## 2 青少年の体験活動の推進と家庭・地域社会の教育力の向上

### 《取組の概要》

子どもたちの生きる力の育成や家庭・地域社会の教育力の向上を図るため、学校・家庭・地域社会及び関係機関が連携し、子どもたちの様々な体験活動を推進するとともに、家庭教育への支援を行う。

#### (1) 青少年の体験活動の推進

- ① 家庭、地域社会の中で青少年の「生きる力」を育むため、青年ボランティアと連携しながら、「少年の翼」をはじめとする様々な事業を通じた体験活動の場と機会の提供に努める。
- ② 地域スポーツ活動に対して学校施設の開放を図った。

#### (2) 家庭・地域社会の教育力の向上への取組

- ① 青少年の健全育成の基本である家庭及び地域の教育力向上のため、各地域で行われる家庭教育をテーマにした講演会に対して講師派遣にかかる支援を行った。
- ③ 年6回発行の広報誌「青少年のきずな」により、家庭教育等の重要性についての啓発や情報提供を行った。

### 《平成 26 年度に実施した事業の概要》

区分 掲載ページ	事業名 (担当課) ★は重点事業	実施概要
重点事業27 p. 64	★体験活動推進事業 (生涯学習推進課)	少年の翼、アドベンチャーキャンプ、わくわく遊友体験などの体験活動事業を通じ、団体生活の楽しさを友情の深まりなどを体験する場を創出し、子どもたちの自主性・協調性・創造性を育む。

重点事業 27

平成 27 年度 重点事業シート

事業名 (担当課)	体験活動推進事業 (生涯学習推進課)	H27 決算	3,602 千円			
目的等	次代を担う子どもが集い、沖縄での本研修を中心に事前・事後の研修を通して友情を深めながら、団体生活の楽しさを学び、団体や地域・学校の活動に積極的に参加する子どもを育成する。					
事業内容	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th style="width:33%;">①指導員募集</th> <th style="width:33%;">②子ども募集</th> <th style="width:33%;">③指導員研修</th> </tr> </table>			①指導員募集	②子ども募集	③指導員研修
	①指導員募集	②子ども募集	③指導員研修			
	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td style="width:33%;">3月中旬～4月中旬</td> <td style="width:33%;">4月中旬～5月上旬</td> <td style="width:33%;">5月上旬～6月下旬</td> </tr> </table>			3月中旬～4月中旬	4月中旬～5月上旬	5月上旬～6月下旬
	3月中旬～4月中旬	4月中旬～5月上旬	5月上旬～6月下旬			
	<table border="1" style="width:100%;"> <tr> <td style="width:33%;">                 対象：18歳～39歳 (高校生除く) 人数：35名程度             </td> <td style="width:33%;">                 対象：小学5年生～中学生 人数：120名程度             </td> <td style="width:33%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指導員同士の人間関係づくり</li> <li>● 安全管理に対する意識づくり</li> <li>● レクリエーション研修</li> <li>● 普通救命講習</li> </ul> </td> </tr> </table>			対象：18歳～39歳 (高校生除く) 人数：35名程度	対象：小学5年生～中学生 人数：120名程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指導員同士の人間関係づくり</li> <li>● 安全管理に対する意識づくり</li> <li>● レクリエーション研修</li> <li>● 普通救命講習</li> </ul>
対象：18歳～39歳 (高校生除く) 人数：35名程度	対象：小学5年生～中学生 人数：120名程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指導員同士の人間関係づくり</li> <li>● 安全管理に対する意識づくり</li> <li>● レクリエーション研修</li> <li>● 普通救命講習</li> </ul>				
<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th style="width:33%;">④事前研修</th> <th style="width:33%;">⑤本研修</th> <th style="width:33%;">⑥事後研修</th> </tr> </table>			④事前研修	⑤本研修	⑥事後研修	
④事前研修	⑤本研修	⑥事後研修				
<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td style="width:33%;">7月(1泊2日) 市外</td> <td style="width:33%;">8月(4泊5日) 沖縄</td> <td style="width:33%;">9月(1日) 市内</td> </tr> </table>			7月(1泊2日) 市外	8月(4泊5日) 沖縄	9月(1日) 市内	
7月(1泊2日) 市外	8月(4泊5日) 沖縄	9月(1日) 市内				
<table border="1" style="width:100%;"> <tr> <td style="width:33%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 協力し合える関係づくり</li> <li>● 集団生活における規律の共有</li> <li>● 沖縄についての学習</li> </ul> </td> <td style="width:33%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地元小学校との交流</li> <li>● 沖縄の海での自然体験</li> <li>● ひめゆりの塔での平和学習</li> <li>● 琉球ガラスコップの製作体験</li> </ul> </td> <td style="width:33%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ふりかえり</li> </ul> </td> </tr> </table>			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協力し合える関係づくり</li> <li>● 集団生活における規律の共有</li> <li>● 沖縄についての学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地元小学校との交流</li> <li>● 沖縄の海での自然体験</li> <li>● ひめゆりの塔での平和学習</li> <li>● 琉球ガラスコップの製作体験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ふりかえり</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協力し合える関係づくり</li> <li>● 集団生活における規律の共有</li> <li>● 沖縄についての学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地元小学校との交流</li> <li>● 沖縄の海での自然体験</li> <li>● ひめゆりの塔での平和学習</li> <li>● 琉球ガラスコップの製作体験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ふりかえり</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 45%;">○ 自ら考え行動する自立心</li> <li style="width: 45%;">○ 仲間を思いやれる優しさ</li> <li style="width: 45%;">○ 新しいことに挑戦する意欲</li> <li style="width: 45%;">○ 地域・学校の活動に進んで参加する積極性</li> <li style="width: 45%;">○ 学年や学校を超えた交流によるコミュニケーション能力</li> </ul>						
成果目標	参加者(子ども)の地域・学校等行事への参加意欲度 80%以上					
H27 年度の成果等	平成 27 年度から実施された市内小中学校の夏季休業短縮の影響を受け、120 名程度の募集に対して参加者が 88 名と大幅に減少した。					
今後の方向性等	参加者の満足度も高く、多くのリピーターが存在することを考えると、事業意義や活動内容は、高い水準を保っていると考えられるが、夏季休業短縮を考慮した本研修実施時期や規模の見直しなどの検討が必要である。					
評価「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)			○			
子ども達は、親元を離れた 4 泊 5 日の長い団体生活と、様々な研修メニューを経験する中で、友情を深め、心身ともに逞しくなっていく姿が見られ、アンケート結果からは、参加者・保護者の満足度が高いことが伺える。また、指導員の満足度も高く、青年ボランティアの育成にも寄与している。 <span style="float: right;">昨年度評価「一」</span>						

### iii 生涯学習都市づくりの推進

#### 1 生涯学習・社会教育の推進

##### 《取組の概要》

心の豊かさや生きがいのための学習意欲の増大や、社会経済の変化への対応が求められている中、「人々が、生涯を通じて、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような生涯学習社会の構築は極めて重要な課題となっている。

このため、地域に根ざし、潤いと活力に満ちた生涯学習都市づくりをめざすため、学習活動の拠点である社会教育施設の円滑な維持運営を図った。

また、市民の学習ニーズに対応した多種・多様な学習の機会や場を提供し、併せて活動を促進するための体制の整備やネットワークの構築を図ることにより、市民の自主的な学習能力を高め、主体的な学習・教育、芸術・文化、体育・スポーツの諸活動を奨励・促進した。

さらに、市民の学習や実践活動の成果を積極的に活用できる場を提供することにより、さらなる市民の学習機会を拡充するとともに、生涯学習の一層の推進を図った。

##### (1) 多様な学習機会・情報の提供

- ① 市民の自発的な生涯学習活動の促進を図るため、今日的学習課題や市民ニーズに対応した市民講座・教室を開催し、青少年から高齢者まで、対象に即した多様な学習機会を提供した。
- ② 市民に対する生涯学習情報提供のため、久留米市生涯学習情報提供サイト「えーるネット」の充実を図るとともに、学習相談の充実に努めた。
- ③ 地域における市民の主体的な学習活動を促進するため、委嘱学級の充実など、校区コミュニティセンター活動等を支援するとともに、学校外活動の促進など地域を拠点とした家庭・地域教育の振興を図った。
- ④ 市民の多様な資料・情報要求に応えるため、図書館資料整備計画に基づき図書資料、福祉資料等を収集し蔵書の充実に努めた。また、多様な研修に参加することで司書職員のスキルアップを図った。さらに、新たに検索・予約機能などが充実した新図書館総合管理システムやバリアフリー対応の移動図書館車両への更新、視覚障害者情報総合ネットワークへの加入などにより、快適な読書環境の整備や福祉サービスの充実に取り組んだ。

第2次久留米市子どもの読書活動推進計画に基づき、児童向け図書の計画的な整備、関係部局との連携による事業の進行管理を行った。あわせてボランティアのスキルアップのために養成講座や交流会を開催し、図書館・学校・家庭での読書活動の推進に努めた。

##### (2) 生涯学習の人材育成と学習ネットワークの整備

- ① 社会教育団体の運営や活動を指導する社会教育指導者の育成に努めるとともに、地域における指導者の発掘・養成や学習内容の充実のためのコーディネート機能を持った人材の育成を図り、生涯学習活動の促進に努めた。
- ② 地域の各施設・団体等の機能強化と地域に内在する教育資源や人材の発掘を推進し、活用を図るとともに、生涯学習活動を支援するボランティア体制の充実に努めた。
- ③ 市民の学習成果を活用するため、学習ボランティアサークルを育成するとともに、既成のグループ・サークルを市民ボランティアとして活用する市民学習発展推進事業に取り組んだ。
- ④ 市民による主体的な生涯学習都市づくりを促進するため、生涯学習関連団体・グループ間の連

携と協調を図り、久留米生涯学習推進市民協会(LL ネットコアくるめ)の機能充実に努めた。

- ⑤ 生涯学習センター・そよ風ホール・城島総合文化センター・市立図書館などの中核施設と、校区コミュニティセンター等の地域教育施設との生涯学習ネットワークを強化し、連携事業の充実に図った。

(3) 豊かな学びの場の整備

- ① 市民の学習ニーズに対応するため、市立図書館などの蔵書整備など、学習基盤となる施設機能の充実に図った。
- ② 市民の生涯学習促進のための中核施設である生涯学習センター・そよ風ホール・城島総合文化センター等の施設の維持補修を進め、安全に安心して学習できる環境づくりを進めた。

《平成 27 年度に実施した事業の概要》

区分 掲載ページ	事業名 (担当課) ★は重点事業	実施概要
重点事業 28 p. 68	★地域生涯学習振興事業 (生涯学習推進課)	校区等において実施される委嘱学級や土曜塾をはじめとする生涯学習事業に対して、財政支援や指導者の養成などの各種支援を行い、地域における生涯学習の振興を図った。
重点事業 29 p. 69	★子どもの読書環境整備事業 (中央図書館)	「第2次久留米市子どもの読書活動推進計画」(平成24年度～平成28年度)に基づき、子どもたち一人ひとりの豊かな人間形成に資するため、子どもの読書活動を推進する環境整備を進めた。児童図書の充実に加え、各図書館でそれぞれ講演会や読み聞かせ、ボランティア研修など様々な事業に取り組んだ。
重点事業 30 p. 70	★図書館整備事業 (中央図書館)	快適な読書空間の提供と図書館機能の充実に向け、その基盤整備を行い、生涯学習ニーズに対応した。 ○図書館資料の整備充実(約24,600冊購入) ○図書館施設整備(老朽化した高圧受変電設備を更新) ○図書館福祉サービスボランティア活動支援
その他事業 p. 71	社会教育団体助成 (生涯学習推進課)	LL ネットコア久留米や子ども会連合会、女性の会婦人会連絡協議会をはじめとする各社会教育団体の活動振興のため、財源支援や活動助言、指導等の各種支援を行う。
その他事業 p. 71	生涯学習センター活用事業 (生涯学習推進課)	各地域における生涯学習センターを広く活用した各種講座等を実施することにより、市民の生涯学習の推進を図った。
その他事業 p. 71	生涯学習センター維持補修事業 (生涯学習推進課)	生涯学習センターについて、経年劣化に応じた維持補修を行った。
その他事業 p. 71	そよ風ホール維持補修事業 (生涯学習推進課)	そよ風ホールについて、経年劣化に応じた維持補修を行った。

<p>その他事業 p. 71</p>	<p>城島総合文化センター維持補修事業 (生涯学習推進課)</p>	<p>城島総合文化センターについて、経年劣化に応じた維持補修を行った。</p>
<p>その他事業 p. 71</p>	<p>ブックスタート事業 (中央図書館)</p>	<p>対象者参加率 60.3% (1,866組) 〔平成26年度 58.4% (1,778組)〕 ※久留米市への転入者でブックスタートに該当する乳児がいる世帯に対して、転入時の窓口での案内に加えて、案内はがきを直接郵送する取組をしている。</p>

<b>事業名 (担当課)</b>	地域生涯学習振興事業 (委嘱学級)(生涯学習推進課)	H27 決算	6, 813 千円
<b>目的等</b>	市民が暮らす一番身近な地域である校区を単位として、教養の向上、健康福祉の増進、人権や環境、防災等の市民ニーズや地域課題に応じた生涯学習活動を推進し、事業を通じた地域コミュニティづくりを図るため、校区コミュニティ組織に対して、委嘱学級の運営に係る財政支援や指導者養成などの支援を行う。		
<b>事業内容</b>	<div style="text-align: center;"> <pre>                     graph TD                         A[市] --&gt; B[校区コミュニティ組織]                         B --&gt; C[委嘱学級]                         C --&gt; D[生涯学習活動を通じた地域コミュニティづくり]                     </pre> <p>市</p> <p>↓ 運営支援・開設支援 1学級あたり 95,000 円の補助</p> <p>校区コミュニティ組織</p> <p>↓</p> <p>委嘱学級</p> <p>市民ニーズや地域課題に応じた生涯学習活動</p> <p>【学級】</p> <p>学習時間＝年間 12 回（1 回 2 時間以上）、1 学級 15 人以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり学級・家庭教育学級・高齢者学級・女性学級 など</li> </ul> <p>【学習単元】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権同和問題・男女共同参画・地域課題・健康課題</li> <li>・ボランティア・環境問題・福祉課題・消費生活・防災 など</li> </ul> <p>↓</p> <p>生涯学習活動を通じた地域コミュニティづくり</p> </div>		
<b>成果目標</b>	全小中学校区での実施		
<b>H27 年度の成果等</b>	27 年度は、校区への学級開講を働きかけ、4 校区で新たに委嘱学級が開講し、71 学級（高齢者 23、女性 21、家庭教育 7、地域 12、その他 8）で、延べ 17,484 名が人権・女性問題、家庭教育、防災、環境、歴史、介護、健康、料理等を学んだ。		
<b>今後の方向性等</b>	広く、住民に学習の機会を提供するため、また、まちづくり・人づくりのコミュニティ組織化の方針に資するために、学級訪問を積極的に行い、学級運営の実態を把握したい。併せて、旧市、旧 4 町の未設置校区や 1 学級しか開設していない校区に対して、学級開設へ向けた働きかけや支援を行っていきたい。		
<b>評価</b> 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)			◎
27 年度は、学級未開設校区に対し、委嘱学級交流会に参加してもらおう等、開設へ向けた働きかけや支援を行った結果、4 校区で新たに委嘱学級が開設され、学級開設校区は 46 校区中 40 校区となった。 昨年度評価「—」			

## 平成 27 年度 重点事業シート

### 重点事業 29

<b>事業名 (担当課)</b>	子どもの読書環境整備事業 (中央図書館)	<b>H27 決算</b>	2, 6 5 3 千円							
<b>目的等</b>	「久留米市子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもたちが読書を通して心豊かな生活を送り健やかに成長するための環境を整備する。									
<b>事業内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 三つの目標                             <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民、地域、行政の連携協力</li> <li>2 子どもたちが自由に本に接することができるような環境整備</li> <li>3 市民一人ひとりの理解と関心を高める</li> </ol> </li> <li>● 50の施策</li> </ul>									
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">家庭・地域</th> <th style="width: 25%;">幼稚園・保育所</th> <th style="width: 25%;">学校</th> <th style="width: 25%;">図書館</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ブックスタート ○読み聞かせ普及など (15項目)</td> <td>○読み聞かせ実施 ○絵本スペース整備など (3項目)</td> <td>○全校一斉読書 ○司書教諭・学校図書館司書配置研修充実など (5項目)</td> <td>○児童図書整備 ○地域メディアを活用した広報活動など (27項目)</td> </tr> </tbody> </table>		家庭・地域	幼稚園・保育所	学校	図書館	○ブックスタート ○読み聞かせ普及など (15項目)	○読み聞かせ実施 ○絵本スペース整備など (3項目)	○全校一斉読書 ○司書教諭・学校図書館司書配置研修充実など (5項目)
家庭・地域	幼稚園・保育所	学校	図書館							
○ブックスタート ○読み聞かせ普及など (15項目)	○読み聞かせ実施 ○絵本スペース整備など (3項目)	○全校一斉読書 ○司書教諭・学校図書館司書配置研修充実など (5項目)	○児童図書整備 ○地域メディアを活用した広報活動など (27項目)							
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 10px; text-align: center;">                     子どもの読書活動を社会全体で支えていく                 </div>									
<b>成果目標</b>	前年度比 児童図書整備 2, 0 0 0 冊増									
<b>H27 年度の成果等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童図書の冊数：243,401 冊 (対前年度比 4,748 冊増)</li> <li>● こっこちゃんおはなし会 (0～2 歳児向け) とこぐまちゃんおはなし会 (2～3 歳児向け) 月 1 回実施。(参加者延べ 426 名) ※一部屋外でのあおぞらおはなし会として開催。平成 27 年度から新たに中央図書館でぬいぐるみおとまり会、城島・三瀬図書館で赤ちゃん向けおはなし会を実施した。</li> <li>● 小学生を対象に 1 日図書館員の実施 (参加者 16 名)、</li> <li>● ブックトーク事業 (ブックトークをきいてみよう) 対象学年を拡大して年 2 回実施 (参加者延べ 98 人) 小学校へのブックトークボランティア派遣 2 校</li> <li>● 子育て中の保護者を対象にした絵本紹介を年 4 回実施 (参加者延べ 46 名)</li> </ul>									
<b>今後の方向性等</b>	学校を通じた読書推進事業の展開 (ブックトークの派遣や図書リストの配布、学校図書館・学校読み聞かせボランティアの支援など)									
<b>評 価</b>		◎								
評価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)										
児童図書は引き続き目標を上回る蔵書整備が出来た。 ・ 乳幼児期の読書推進として、年齢別のおはなし会や保護者向けの絵本紹介を引き続き取り組んだ。 ・ 小学生向けの読書推進事業として、1 日図書館員を実施した。 ・ ブックトークでは対象学年の拡大のほか学校訪問なども積極的に実施した。										
昨年度評価 「◎」										

平成 27 年度 重点事業シート

重点事業 30

事業名 (担当課)	図書館整備事業 (中央図書館)	H27 決算	75,269千円
目的等	快適な読書空間の提供と図書館機能の充実に向け、その基盤整備を行い、生涯学習ニーズに対応する。		
事業内容	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">図書館整備・図書館資料の充実</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>○図書館資料の整備充実 (購入・寄贈等) 図書及びAV 約40,000点 雑誌 約800点</p> <p>○図書館整備及び維持補修</p> <p>○図書館福祉サービスボランティア活動支援</p> </div> <div style="margin: 10px 0 10px 100px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">地域情報拠点機能の向上など 図書館サービスの充実</div> <div style="margin: 10px 0 10px 100px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">利用者・貸出冊数の増加</div> <div style="margin: 10px 0 10px 100px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">市民の生涯学習へのニーズに的確に対応していく</div> </div>		
成果目標	平成27年度 貸出冊数 1,650千冊 (市民センター図書室などを含まない。)		
H27年度の成果等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成27年度貸出冊数：1,588,181冊(対前年度比102%、対目標比96%)</li> <li>●移動図書館車をバリアフリー対応車両に更新した。(15,980千円)</li> <li>●図書館総合管理システムを検索・予約機能などが充実した新システムに更新した。</li> <li>●中央館の老朽化した高圧受変電設備を更新した(2,225千円)</li> <li>●視覚障害者情報総合ネットワーク(サピエ)の加入による資料の相互利用により約12万点の福祉資料の提供が可能になった。</li> </ul>		
今後の方向性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●郷土資料の収集や提供、電子化などを通じた地域情報拠点機能の向上</li> <li>●図書館資料に加え、インターネットなど様々な媒体を活用したレファレンスの向上</li> <li>●効果的・効率的な資料収集と魅力ある企画展示や書架づくりによる貸出冊数増加</li> <li>●移動図書館車両を活用するための巡回場所の見直し。</li> <li>●司書職員の専門性向上のための派遣研修の充実、館内OJT・研修の充実</li> </ul>		
評価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)		○	
<p>図書館の貸出冊数は目標値を下回ったが、平成28年度へ向けた利用者サービス向上の様々な取組に着手した。(移動図書館車両・総合管理システム更新、サピエ加入)</p> <p style="text-align: right;">昨年度評価「○」</p>			

【その他の事業】

事業名 (担当課)	決算額 (千円)	評価	備考
社会教育団体支援事業 (生涯学習推進課)	21,170	○	社会教育団体に、財政的支援や助言・指導をし、活動等の充実を図った。
生涯学習センター活用事業 (生涯学習推進課)	7,354	○	生涯学習センター利用者数 341,564人
生涯学習センター維持補修事業 (生涯学習推進課)	14,537	○	・非常用発電装置整備事業 ・吸収式冷温水機ブラッシング洗浄など
そよ風ホール維持補修事業 (生涯学習推進課)	9,901	○	下水道供用開始に伴う切替工事及び施設・設備の老朽化による維持補修
城島総合文化センター維持補修事業 (生涯学習推進課)	28,283	○	・直流電源装置整流器交換 ・外壁改修工事
ブックスタート事業 (中央図書館)	3,724	○	対象者参加率 60.3% (1,866組) [平成26年度 58.4% (1,778組)] ※久留米市への転入者でブックスタートに該当する乳児がいる世帯に対して、転入時の窓口での案内に加えて、案内はがきを直接郵送する取組をしている。

評価区分：「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(要改善・検討) 「－」未実施

## 2. 活力あふれる市民スポーツの振興

### 《取組の概要》

活力あふれる市民スポーツの振興と、「豊かなスポーツライフの創造・地域づくり」のために、久留米市スポーツ振興基本計画に基づき、生涯の各時期にわたり、それぞれの体力や年齢、目的に応じてスポーツを楽しむことができるスポーツ環境づくりを推進した。

また、市民の多種多様なスポーツニーズに対応するため、きめ細やかに支援できる推進体制の整備、充実に努めた。

さらに、スポーツ施設の整備充実、指導者の養成と資質の向上を図るとともに、競技スポーツからコミュニティスポーツに至るまで市民参加を促進する多様なプログラムの提供を通じて、生涯スポーツの振興に努めた。

### (1) 活力あふれるスポーツの場の整備

- ① 市が主催するスポーツ教室等に加え、指定管理者の自主事業であるスポーツ教室等への協力を通じて施設利用の促進に努めた。
- ② 野球場事務所等改修工事、筑後川漕艇場屋上防水工事、田主丸テニスコート改修工事、などを実施した。
- ③ スポーツ施設の利便性を図るため、公共施設予約システムによる施設利用状況の提供に努めるとともに、関係諸団体との協議を随時行うこととした。
- ④ 地域のコミュニティ団体等で構成する施設開放運営委員会方式による学校体育施設の開放を全ての市立小中学校及び特別支援学校で行い、地域スポーツの活動の場の確保に努めた。

### (2) 競技スポーツの振興

(公財)久留米市体育協会を通じて同協会の加盟競技団体の育成・支援を行った。加盟団体を主体として各種競技大会を開催することで、競技スポーツの振興を図り、また、九州大会・全国大会に出場する個人及び団体に対する奨励金の贈呈、全国大会優勝者に対する市長表彰を行うことで、競技者・競技団体の意欲喚起を図った。

### (3) 市民スポーツの育成

- ① 「スポーツは楽しい」を基本とする、スポーツ実施の動機付けとなるような体験型のスポーツ教室を実施した。
  - ・泳げない子どものための水泳教室（6月、8月、10月）、初心者弓道体験教室（8月）、初心者ヨガ教室（9月）、子どもスポーツ教室（10月）、走り方教室（11月）、貯筋運動教室（1月）
- ② 市民同士や近隣地域との交流を目的として、次の大会を開催、支援又は参画した。
  - ・筑後川Eボートフェスティバル（9月）、久留米オリンピック（10月）、クロスロードスポーツ・レクリエーション大会（11月：小郡市で開催）

(4) スポーツ振興の仕組みづくり

- ① 「久留米市スポーツ振興基本計画」の重点項目として位置付けた【子どもの体力向上】について、新たな取組として、幼児期からの運動推進のための運動能力調査を実施した。今後もこの取組を継続することで、指導者の育成、スキルアップを図り、子どもの運動機会の増加や習慣化を推進していく。
- ② (公財)久留米市体育協会に対して組織と事業の充実・強化を図るため、運営費の助成を行った。
- ③ 「筑西・ゆめクラブ」・「桜花台クラブ」の2クラブに対しては、事務局機能を強化し、自立を促すために事務局運営費補助金を交付した。

《平成 27 年度に実施した事業の概要》

区分 掲載ページ	事業名 (担当課) ★は重点事業	実施概要
重点事業 31 p. 74	★総合型地域スポーツクラブ支援事業 (体育スポーツ課)	地域住民主体による、子どもからお年寄りまで、「いつでも、どこでも、だれでも」が気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブの活動等を支援した。
重点事業 32 p. 75	★総合武道館整備事業 (体育スポーツ課)	福岡県立久留米スポーツセンター体育館と久留米市武道館及び弓道場の一体的改築に伴う実施設計を行った。
その他事業 p. 76	(公財)久留米市体育協会助成事業 (体育スポーツ課)	市民スポーツの担い手である体育協会を通じて、各種競技団体の育成や市民スポーツの参加を促すための教室やイベントを開催するとともに、各種大会への参加奨励や青少年スポーツ活動等への助成を行った。
その他事業 p. 76	スポーツ交流推進事業 (体育スポーツ課)	スポーツを通じて、近隣市町村との交流を推進し、お互いの友好親睦を深めることで活動の広域化を図り、市民スポーツを振興した。
その他事業 p. 76	スポーツ大会振興事業 (体育スポーツ課)	各種スポーツの全国・九州レベルの大会を誘致開催することにより、市民のスポーツ技術向上とスポーツを始めるきっかけをつくり、競技スポーツの振興を図った。
その他事業 p. 76	MICE 誘致推進事業 (体育スポーツ課)	東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地誘致の取り組みを行った。
その他事業 p. 76	市民スポーツ推進事業 (体育スポーツ課)	普段運動をしていない人を対象にスポーツ教室を行った。
その他事業 p. 76	体育施設維持補修事業 (体育スポーツ課)	野球場内部・トイレ改修などを行った。

平成 27 年度 重点事業シート

重点事業 3 1

<p>事業名 (担当課)</p>	<p>総合型地域スポーツクラブ支援事業 (体育スポーツ課)</p>	<p>H27 決算</p>	<p>1, 448 千円</p>
<p>目的等</p>	<p>生涯スポーツの推進及びスポーツを通じた健康づくりの推進のため、子どもから高齢者まで気軽に、身近にスポーツに取り組める体制の整備</p>		
<p>事業内容</p>	<p>総合型地域スポーツクラブとは、地域住民が自主的に運営し、地域のスポーツ施設を利用し、専門家の指導を受け、市民がそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、「いつでも、どこでも、だれでも」スポーツに親しみ、幅広い年齢層との交流を行い、生涯スポーツ社会を目指すもの。 現在7つある総合型地域スポーツクラブに対して、これまで活動支援、事務局運営支援として補助金を交付している。最終的にはスポーツクラブが各自補助金に頼ることなく、事業を実施し、クラブを運営していくことを目標としており、既に5つの総合型地域スポーツクラブに対する補助金は終了している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">総合型地域スポーツクラブ設立支援</p> <p>市民のスポーツ実施率（週に1回のスポーツを行う）を現在の36%から50%に引き上げる ことにより、健康で健全な社会を構築する。</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>① 普及・啓発事業（継続的事業）</p> <p>今後、スポーツクラブを設立するための普及啓発事業の展開 (指導者養成事業/軽スポーツ教室の実施/競技スポーツ教室の実施/スポーツマップの作成ほか)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>② 創設支援事業（2ヵ年事業）</p> <p style="text-align: center;">特定の地域にクラブを設立するための支援</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>③ 活動支援事業（5ヵ年）・事務局運営支援事業</p> <p style="text-align: center;">既に設立しているクラブの活動事業・事務局運営基盤づくりの支援 (軽スポーツ教室の実施/少年スポーツ教室の実施/文化教室の実施/親子体験教室)</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">市民が身近に手軽に参加できるクラブの設立・支援</p> <p style="text-align: center;">受益者負担型（自主運営）地域スポーツクラブの設立・支援</p> </div>		
<p>成果目標</p>	<p>既に設立している7クラブの活動事業・事務局運営基盤づくりの支援</p>		
<p>H27 年度の成果等</p>	<p>平成27年度は総合型地域スポーツクラブ2ヶ所へ補助を行い、平成28年度は1ヶ所へ補助を実施している。</p>		
<p>今後の方向性等</p>	<p>平成29年度以降は市からの補助はなくなり、総合型地域スポーツクラブへの側面的支援など市の関わり方を整理する必要がある。</p>		
<p>評 価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)</p>			<p>○</p>
<p>28年度で各クラブへの補助金が終了し、予定通り支援が実施できた。</p>			<p>昨年度評価「—」</p>

平成 27 年度 重点事業シート

重点事業 3 2

事業名 (担当課)	スポーツ施設の整備活用・充実 (体育スポーツ課)	H27 決算	112,213 千円
目的等	老朽化している福岡県立久留米スポーツセンター体育館、久留米市武道館及び弓道場の一体的改築について、福岡県と連携しながら実施する。		
事業内容	<p>老朽化している福岡県立久留米スポーツセンター体育館、久留米市武道館及び弓道場の一体的改築について、福岡県と連携しながら実施する。</p> <p>&lt;平成 27 年度の主な内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施設計</li> <li>・既存施設（武道館・弓道場）の解体工事 等</li> </ul> <p>&lt;今後のスケジュール&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年度～平成 29 年度 本体工事</li> <li>・平成 30 年度春 供用開始</li> </ul>		
成果目標	平成 30 年度供用開始		
H27 年度の成果等	計画通りに実施設計、解体工事等を実施することができた。		
今後の方向性等	約 2 年間の本体工事を円滑に実施するとともに、供用開始に向けた準備を行う。		
<p>評 価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)</p>			◎
<p>福岡県及び競技団体等との調整を図りながら、実施設計を完了し、特に解体工事に着手し、完了できたことは、十分に目標を達成できたと判断できる。</p> <p style="text-align: right;">昨年度評価「◎」</p>			

【その他の事業】

事業名（担当課）	決算額 （千円）	評価	備考
（公財）久留米市体育協会助成事業 （体育スポーツ課）	31,996	○	市民のスポーツニーズに沿った各種スポーツ教室の企画・開催を行うとともに、加盟団体や、各種大会への補助を充実させ、経費削減（節電等）にも努めた。一方で、公益的なスポーツ事業展開、市のスポーツ振興を目的とし H26.7.1 に公益財団法人へ移行した。
スポーツ交流推進事業 （体育スポーツ課）	12,002	○	クロスロード地域（久留米市、小郡市、うきは市、基山町）によるスポーツレクリエーション祭、Eボート大会等、各大会ともに概ね参加者増を達成し、スポーツ交流の推進を図ることができた。
スポーツ大会振興事業 （体育スポーツ課）	8,713	◎	西日本規模のグラウンド・ゴルフ大会、全国規模の紫灘旗弓道大会、国際大会であるベストアメニティカップ国際女子テニス大会へ補助金を交付し、市競技レベルの向上とスポーツ振興を図ることができた。
MICE 誘致推進事業（H26 繰越） （体育スポーツ課）	414	◎	平成 30 年オープン予定の（仮称）久留米スポーツセンター体育館や平成 32 年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、全国・九州規模のスポーツ大会の誘致や事前キャンプ誘致を推進している。
市民スポーツ推進事業 （体育スポーツ課）	374	○	運動習慣のない人向けのスポーツ教室をモデル的に実施した。
体育施設維持補修事業 （体育スポーツ課）	56,317	◎	野球場内部トイレ改修等を行った。

評価区分：「◎」（達成） 「○」（概ね達成） 「△」（未達成） 「×」（要改善・検討） 「－」未実施

### 3 文化財の保護と活用

#### 《取組の概要》

国民の共有財産である文化財を保存・保護するとともに、それぞれの文化財の特性を活かした積極的な活用を図る。市民が歴史や伝統を身近に感じ、親しみ、暮らしに生かす機会を提供し、市民の郷土愛を醸成するとともに、魅力あふれる歴史環境の未来への継承に努めた。

#### (1) 文化財を守り伝える

- ① 埋蔵文化財発掘調査においては、開発と文化財保護の調整を図るとともに、事業の効率化、迅速化及び標準化など円滑な実施に努め、併せて調査結果の公表のため報告書を刊行するなど、市民の理解と協力を得る取組を行った。
- ② 埋蔵文化財センターを中心に、埋蔵文化財の整理・保存と調査・研究を行うとともに、生涯学習・教育活動の場としての活用を図った。
- ③ 継続して寺町の建造物調査を実施した。

#### (2) 文化財に親しむ

- ① 地域の文化財を紹介する小冊子である「歴史散歩」の No.41「平和への祈り」～久留米戦争史跡～及び、残部僅少となった No.16「三島家長屋門」を発行し、文化財の周知、文化財保護の啓発・普及を図った。
- ② 生涯学習振興の観点から、埋蔵文化財センターでの考古資料展や、六ツ門図書館展示コーナーでの企画展等を開催し、その他、歴史探訪「坂本繁二郎ゆかりの地巡り」、学校の総合的な学習の時間における体験学習など、地域に根ざした文化財を学び、親しむ機会の充実に努めた。
- ③ 文化財の管理及び普及活動を行う22団体に対し、補助金の交付及び助言を行うことで、文化財の保護、周知普及を図った。
- ④ 市民が文化財に親しみ、理解することができるよう県指定有形民俗文化財「あげ舟」、「鷲塚古墳」などの説明板等の整備や「上津校区の文化財マップ」の作成を行った。
- ⑤ 「歴史博物館」の建設に備え、資料の調査を行うとともに、収集した資料の保存作業に取り組んだ。さらに、資料管理データの追加入力を行い、資料を有効活用できる検索システムを充実し、市民からの問い合わせの回答や資料貸出しを行った。また、六ツ門図書館展示コーナーを会場として、「戦後70年 平和資料展」6,695人、「みんなの特撮ヒーロー -戦後日本の大衆文化-」3,939人、「むかしのくらし展」6,317人を開催した。さらに、他部局主催として、「防災展」831人、「暮らしの中の人権Ⅰ・Ⅱ」538人、「人権ポスター展」500人を開催した。

#### (3) 文化財を暮らしに生かす

- ① 筑後国府跡については、史跡の公有化を進めるとともに、保存活用計画策定に向けた検討を継続した。また、御塚権現塚史跡の広場、おおはし歴史公園、大塚古墳歴史公園などの歴史公園については、地域の学校などの歴史学習や、地域住民のレクリエーションの場として活用された。

また、歴史遺産を固有のストーリーにより整理し、保存活用を図る歴史ルートづくり事業に着手した。

- ② 市内に現存する歴史的建造物の活用を図るため、寺町に所在する寺院を調査し基礎資料とした。坂本繁二郎生家においては、展示会・コンサート・小学生向けの体験講座など、さまざまな事業を実施し、まちづくりの拠点や歴史的教材としての活用を図った。

《平成 27 年度に実施した事業の概要》

区分 掲載ページ	事業名 (担当課) ★は重点事業	実施概要
重点事業 33 p. 79	★歴史博物館整備事業 (文化財保護課)	地域文化を知り、創造し、継承するための生涯学習施設として歴史博物館の整備を図った。六ツ門図書館展示コーナーでは、博物館資料の展示・公開や体験学習を通して集客効果を高め、博物館建設への市民意識の高揚を図った。
重点事業 34 p. 80	★筑後国府跡歴史公園整備事業 (文化財保護課)	久留米市を代表する文化遺産である筑後国府跡を市民が身近な場所で歴史を感じることができる歴史公園として保存整備することにより、市民の「郷土」に対する愛着心を高めるとともに、その魅力を未来に向けて継承した。また、引き続き計画的な土地公有化を推進した。
その他事業 p. 81	発掘調査事業 (文化財保護課)	開発に際し、埋蔵文化財の現状保存ができないと判断した場合は、記録のため発掘調査を行った。同時に、わが国及び久留米地域の歴史・文化等への理解を促し、市民の郷土愛の醸成を目指し、その成果を公表した。
その他事業 p. 81	埋蔵文化財センター事業 (文化財保護課)	発掘調査に伴う出土品や記録類を集中管理し調査研究するとともに、市民の多様な文化的活動を支援するための展示会の開催や、学校教育の「総合的な学習の時間」の支援事業等を実施した。
その他事業 p. 81	歴史的建造物保存整備事業 (文化財保護課)	市内に残る歴史的価値のある建造物の調査・保存・整備・活用を図り、市民が身近な場所で歴史を感じながら暮らすことのできるまちづくりを推進した。
その他事業 p. 81	史跡等環境整備事業 (文化財保護課)	史跡等の文化財が、地域の特性を生かし、市民が歴史に親しみながら憩う「歴史の広場」として活用できるように管理を行うとともに整備についての検討を進めた。
その他事業 p.	文化財周知事業 (くるめ歴史のさと事業) (文化財保護課)	文化財に対する市民の理解と保護思想の高揚を図るため、説明板設置や歴史探訪等の事業、歴史散歩等印刷物の作成など文化財周知、普及活動を展開した。
その他事業 p. 81	歴史ルートづくり事業 (文化財保護課)	地域の歴史をテーマにしたストーリーに基づき、エリア内の歴史遺産を整理することにより文化財の保護と活用を図る。平成 27 年度は高良山エリアについて 2 件のストーリーを構成するとともに、歴史遺産活用の拠点として史跡や歴史公園等の施設管理や、エリア内の環境整備を進めた。
その他事業 p. 81	坂本繁二郎生家活用事業 (文化財保護課)	久留米城下町に唯一残る武家屋敷である坂本繁二郎の生家 (市指定文化財) を保存・活用し、後世へ伝えるための展示会等を実施した。また、重要な地域資源として PR し、貸室の新規利用者の獲得や他団体主催イベントの会場やコースに使用して頂くなど、多方面で活用することが出来た。

<p>事業名 (担当課)</p>	<p>歴史博物館整備検討事業 (文化財保護課)</p>	<p>H27 決算</p>	<p>8, 3 2 6 千円</p>
<p>目的等</p>	<p>市民がふるさとの歴史や風土など地域の歴史文化を学び、交流するなど、市民の生涯を通じた学習の場として、かつ、魅力ある施設としての整備を図る。</p>		
<p>事業内容</p>	<div style="text-align: center;"> <p>生涯学習の場としての歴史博物館の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>① 地域の歴史と文化を学ぶことができる資料の調査・収集を行い保存・修復に努める。</p> <p>② 資料の展示・公開を図り、歴史博物館建設に向けて、市民の意識高揚を図る。</p> </div> <p>↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>地域を愛する心の醸成</p> </div> <p>↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>地域の歴史と文化の理解</p> </div> </div>		
<p>成果目標</p>	<p>平成 2 7 年度 歴史博物館建設に向けて、ソフト面の整備を行う。                  歴史資料の調査・収集・保存・修復・購入、収蔵庫の整備、歴史資料のデータベース化、六ツ門図書館における企画展の充実 入場者 19,000 人                  長門石保管の旧庁舎石材の活用</p>		
<p>H27 年度の成果等</p>	<p>六ツ門図書館展示コーナーでは、「戦後 7 0 年 平和資料展」、「みんなの特撮ヒーロー 戦後日本の大衆文化」、「むかしのくらし展」などの企画展を開催し、年間目標を超える 19,434 人の入館者を迎えることができた。                  旧庁舎石材については、庁内関係部局と協議し活用についての調整を進めた。</p>		
<p>今後の方向性等</p>	<p>六ツ門図書館展示コーナーなど、展示公開施設を有効に活用し、学校教育・生涯学習活動の支援に努め、さらに博物館建設機運の醸成を図っていく。                  市民の問い合わせや展示会の出品資料の検索の際に、迅速かつ効率的に対応できる環境の整備が必要である。</p>		
<p>評 価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)</p>		<p>◎</p>	
<p>歴史博物館建設に向けてのソフト面の整備や新収蔵資料管理検索システムへの移行、資料のデータベース化及び既に入力していたデータの修正等の作業を着実に進めている。六ツ門図書館展示コーナーでは、戦後 70 年の節目に開催した「平和資料展」の関心が非常に高く、そのため、数値目標であった 19,000 人を超える 19,434 人の入場者数を達成できた。また、旧庁舎石材についても活用を図った。以上の点から平成 27 年度の目標は十分に達成できたと判断できる。                  昨年度評価「◎」</p>			

<p>事業名 (担当課)</p>	<p>筑後国府跡歴史公園整備事業 (文化財保護課)</p>	<p>H27 決算</p>	<p>78,346千円</p>
<p>目的等</p>	<p>古代都市である筑後国府跡遺跡を保存整備し、市民が身近な場所で歴史を感じるにより、「まち」に対する愛着心を高めるとともに、その魅力を未来に向けて継承する。</p>		
<p>事業内容</p>	<div style="text-align: center;"> <p>歴史公園整備の検討</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>地域との協働 地元住民による筑後国府跡歴史公園の活用方法を検討</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>整備に向けて 計画的な土地公有化を図り、部分供用を含めた整備を検討することにより、早期の歴史公園を目指す。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p>整備までの情報発信 ホームページ上で情報を発信、現地説明会を実施する等し、筑後国府跡の重要性をPR</p> </div> </div> <p>↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60%; margin: 10px auto;"> <p>史跡筑後国府跡歴史公園の整備</p> </div> <p>↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60%; margin: 10px auto;"> <p>ライフステージのあらゆる場面での活用</p> <p>憩いの場、生涯学習の場、学校教育の場、歴史体験（探検）の場</p> </div> <p>↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60%; margin: 10px auto;"> <p>史跡 筑後国府跡の魅力未来へ伝える</p> </div> </div>		
<p>成果目標</p>	<p>公有化事業の実施</p>		
<p>H27 年度の成果等</p>	<p>史跡地の管理として、草刈りを実施した。用地取得では、2件の宅地に対して、移転補償費を算出し交渉にあたった。1件の土地買上げを行っている。</p>		
<p>今後の方向性等</p>	<p>国司館地区では、3名の地権者を残すのみとなっており、重点的に公有化を行い、歴史公園の整備を先行して行う。</p>		
<p>評 価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)</p>		<p>○</p>	
<p>各地権者との協議を重ねながら着実に公有化を進めることができた点は評価できる。引き続き、残りの地権者と協議調整を図っていく必要があるため「○」評価としている。 昨年度評価「○」</p>			

【その他の事業】

事業名 (担当課)	決算額 (千円)	評価	備考
発掘調査事業 (文化財保護課)	73,215 (機材整備 事業費含む)	◎	・事前確認件数 637 件 ・発掘調査件数 16 件 ・調査報告書刊行 12 冊
埋蔵文化財センター事業 (文化財保護課)	2,398	◎	考古資料展来館者 1,447 人 *センターの年間来館者は 2,295 人と 目標の 2,000 人を超えた。
歴史的建造物保存整備事業 (文化財保護課)	2,001	○	・歴史的建造物調査の一環として、寺 町の寺院群の調査を継続して行っ ている。
史跡等環境整備事業 (文化財保護課)	3,635	◎	・史跡地等の管理 (安国寺甕棺墓群他) ・高良山神籠石指定地の防災対策のた めの実施設計業務 ・市費補助金交付 (高良大社のつつじ、 味水御井神社のクロガネモチ、鹿毛 家住宅)
文化財周知事業 (くるめ歴史のさ と事業) (文化財保護課)	1,284	○	・説明板設置・板面交換 4 件 ・上津校区の文化財マップ・歴史散歩 No.16 (再版)、No.41「平和への祈り」 の発行 ・歴史探訪の実施
歴史ルートづくり事業 (文化財保護課)	13,877	○	・史跡及び・歴史公園等の管理 ・地域の歴史をテーマにしたストー リーの作成 (2 件) ・重要文化財高良大社保存修理事業へ の補助金交付 ・高良山神籠石指定地等の環境整備 (樹 木剪定等)
坂本繁二郎生家活用事業 (文化財保護課)	338	○	・企画展 2 回、体験講座 6 回、坂本繁 二郎生誕記念コンサートを開催 ・入場者 6,639 人

評価区分：「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(要改善・検討) 「-」未実施

#### iv 人権のまちづくりの推進

##### 《取組の概要》

中学校区内の学校・園・家庭・地域が連携し、15年間を見通した子ども達の学力（生きる力＝学習理解力・豊かな感性・確かな人権認識としての学力）を保障することを目指し、もって久留米市人権教育・啓発基本指針に基づく、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を図る「人権が尊重されるまちづくり」に資することを目的として、人権教育・啓発活動を進めた。

#### 1 人権のまちづくりの推進

- ① 「人権教育・啓発推進事業」を通して、中学校区人権のまちづくり推進協議会への支援を行い、学社連携を図るとともに、地域の人権課題の実状をふまえた取組の充実、より住民主導の取組への移行を進めた。
- ② 人権のまちづくり学園コミュニティ研修会において、取組の参考となるように具体的実践の報告や各地域の取組の情報交換を行い、学校・家庭や地域との連携をより推進していくための支援を行った。
- ③ 今までの成果と今後解決すべき課題を明らかにし、解決のための手立てを策定・実践するために、平成26年度に引き続き、モデル中学校区への行政の関係各課による重点的支援を行った。
- ④ 仲間づくり研究班チームにおいては、子どもの人間関係をつくる力が低下していると思われる現状から、今まで人権・同和教育に携わった教職員が編み出した「仲間づくり」の視点や手法の研究を行い冊子化に向けて準備を行った。
- ⑤ 学校と家庭・地域の日常的なつながりを深め、地域の教育力を活かした学校教育と社会教育が連携した人権のまちづくりを推進した。
- ⑥ 「なるほど人権セミナー」や「人権のまちづくりコーディネーター講座」等の事業を実施し、同和問題や男女共同参画に関する問題などの様々な人権問題に関する学習の場を提供することで、地域での人権学習活動の振興を図った。

#### 2 同和地区児童生徒及び住民に対する教育・啓発活動

- ① 教育集会所運営審議会を開催し、同和地区住民及び近隣地域住民の民主的・組織的な教育・啓発活動の促進に努めた。
- ② 学習指導員を配置し、基礎的基本的な学習内容の定着や、家庭における学習の習慣化など必要な指導を行った。また、人権・同和教育課職員と学習指導員との情報交換の場を毎週1回もち、児童生徒の生活状況や学習の状況、今後の指導の在り方等を確認しながら学力保障の取組を進めた。

##### 《平成27年度に実施した事業の概要》

区分 掲載ページ	事業名（担当課） ★は重点事業	実施概要
重点事業 35 p. 84	★人権教育・啓発推進事業 (人権・同和教育課)	全中学校区に設置した「人権のまちづくり推進協議会」において、中学校区内の学校、家庭、地域が連携し、人権教育・啓発を推し進め、差別をなくす意志と実践力を身につけた豊かな人権感覚を持った市民の育成を図った。

		平成 26 年度に引き続き、モデル中学校区への行政の関係各課による重点的支援を行った。
その他事業 p. 85	社会人権・同和教育事業 (人権・同和教育課)	社会人権・同和教育研修等による団体等の育成及び少年期における人権啓発活動等の所要の事業を実施するなど社会人権・同和教育を推進し、差別のない地域社会の実現を目指した。
その他事業 p. 85	小・中・高等学校人権・同和教育事業 (人権・同和教育課)	部落差別をはじめとする様々な差別の現実に学び教職員の人権についての認識を深めるとともに、その研究成果を広く啓発・普及することによって、人権・同和教育の振興・充実を図った。「学習理解力」「確かな人権認識」「豊かな感性」を併せ持った「学力」を培う学習活動の研究と実践を推進した。
その他事業 p. 85	学校人権・同和教育事業 (人権・同和教育課)	差別をなくす意志と実践力を持った児童生徒を育成し、社会に根強く残っている差別意識を解消するため、久留米市人権・同和教育研究協議会の育成、質問教室の実施、就園・就学・進学奨励金等の給付など、基本的人権を尊重する意識を醸成する教育活動を推進した。
その他事業 p. 85	社会人権・同和研修事業 (生涯学習推進課)	同和問題や男女共同参画に関する問題はじめとする様々な人権問題に関して「なるほど人権セミナー」などの啓発事業を実施したほか、人権・同和教育を推進するリーダーの養成、啓発資料の作成、校区コミュニティセンター等における人権学習の振興を図った。

<p>事業名 (担当課)</p>	<p>人権教育・啓発推進事業 (人権・同和教育課)</p>	<p>H27 決算</p>	<p>7, 110 千円</p>
<p>目的等</p>	<p>中学校区内の学校・家庭・地域が連携し、15 年間を見通した子ども達の学力（学習理解力・豊かな感性・人権認識）を保障することを目指し、もって久留米市人権教育・啓発基本指針に基づく、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を図る「人権が尊重されるまちづくり」に資することを目的とする。</p>		
<p>事業内容</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>～めざす都市の姿～ 市民一人ひとりが輝く都市久留米</p> <p>～施策の柱・方向～ 人権が尊重されるまちに</p> <p>～施策～ 人権意識の確立</p> <p>～戦略事業～ 人権教育・啓発推進事業</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">中学校区人権のまちづくり推進協議会（17 校区）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>学園コミュニティ (幼・保・小・中・高の連携)</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>地域コミュニティ (地域・団体等の連携)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">⇄ 協力・連携</p> </div> <p>○中学校区人権のまちづくり推進協議会としての主な取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権フェスタ等の開催</li> </ul> <p>○学園コミュニティの主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中連絡会、授業公開、レポート交流、校区プラン学習会等</li> </ul> <p>○地域コミュニティの主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権講演会等</li> </ul> </div>		
<p>成果目標</p>	<p>「中学校区人権のまちづくり推進協議会」の充実を図り、次回意識調査における「差別をなくす努力をする」市民の割合 30%</p>		
<p>H27 年度の 成果等</p>	<p>モデル中学校区において、地域の人々や児童・生徒に人権のまちづくりに取り組む人の存在を伝え、また、その思いに接する機会を設けることにより、人権が尊重されるまちづくりに対する地域住民の意識の向上を図ることができた。</p>		
<p>今後の 方向性等</p>	<p>モデル校区における取組を、人権のまちづくりブロック研修会において実践報告として発信するなど、各中学校区人権のまちづくり推進協議会間の交流を図り、組織活動の活性化に努める。</p>		
<p>評 価 「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(未実施)</p>		<p>◎</p>	
<p>平成 27 年度市政アンケートモニター「くるモニ」において、「同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決するために、どんなことをすればよいと思いますか」の問いに対し、52.4%の方が、「差別をなくす努力をする」と回答したことから上記の評価とした。 昨年度評価「○」</p>			

【その他の事業】

事業名 (担当課)	決算額 (千円)	評価	備考
社会人権・同和教育事業 (人権・同和教育課)	11,796	○	団体主催研修等参加延べ人数…1,522名 研究集会等参加延べ人数…148名
小・中・高等学校人権・同和 教育事業 (人権・同和教育課)	3,000 小 1,750 中 750 高 500	○	9 指定校のうち安武小、宮ノ陣中、久留米 商業高等学校の3校が研究報告会を行い、 水分小、御井小、荒木小が中間報告会を行 い、人権が尊重される学校作りのあり方な どの研究成果の公開を行った。
学校人権・同和教育事業 (人権・同和教育課)	22,639	○	学習指導員を配置するなど、質問教室の支 援を行った。質問教室をとおして地区児童 生徒の自立心を養成するとともに、学力の 向上を図った。
社会人権・同和研修事業 (生涯学習推進課)	1,651	○	なるほど人権セミナー 参加延べ人数：2,040名 人権のまちづくりコーディネーター講座 参加延べ人数：156名

評価区分：「◎」(達成) 「○」(概ね達成) 「△」(未達成) 「×」(要改善・検討) 「-」未実施

## v 行政改革、財政構造改善計画の取組

### 《取組の概要》

近年の厳しい社会状況を背景に、効果的な市民サービスの実現と効率的な行政の展開を図るため、久留米市新行政改革行動計画に基づき、学校給食調理業務や学校校務員業務の委託化、PFI手法による中央学校給食共同調理場の運営、社会教育施設における指定管理者による管理運営などに取り組む。

- ① 小学校及び特別支援学校の給食調理業務について、新規に小学校4校（西国分、西牟田、犬塚、三瀬）及び特別支援学校1校の民間委託を開始し、平成27年度から完全民間委託化となった。（自校方式42校（小学校39校・中学校2校・特別支援学校1校）及び田主丸学校給食共同調理場）
- ② PFI事業者の調理・配送等の業務状況について、日常及び定期的なモニタリング（実地確認、業務報告書の確認、協議等）を行い、円滑かつ安定的な管理運営の実施に努めた。
- ③ 非常勤司書採用によるサービス向上を図るとともに、中央館と地域館との組織統合やマニュアル整備などによりサービス水準確保と効率的運営に努めている。
- ④ 生涯学習センター、勤労青少年ホーム及び体育施設の主なものについて、指定管理者による管理運営を実施した。

## vi 教育委員会の活性化

### 《取組の概要》

教育委員会会議においては、効果的で円滑な教育行政の運営が図られるよう、教育行政の基本的な方針や具体的な施策、議決案件、報告事項について審議・検討した。審議・検討に際しては、事前の資料提供、学校や社会教育施設を視察・訪問するなど、各委員の多様な意見が得られるよう教育委員会会議の深化を図った。

また、効果的な教育行政の推進や市民等への説明責任を果たす観点から、教育委員会活動について点検・評価を行った。

### 1 開かれた教育委員会の取組

- ① 市ホームページにて次回の教育委員会会議の開催日時・場所等を掲載するとともに、会議終了後には毎月の議案、会議録について公開した。
- ② 児童生徒や教職員の意向を把握し、教育行政に反映することができるように、学校・社会施設等で移動教育委員会（H27年度1回）を行った。また、学校の研究発表会や卒・入学式等の様々な行事への教育委員の活発な参加が行われた。
- ③ 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検評価について、市議会に報告後、市ホームページにて公表を行った。

### 2 教育委員会活動の充実・高度化

教育事務所管内の教育長会議や教育委員研修会及び福岡県女性教育委員研修会等を通じ、他市町村の教育委員会委員との意見交換を行い、活動状況や先進的取組事例等の情報収集を行った。

また、教育委員間の意見交換を行う場としての教育委員懇談会の設置や福岡県公安委員会との意見交換会を実施するなど、教育委員会活動の更なる活性化を図った。

### 3 行政としての一体的な取組の強化

市長部局の特別職と教育長との定期的な協議（トップ会議）や部長会を通じて、市政策を踏まえた教育行政の推進に努めた。教育委員会業務を補助執行している協働推進部、市民文化部、子ども未来部とは頻繁に協議・連携を行いながら業務を遂行した。

また、教育行政との関係が深い分野の所管部局とも連携し、久留米市総合計画に基づく、一体的、総合的な行政の展開を図った。

#### 《平成 27 年度に実施した事業の概要》

事業名（担当課） ★は重点事業	実施概要	決算額 (千円)	評価	備考
移動教育委員会の開催 (教育部総務)	特色ある教育や市で取り組んで欲しい教育への要望などを把握するために、現地視察や地域の教育関係者などの意見交換を行った。	—	○	江南中学校にて移動教育委員会を行い、社会教育施設や学校等の状況の把握、教育行政への反映を図った。
ホームページの充実 (教育部総務)	情報化社会に対応するため、情報の発信・収集のしくみを研究し、ホームページの充実を図った。	—	○	市公式ホームページにおいて、教育委員会会議の開催情報等を随時更新した。

評価区分：「◎」（達成） 「○」（概ね達成） 「△」（未達成） 「×」（要改善・検討） 「—」未実施

## 第5 今後の方向性について

### 学校教育

#### I 基本的な考え方

平成28年度は、「教育に関する大綱」に掲げられた本市の教育理念と基本目標を踏まえ、平成28年度から31年度を計画期間とした第3期教育改革プランにおいて、様々な教育施策を推進していく。

まずは、第1期・第2期プランの計画期間中において達成できなかった学力等の重点課題への対応に向けて、これまでの改革プランの取組を基盤としつつ、さらに発展させる形で施策を推進する。加えて、急速なグローバル化の進展により、異文化理解や異文化コミュニケーションが重要になることを踏まえ、外国語教育の充実を図り、子どもたちが国際社会の中で生き抜くために必要な資質や能力を育成する。

次に、安心して学べる学級づくりや楽しい学校生活が送れるように、不登校やいじめ問題への対策を行う。

さらに、児童生徒一人ひとりを大切にす視点から、人権意識の確立や特別支援教育の充実に取り組み、併せて、学校・家庭・地域との連携強化を図るため、久留米版小・中学校コミュニティ・スクールの取組を推進する。

また、学校施設の整備・充実については、引き続き、安全かつ快適な学校施設整備を目指し、国庫補助等を活用しながら、施設の長寿命化や老朽化した校舎等の改築を実施する。

加えて、子どもたちにより良い教育環境を構築するための学校小規模化対応を関連部局と連携を図りながら推進していく。

その他にも、学校給食の充実など、広く市民の理解と協力を得ながら、より効率的かつ効果的な教育行政施策の推進に努める。

#### II 重点取組

##### 1 第3期教育改革プランに基づく教育施策の実施

平成28年度は、取組効果の持続と課題の改善を基本方針として、第3期教育改革プランにおいて①わかる授業、②たのしい学校、③久留米版コミュニティ・スクールの推進 の3点から重点化し事業を推進する。

##### (1) わかる授業【学力の保障と向上】 ～授業がわかる、学ぶ楽しさがわかる～

授業や校内研修を見直し、子どもに基礎的・基本的な知識・技能を定着させるとともに思考力・判断力・表現力等を伸ばすことで、授業がわかり、学ぶ楽しさを味わうことができる子どもを育てる。

また、全ての小・中学校で行われている「くるめ学」の学びや外国語教育を充実させるとともに、ICTの活用を一層進め、学力の保障と向上に努める。

##### (2) たのしい学校【安心・安全な学校づくり】 ～学校が楽しい、仲間といるのが楽しい～

不登校やいじめ問題への対策を行いながら、共感・協調できる子どもを育み、安心して学べる学級づくりや楽しい学校生活が送れるようにする。また、セーフスクールの取組により、子どもが自ら安全な行動ができるよう指導の充実を図る。

さらに、校務運営の効率化を図ることで、教師が子どもと向き合う時間を確保し、安心・安全な学校づくりに努める。

##### (3) 久留米版コミュニティ・スクールの推進【学校・家庭・地域の協働】

全ての小・中学校に設置している地域学校協議会からの提言が十分に反映されるような支援を行う。具体的には、地域人材の積極的な活用を図ることで、学習習慣定着や基礎的・基本的な知識・技能の定着、健やかな成長を支える生活習慣づくりの取組などにおける学校・家庭・地域の協働を

推進する。

## 2 学校教育環境等の整備

学校施設の整備に関しては、児童生徒が快適に学校生活を送ることができるように、引き続き老朽化した学校施設の長寿命化事業として、外壁・トイレ・防水改修等を行う。

また、学校施設改築事業においては、日吉小学校と屏水中学校の改築工事の継続と、京町小学校の実施設計、そして篠山小学校の改築工事を開始し、安全かつ快適な施設環境の確保に取り組む。

## 生涯学習・社会教育・体育スポーツ・図書館

### I 基本的な考え方

平成28年度は、新しい久留米の賑わいと求心力の拠点となる久留米シティプラザの開館をはじめ、久留米市美術館への運営移行、仮称久留米スポーツセンター体育館本体工事への着手といった、市政の重要テーマである「文化芸術、スポーツを活かしたまちづくり」の大きな節目となる年であり、これらの事業を着実に進めていく。

また、「市民一人ひとりを大切に 安心、活力に満ちた久留米づくり」を進めるため、市民ニーズへの的確な対応を図りながら、「市税の収納率向上・納付環境の整備」、「市民窓口サービスの充実」等の施策をスピーディーかつ着実に展開し、市民の視点から市民サービスの充実・向上に向けた取組を迅速に進める。

さらに、文化芸術が持つ創造の力を人づくりやまちづくりに活かし、市民の誰もが文化芸術を身近に感じ、心豊かに暮らすことのできる都市を目指すため、文化芸術の振興や久留米市が持つ歴史文化を積極的に活用した事業を展開する。

あわせて、市民の生涯学習ニーズが高まっている中で、市民と協働しながら、生涯学習やスポーツ、図書館事業等の取組を進める。

### II 重点取組

#### 1 生涯学習・社会教育の推進

市民が生涯にわたり自己実現を図っていくことができるよう、生涯学習の振興に努め、全市的な生涯学習ネットワークの確立を図るとともに、青少年健全育成の推進、家庭・地域社会の教育力の向上、社会人権・同和教育の推進など、地域に根ざした市民主体の生涯学習・社会教育の推進に取り組む。

また、利用者が安全で安心して利用できるよう生涯学習施設等の改修を進める。

#### 2 歴史的資源の保護・活用

久留米市が有する歴史的な資源の適正な保護とその利用及び活用に努めるとともに、市民意識の醸成や地域文化の継承に役立てる。また、地域の活性化につなげるために、地域と連携した事業の展開を図る。特に、高良山から耳納北麓エリアにおいて、環境整備等を行い、歴史遺産をめぐるルートづくりを推進する。

#### 3 スポーツの推進

市民がライフステージに応じて、身近な地域でスポーツに親しみ、健康づくりに取り組むことができるよう、「久留米市スポーツ振興基本計画」に基づき、各種スポーツ事業の実施や、スポーツ推進委員・各種競技団体・総合型地域スポーツクラブ等との連携など、市民スポーツの推進に努める。

また、県南の中核を担う広域的なスポーツ施設の充実に向け、久留米総合スポーツセンター内

の体育館、武道館、弓道場の一体的な改築について、県と連携し、着実な施設整備の推進を図るとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、キャンプ地誘致など開催効果を引き込む取組を進める。

あわせて、市民が安心して利用できるようスポーツ施設等の改修を進める。

#### 4 市民の自己学習の場としての図書館づくり

市民一人ひとりの学びと情報の拠点として、市民生活の充実と地域社会の発展を支える役割を担うため、多様な図書資料や情報の収集・蓄積を行い、利用者への適切な提供や企画展示など積極的な利活用を図る。

また、各地域館や図書施設とのネットワークの緊密化、石橋文化センターや新たな美術館など隣接施設・関係団体等との連携などにより、図書館全体の総合力を高め、サービスの充実を図る。

## 第6 点検・評価に関する学識経験者からの意見

### I 平成26年度の意見への取組

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書(平成26年度分)に対する学識経験者の意見を踏まえ、平成27年度実施の教育委員会事業を以下のとおり実施した。

#### 「第3 教育委員会の権限に属する事務の状況」について

- 【意見】
- ・教育委員会制度の変更も鑑み、今後は首長部局とのさらなる連携・協働が求められ、政策立案等での協議も必要。
  - ・次期プランへ向けての適切な検証が求められる。

- 【取組】 平成27年度は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に基づき、市長をはじめ市長部局と教育委員会の協議の場である総合教育会議を3回開催し、平成27年11月に教育政策の方針である大綱を策定した。さらに、大綱を踏まえ、久留米市の次期教育改革プランの策定を進め、教育課題の解決に向けた教育施策・事業の推進に取り組んだ。

#### 「第4 教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況」について

##### i 生きる力を育む学校教育の充実

##### 1 教育改革プランの推進

##### (1) 健やかな体の育成

- 【意見】
- ・看護師配置を3名から7名へと増員し、保護者負担を減少していることなどの「医療的ケア対応事業」は充実しており評価できるが、今後もケアが必要な子どもについては家族を含めた総合的な子ども支援を継続・拡充することが児童生徒の実情に応じて求められる。

- 【取組】 医療的ケア事業については、さらに、平成27年度から看護師の配置を7名から9名へと充実させ、保護者の待機を原則不要とするなどの負担軽減を図った。

##### (2) 「豊かな心」の育成

- 【意見】
- ・すべての小中学校にスクールカウンセラーが配置されていることに加えスクールソーシャルワーカーが2名配置されていることは評価できるが、今後の増大が予想されるニーズに応じていくことも必要。

・中学校不登校生徒の減少や生徒指導教員助手の配置は担任教員等の負担減という視点からも評価できるが、担任等とも連携を密にし、今後もスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連携し、総合的に不登校・ひきこもりに関して取り組むことが求められる。

・不登校の問題は早期対応が効果を上げると考えられるため、サポーター配置校の増加が求められる。

- 【取組】 小学校におけるスクールカウンセラーに対する相談件数は536件増加しており、必要性が増大している。スクールカウンセラーの負担が大きくなっていることもあるため、適切なスケジュール管理を行った。中学校においては、27年度も昨年度に引き続き不登校生徒数は減少しているが、効果を検証しながら事業の充実に取り組みたい。

##### (3) 「確かな学力」の育成

- 【意見】
- ・今後も家庭学習習慣の定着の推進など、より自律的な学習支援と合わせて、家読への取組強化の検討が学力向上の観点から必要。「平日ほとんど学習しない」割合が中学校では減少したが全国平均よりはまだ7.7%高く、小学校で増加したことには要因検証を行い、それに応じた対策が必要。

・『くるめ学』副読本のテキストに関しては、一定周期で改定の必要がある。

- ・小・中学校外国語指導助手活用事業においては、委託業者だけでなくJ E TプログラムによるA L T配置も考慮する必要がある。

【取組】 平成27年度より確かな学力をさらに推進するために、小・中学校くるめ学力アップ推進事業がスタートした。小学校においては学習習慣の定着を図るためボランティアによる補充学習を引き続き実施し、中学校においては、家庭での学習習慣形成を重点的に進めている。『くるめ学』副読本はくるめの自然や文化、郷土史について分かりやすく紹介した本であり、普遍的な内容が多く含まれるため定期的な改定は予定していないが、状況の変化に応じて適宜改定を実施していきたい。また、外国語指導助手活用事業においては、福岡県がJ E Tプログラムを採用しているため、久留米市においても3名の配置があっている。久留米市において委託業者を採用している理由としては、企業においても授業に関する研修は非常に充実してきており、教育効果は十分に期待できること、さらに、久留米市は学校数が多いため実情に応じたきめ細やかな配置や人数に的確に対応できること等である。

#### (4) 家庭・地域の連携と学校力の向上

【意見】 ・地域学校協議会を含む地域での体験活動の充実など「生き生きスクール事業」については継続して実施され、充実がみられるが、地域学校協議会の提言をいかすと同時に、地域学校協議会を有効活用し、保護者や地域の段階的な参画をさらに図り、P T Aや地域の活性化を進めることが必要。

【取組】 生き生きスクール事業は、さらに充実を図るため、平成27年度より小・中コミュニティ・スクール推進事業としてリニューアルしており、学校・家庭・地域の三者協働の取組が盛んになるような学校運営の実現に努めていきたい。

#### 2 特色ある学校教育の実践と学校経営・運営体制の整備

【意見】 ・安心・安全の実現のための「セーフスクール推進事業」は重要であり、今後も児童生徒主体の活動が求められる。

【取組】 平成27年度においても、新たに10校を「セーフスクール推進校」として、地域や関係機関と連携し安全教育を推進した。取組の成果や課題を久留米市立全小学校の取組に生かせる仕組みづくりに努めている。

#### 3 学校教育環境等の整備

【意見】 ・国では支援の基準が上がっても本市は上げないままで継続されている奨学生・就学援助についても一定の評価が出来るが、執行額も大きくなってきており、民活も含めた総合支援のさらなる充実や追跡調査・分析についても今後は検討していくことが求められる。

【取組】 限られた財源の中で、できる限りの貧困対策に取り組んでいるが、国の動向や他市の状況も踏まえ、民活等の総合支援の充実についても調査・研究を行っていきたい。

#### 4 教職員の指導力向上の推進

【意見】 ・学校全体で日常的に授業改善等ができる風土をつくり上げ、常に学び続ける意欲を醸成し、学び続けやすい環境づくりがより一層求められる。継続的に必要な形の短期研修を実施する必要がある。

【取組】 受講者の満足度が90%以上を成果目標として教職員研修事業を推進しているが、さらに学校へどう反映させるかの視点をもちながら、研修内容の精選、再編を図っていきたい。

#### ii 青少年健全育成の積極的な育成

#### 1 総合的な青少年健全育成施策の推進と青少年の問題行動対策

【意見】 ・市民への浸透を図ると同時に地域学校協議会とも連携し、見守りやあいさつの協働・拡充など各学校区での活動のさらなる充実が求められる。みらくるホームを拠点とした非行等青少年の居場所づくり事業は先駆的な事業であり、評価できるが、成人までの緊急時の互助・共助を含めた見守り、就学・就労のため関係機関とのさらなる密接な連携・協力が求められる。

【取組】 青少年の健全育成は、地域全体で取り組むべき課題であることから、多くの市民が活動へ参加できるよう、市民の意識を高めるとともに、青少年自身が参加する取り組みを実施している。

## 2 青少年の体験活動の推進と家庭・地域社会の教育力の向上

【意見】 ・継続してわくわく遊友体験事業が2回実施されアンケート結果から自主性の向上への成果が出ていることは評価できるが、今後、どう全市的に還元していくか検討の必要がある。

【取組】 平成27年度よりわくわく遊友体験事業に変わり、体験活動推進事業がスタートした。平成27年度から実施された市内小中学校の夏季休業短縮の影響を受け、参加者が大幅に減少した。できる限り多くの方に還元できるよう、検討を重ねながら参加者拡大に努めたい。

## iii 生涯学習都市づくりの推進

### 1 生涯学習・社会教育の推進

【意見】 ・子どもの読書環境整備事業では、今後も2から3歳向けのお話会の実施、読書ボランティアのさらなる力量形成や居場所づくりなど活動しやすい環境整備、家読の拡充、学校図書館とのさらなる連携への取組が求められる。

【取組】 平成27年度も平成26年度に引き続き年齢別おはなし会や保護者向けの絵本の紹介に引き続き取り組んだ。各関係機関と連携しながら、子どもたちが読書を通して心豊かな生活を送り健やかな成長ができるように取り組みたい。

### 2 活力あふれる市民スポーツの振興

【意見】 ・昨年から2つ増えた7つの総合型地域スポーツクラブの育成・支援に関しては先駆的に取り組まれており評価できるが、地域の特性や人材等に応じて受益者負担型でどこまで成立するのかなど実現可能性や経営上の課題などを継続して析出し、検証、改善、そして多様なメニューの提供やスタッフの専門的力量形成が求められる。

【取組】 事務局運営視点として補助金を交付しているが、最終的にはスポーツクラブが各自補助金に頼ることなく事業実施していくことを目標としており、既に5つの総合型地域スポーツクラブへの補助金は終了している。経営上の課題などを整理しながら、引き続き活動支援を実施してきたい。

### 3 文化財の保護と活用

【意見】 ・特色ある小学生の体験講座など評価できますが、今後も管理運営への参画も視野に入れながら、整備の段階から市民参画の充実を他機関と連携しながら行い、SNSの活用やより一層印象的な紹介映像など文化財周知事業による理解の推進と並行し、商工観光関係や旅行者など民間との連携も検討し、副読本や指導案のさらなる開発・活用についてさらに充実していくことが求められる。

【取組】 市民が文化財に親しみ、理解ができるよう平成27年度は文化財の説明板等の整備や上津校区の文化財マップの作成を行った。手法を検討しながら、さらなる文化財の周知普及を図っていききたい。

iv 人権のまちづくりの推進

【意見】 ・人権教育・啓発は今後も行政が進めるべき重要な事項である。モデルを検証し、学校・家庭・地域が連携できる体制を整えることと共に、コミュニティスクールやコミュニティセンターの本格的な協働実践が求められる。

【取組】 今までの成果と今後解決すべき課題を明らかにし、解決のための手立てを策定・実践するために、平成27年度においても前年度に引き続き、モデル中学校区への重点的支援を行った。地域住民の意識の向上をさらに図るため、関係機関と協働しながら、組織活動の活性化に努めていきたい。

「第5 今後の方向性について」

【意見】 ・事業毎の方向性や目標をより具体化し、検証に対する対応と課題を明確にし、久留米市の独自性がさらに展開されることを期待する。

【取組】 事業の内容によっては、成果を具体的に計ることが難しいものもあるが、成果を正確に把握するために可能な限り目的を具体化し、効果的な事業の実施に努めていきたい。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての  
点検及び評価の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）の実施に関する基本となる事項を定めることを目的とする。

(方針)

第2条 教育委員会は、次の視点から、点検及び評価を行うものとする。

- (1) 教育委員会の活動状況や主要な施策及び事務事業の取り組み状況についてとりまとめ、課題の整理や施策等の方向性を明らし、今後における効果的な教育行政の推進を図る。
- (2) 点検及び評価の結果を市議会に報告するとともに公表することで、市民への説明責任を果たし信頼される教育行政を推進する。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は次の事務とする。

- (1) 教育委員会の権限に属する事務
  - ア 教育委員会の会議の開催及び運営状況
  - イ その権限に属する事務の処理状況
- (2) 教育長及び教育委員会事務局職員に委任された事務
  - ア 久留米市教育施策要綱（以下「施策要綱」という。）に掲げる施策
  - イ 久留米市教育改革プラン（以下「教育改革プラン」という。）に掲げる施策

(点検及び評価の実施方法)

第4条 教育委員会は、毎年度、教育委員会の会議の活動状況及び施策要綱及び教育改革プランに掲げる施策の進捗状況等を取りまとめ、今後の施策等の方向性を整理することにより点検及び評価を行う。また、点検及び評価に際しては、学識経験を有する者の意見を聞くものとする。

(結果の公表と活用)

第5条 教育委員会は、点検及び評価を行った後、その結果をとりまとめた報告書を市議会に提出するとともにその公表を行う。

- 2 点検及び評価の結果については、教育施策等への反映に努める。

(庶務)

第6条 点検及び評価の実施に関する庶務は教育委員会教育部総務で行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は平成21年1月28日から施行する。

## ●平成27年度教育施策要綱（抜粋）

### I 教育施策の重点課題と対応方針

#### 1 総括的な考え方

平成27年度は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に基づき、総合教育会議での協議により策定される大綱（教育政策の方針）を踏まえた次期教育改革プランの策定を進めながら、教育課題の解決に向けた積極的な教育施策・事業の推進に取り組む。

具体的には、小中学校の普通教室への空調機設置を契機とした夏季休業期間の短縮により、きめ細やかな指導の推進等を通じ、学校教育活動をさらに充実させる。

なかでも、「市民一人ひとりを大切に 安心、活力に満ちた久留米づくり」という市政運営方針のもと、とりわけ、全国平均以上の学力と全国平均以下の不登校児童生徒の出現率を目指し、「学力の保障と向上」「不登校の予防と解消」を重点課題とするほか、児童生徒一人ひとりを大切にする視点から、「人権意識の確立」「特別支援教育の充実」についても重点的に取り組むこととする。

学力の保障と向上に関する具体的取組として、中学校における少人数授業を見直して新たに「学力向上コーディネーター」を全ての中学校に配置し、よりきめ細かな学習指導の充実を図るとともに、学習支援ボランティアを活用した放課後学習等により学習習慣の定着を目指す。さらに、一人ひとりの生徒に合わせた基礎・基本的な学習を支援するために、無料の学習支援の場（くるめっ子塾）を設置し、基礎学力の定着を図る。

また、不登校対策として小学校における生徒指導サポーターの活用や中学校での校内適応指導教室による支援等を継続するとともに、障害のある子どもが安心して教育を受けられるよう、特別支援教育支援員の配置拡充や医療的ケア対応事業を推進する。

加えて、学校と家庭・地域との更なる連携強化を図るため、「開かれた学校づくり」に向けた取り組みである、小・中学校コミュニティ・スクール（久留米版）推進事業を実施する。

学校施設の整備に関しては、児童がゆとりをもって快適に学校生活を送ることができるように、引き続き老朽化した学校施設の長寿命化対策として、外壁・トイレ・防水改修等を行う。また、学校施設改築事業においては、日吉小学校と屏水中学校の改築工事の着工及び、篠山小学校と京町小学校の改築工事の設計を実施し、安全かつ快適で豊かな施設環境を確保に取り組む。

学校の規模や配置に係る課題については、特に課題が大きいと認識している小学校の小規模化への対応として、平成25年度に導入した小規模特認校制度の評価を行うとともに、通学区域審議会から出された最終答申を踏まえて対応方針の検討を進める。

社会教育分野においては、市民が生涯にわたり自己実現を図っていくことができるよう、生涯学習の振興に努め、全市的な生涯学習ネットワークの確立を図るとともに、青少年健全育成の推進、家庭・地域社会の教育力の向上、社会人権・同和教育の推進など、地域に根ざした市民主体の生涯学習・社会教育の推進に取り組む。あわせて、利用者が安全で安心して利用できるよう生涯学習施設等の改修を進める。

また、市立図書館は、市民の学びと情報の拠点として、市民生活の充実と地域社会の発展を支える役割を担うため、多様な図書資料や情報の収集・蓄積等を行い、サービスの充実を図る。

スポーツ振興については、市民がライフステージに応じて、身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、「久留米市スポーツ振興基本計画」に基づき、各種スポーツ事業の実施や、総合型地域スポーツクラブ等との連携など、市民スポーツの推進に努める。

さらに、市民の財産である文化財の適正な保護とその利用及び活用に努めるとともに、市民意識の醸成や地域文化の継承に役立てる。また、地域の活性化につなげるために、地域と連携した事業の展開を図る。

これらの取り組みを進めるにあたっては、厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革にも継続的に取り組み、効率的・効果的な事業実施に努めるものとする。

## Ⅱ 教育行政の主要施策の展開

### ⅰ 生きる力を育む学校教育の充実

#### 1 教育改革プランの推進

平成27年度は第2期教育改革プランの目標値を延長し、引き続き「未来を担う人間力を身につけた子どもの育成」のために、全ての子どもたちの「学ぶ権利」を保障し、未来を切り拓く人材を育てるため、「笑顔で学ぶくるめっ子」に向かった教育改革を進め、学校教育の充実を図ることとしている。特に、①「健やかな体」の育成、②「豊かな心」の育成、③「確かな学力」の育成及び、④「家庭・地域との連携と学校力の向上」の4つを具体的目標として掲げ、施策を推進することとしている。

##### (1) 「健やかな体」の育成

###### ア) 食育の充実

- ① 食育の視点から、PTA活動を通じた学校・家庭・地域が連携した取り組みを展開し、調和の取れた食事や、適切な睡眠といった基本的な生活習慣を身につけさせる。
- ② 栄養教諭等研究会等の研究研修、啓発活動等とおして、学校における食育を充実させる。
- ③ 多様な献立の検討や調理研究、地場農産物の使用拡大など学校給食の充実を図るとともに、家庭に対し給食献立表や給食便りを配布し、食育の啓発を促進する。

###### イ) 体育的活動の推進

- ① 体力向上に関わる教育活動の支援や研修等を行うことで体育的活動の指導の充実を図り、子どもたちの体力増進とともに生涯にわたる体育的活動の価値や意義を認識させる。
- ② 運動部活動において、安全に指導できる環境を整えながら外部指導者の活用を積極的に行い、生徒の技術向上及び部活動の活性化を促進する。
- ③ 健康診断の円滑な実施や保健室の環境整備、養護教諭に対する研修会の実施など学校が行う保健衛生活動に対し必要な支援、指導助言を行い、児童生徒の心身の健康増進を図る。

###### ウ) 障害のある子どもへの医療的支援

- ① 特別支援学校に看護師を配置することで、児童生徒への医療的ケアを行い、学校における生活や学習を保障する。
- ② 医療的ケアを必要とする児童生徒の市立小・中学校における訪問看護に対し支援を行う。

##### (2) 「豊かな心」の育成

###### ア) 道徳性・社会性の形成

- ① 野外での集団活動を推進し、児童生徒の心身の健康増進と集団生活を通じた社会性の育成を図る。
- ② 中学校における職場体験活動の充実を図るとともに、小中学校及び高等学校のキャリア教育の全体計画・年間計画の作成を支援し、キャリア教育を推進し、児童生徒の発達段階に応じたキャリア発達を支援する。
- ③ 小学校社会科や中学校技術・家庭科をはじめ道徳・学活での情報化に関する授業など、各学校での情報モラル教育の充実を図る。
- ④ 小・中学校コミュニティ・スクール（久留米版）推進事業交付金を活用しながら、総合的な

学習の時間をはじめ、学校の教育活動の中で、地域行事への参加、地域ボランティア活動等の地域との交流を積極的に行い、児童生徒の道徳性や社会性を育成する。

#### イ) 文化・芸術活動の推進

- ① 石橋美術館企画展・常設展への鑑賞事業（バス借り上げ支援）による美術教育の推進及び文化・芸術に関する教育活動への指導助言を行う。
- ② 国及び県の実施する芸術鑑賞等の事業への参加・応募を推薦する。
- ③ 中学校文化連盟への助成による文化活動の促進を行う。

#### ウ) 不登校の予防と対策

- ① スクールソーシャルワーカーの市教委内配置を拡充し、問題を抱えた生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの活用などを通じて、不登校からの復帰等を支援する。
- ② 全中学校における専任生徒指導教員配置を継続し、不登校問題等に対して校内での生徒への対応と関係機関との連携を強化するための体制を構築する。
- ③ 子どもたちの抱える心理的な悩みや不安に対応するスクールカウンセラーを各学校に配置し、教育相談体制を整備する。
- ④ 不登校等の諸問題に対し、学校内での対策チームの組織化や学校間での情報共有化、小学校における生徒指導サポーターの配置拡充、中学校における校内適応指導教室の設置拡充を推進し不登校の予防と解消に向けた対応を行う。
- ⑤ 学校に行きたくても行けない児童生徒について、適応指導教室「らるご久留米」での学校復帰への支援を行う。
- ⑥ ひきこもりがちな不登校児童生徒に対し指導員を派遣し、児童生徒やその保護者の悩みや不安を解消し、学校復帰を支援する。

#### エ) 問題行動の予防と対策

- ① 児童生徒の健全な育成を図るため、生徒指導連絡協議会や学校警察連絡協議会を支援し、専任少年指導員の活動の充実を図り、問題を抱える青少年に対する早期の立ち直り支援を推進する。（「ii 1 総合的な青少年健全育成施策の推進と青少年の問題行動対策」で詳述 p 14）

#### オ) 人権・同和教育の充実

- ① 教職員の人権についての認識を深めるとともに、人権・同和教育に関する研究成果を広く啓発・普及し、人権・同和教育の充実を図る。
- ② 「久留米市人権教育・啓発基本指針」及び「実施計画」に基づき、あらゆる場を捉えて、人権・同和教育、市民啓発を推進する。特に学校においては、「人権教育の指導方法等の在り方について[第1次～3次とりまとめ]」、「福岡県人権教育推進プラン」の具現化を図る。
- ③ 小・中学校の9年間を中心として高等学校との系統性を持たせた人権学習を充実させ、「人権意識の確立」「不登校問題の解消」「学力の向上」を柱とした小中連携教育、校種間連携の視点をより明確にして、学校において全教科・全領域での人権・同和教育の推進を図るとともに、保護者・地域住民に対して社会人権・同和教育の推進を図る。
- ④ 教育委員会で作成している副読本「なかよし」・「生き生き」・「自分らしく」・「ともに生きる」を活用し、学校における男女平等教育の充実に取り組む。また、教職員に対する男女共同参画教育研修を行うことで、男女平等教育の推進を図る。

### (3) 「確かな学力」の育成

#### ア) きめ細かな指導

- ① 小学校第3～4学年（小学校第1・2学年は少人数学級）で、1学級あたりの児童数が35人を超える学校に、状況に応じて非常勤講師を配置、高等学校においては、多様な選択科目の設置と習熟度別クラスの編成により、少人数による授業等きめ細やかな指導の充実を図る。
- ② 大学生や地域のボランティアを活用した補習活動をとおして学習内容の確実な定着を図るとともに、家庭での学習習慣の定着を図る。
- ③ 教師の指導力の向上を図り、児童生徒の実態に応じたきめ細かな学習指導を展開するため学力実態調査を実施し、取り組みの基礎となる学力の実態を把握し、その結果をもとに教師・学校の学習指導改善、学力向上に資する。

#### イ) 障害のある子どもへの自立支援

- ① 学習面や生活面で教育的な支援を必要とする児童生徒に対する特別支援教育支援員の配置、通級指導教室の充実、久留米特別支援学校の職場実習への支援を通し、障害のある子どもの自立支援を推進する。

#### ウ) 学校図書館の充実

- ① 学校図書館の利用を促進し、児童生徒の学習を支援するため、図書の充足率の向上を図るとともに、読書センター、学習センター、情報センター各機能の充実に係る指導を行う。また、司書資格を持つ学校司書の配置拡充や、司書教諭の全校配置を目指す。

#### エ) 「くるめ学」の充実

- ① 総合的な学習の時間における「くるめ学」が、探求的な学習、協同的な学習になるように質的向上を図る。また、各教科等の知識・技能が活用できるような「くるめ学」の指導計画を作成し、確かな学力の育成へとつなげる。また、「くるめ学」の実践事例集の発行、「くるめ学」副読本の改訂、「くるめ学」子どもサミットの開催など「くるめ学」の実践・深化・充実を図る。

#### オ) 外国語・理科教育の充実

- ① 外国語指導助手（ALT）を配置し、外国語（英語）教育の充実と国際理解教育の推進を図る。
- ② 授業研究会や理科作品展の開催など理科教育センター事業を通じて、児童生徒の科学・理科学習に対する興味や関心を高めるとともに、教師の指導力向上を図る。

### (4) 家庭・地域の連携と学校力の向上

#### ア) 家庭・地域・就学前教育との協働

- ① 教育委員会独自の広報紙「笑顔で学ぶくるめっ子通信」を発行し、第2期教育改革プランに基づく家庭や地域での役割に関する情報発信を行うことで、家庭・地域との連携強化を図る。
- ② 全中学校区に設置した「人権のまちづくり推進協議会」を中心に、地域主体の人権教育・啓発を推進する。また、学校・家庭・地域が連携して、各中学校区の実態に応じた取り組みの充実を図り、人権意識の確立と学力の保障と向上をめざす。
- ③ 特色ある学校づくりを推進するために、地域交流活動を推進する。
- ④ 学校と家庭・地域の連携を啓発するとともに、保護者や地域の人々が学校運営に積極的に参画する「地域学校協議会」の機能化を図る。
- ⑤ 各地域で設置された実行委員会を主体として、学校行事等の実行状況と連携しながら、土曜日における子どもの居場所づくり、社会体験・生活体験・自然体験活動等の青少年学校外活動（チャレンジ子ども土曜塾）を支援する。
- ⑥ 幼稚園・保育所・小学校が連携して幼保小の円滑な接続を図る。

#### イ) 障害のある子どもへの対応

- ① 障害のある子どもの就学先についての相談と、その障害の状況に応じた対応に向けた情報提

供を行う就学指導事業と ADHD 児への包括的治療プログラムの充実を図る。

ウ) 小中連携教育の推進

- ① 「中1ギャップ」を解消し、生徒指導の充実や学力の向上を図るため、小・中学校における教職員及び児童生徒の相互交流と円滑な接続を進める。

エ) いじめ問題・重大事案等への支援

- ① 法的・専門的な知識を必要とする学校への要求や苦情について、各分野の専門家からなる学校問題解決支援チームによる相談体制を整備する。
- ② 久留米市いじめ防止基本方針に基づき、学校におけるいじめの重大事態等への緊急対応が必要な事案に適切に対応できるように第三者等の参加を図り組織を位置づける。

オ) 学校 ICT 環境の整備推進

- ① 学校における ICT 活用を推進することにより授業の改善や校務処理の効率化を図る。
- ② 情報機器の授業への効果的な活用を推進するため、ICT 活用支援員を配置する。

カ) 教師・学校間の切磋琢磨

- ① 文部科学省や県・市教育委員会が教育研究指定校を指定・委嘱し、研究実践活動を通して、学校における教育活動の充実を図る。
- ② 教育課題について実践的な調査研究を行い成果を普及するとともに、教職員の実践的な指導力を高めるため、教職員の研修や教科等の研究を推進する。
- ③ 経験年数に応じた基本研修や市の教育課題に応じた課題研修の実施のほか、より実践的な指導力を育成するための専門研修等を充実する。

(「i 4 教職員の指導力向上の推進」で詳述 p 12)

## 2 特色ある学校教育の実践と学校経営・運営体制の整備

学習指導要領に基づき、自ら学び考えるなど「確かな学力」と「生きる力」の育成に向け、地域や保護者と連携した特色ある学校教育を推進する。

また、各学校がめざす教育目標の具現化を図るため、校長を中心とした指導體制の充実を図るとともに、地域学校協議会の拡大や学校活動情報の地域・保護者への提供を図るなど家庭や地域との協働及び開かれた学校づくりに努めていく。

### (1) 特色ある学校教育の構築

- ① 各学校で総合的な学習の時間の目標、身に付けさせたい資質や能力、学習内容を適切に設定し、子どもたちが、各教科等で学んだ知識、技能等を横断的に生かし、総合的な力として身に付け活用することができるようにするための「総合的な学習の時間」の内容の充実を努める。
- ② 環境への関心を深め、環境の持つ意義を理解するための知識を育むとともに、地域における環境美化運動への参加など、体験を通じた保全意識を高めるための環境教育の充実を図る。
- ③ ノーマライゼーションの理念のもと、高齢者や障害者等に関する問題を理解し、ともに暮らせるまちづくりを目指した福祉教育の推進を図る。
- ④ 青少年科学館や筑後川発見館「くるめウス」、石橋美術館の活用や総合的な学習の時間における体験活動等を通して、科学や芸術、ものづくり等に関する教育の充実を努める。

### (2) 学校経営の充実

- ① 学校の一体的組織運営の確立を図るため、教育公務員としての使命と責任のもとに、一層の服務規律の徹底と意識改革に努めるとともに、適切な教職員の人事配置と人事交流を積極的に行い、清新な校風を醸成する。市立高校等においては計画的な人事異動や県立高校、都市立高校等との研修交流に努める。

- ② 各校長の指導体制のもと、組織体制の充実や教職員の指導力向上に向けた取り組みを進めるとともに、次代の人材育成を図っていく。

### (3) 自主的主体的な児童会・生徒会活動等の促進

- ① 児童生徒の自主性・主体性を育成するため、児童会・生徒会活動を促進し、学校運営に意見を反映させるなど、児童生徒の社会性、自律性の充実・向上に努める。
- ② 生徒会における自発的、自治的な活動の充実を図るため、市内中学校生徒会間での意見交換会を実施するとともに、市内統一スローガンを掲げる等、学校を越えた交流及び連携活動を支援する。

### (4) 市立高等学校教育の充実

- ① 生徒の主体的な学習への意欲を喚起するために、希望する進路の実現に向けたきめ細かい教育課程の実施と進路指導の充実に努める。
- ② 生徒一人ひとりの個性と能力の育成を目指し、国際化や情報化をはじめとする社会状況の変化に対応した教育の充実を図るとともに、各界で活躍する専門家との交流や企業・大学での体験学習の充実を図る。また、市内5大学（久留米大学・久留米工業大学・久留米工業高等専門学校・久留米信愛女学院短期大学・聖マリア学院大学）との連携協力体制づくりに努める。
- ③ 久留米地区都市立高等学校連絡協議会を開催し、各学校の活性化に向けて生徒指導、進路指導、授業改善等の取り組みに加え、人権・同和教育の推進等、学校改革の進捗状況について検証しながら、市立高等学校の活性化を図る。
- ④ 人権・同和教育にかかる研修（校内研修を含む）を通じ、教職員自身の人権感覚を磨き、人権尊重の視点にたった学校づくりに努める。

### (5) 健康と安全に関する教育、指導の充実

- ① 学校内外における児童生徒の安全確保を図るため、防災教育及び避難訓練等を実施するとともに、事故発生時等における緊急対策の充実を図る。また、市のセーフコミュニティ認証取得を受け、学校安全の取り組みを全市的に展開するために、平成27年度は10校をセーフスクール推進校に指定し、関係機関や地域と連携した活動を行う。
- ② 保護者と学ぶ規範意識育成事業を推進し、発達段階に応じて「望ましい行動の促進」「ネットいじめ等防止」「非行防止」のテーマで学習会を行う。また、専門講師を招聘して保護者と一緒に学習会を行い、規範意識の育成に努める。
- ③ 学校給食における食物アレルギー対策が極めて重要であるため、市内各学校の具体的対応状況を検証し、安全安心な給食の提供のために、管理職及び学級担任等を対象とした食物アレルギー研修会の開催や「食物アレルギー対応の手引き」を作成する。

## 3 学校教育環境等の整備

児童生徒がゆとりをもって快適に学校生活を送ることができるように、老朽化した学校施設の長寿命化対策や、トイレ改修等を行い、また、児童生徒の個々の状況への配慮並びに多様な学習が行える施設環境の整備に努める。

小学校の小規模化対応については、他自治体の事例等も参考として施策実施を進めるとともに、小規模化における通学区域のあり方について検討を行う。

くわえて、社会状況の変化を踏まえ、各種就学支援制度の充実と就学環境の整備を進める。

### (1) 学校施設・設備の整備

- ① 学校施設老朽化の進行と学校を取り巻く社会情勢への変化に対応するために、耐力度調査を実

施し、計画的、効率的に改築事業を進める。

- ② 校舎外壁の剥離等による落下を未然防止するための外壁改修や、雨漏れを防ぐための防水改修を行い、学校施設の安全性等を確保するとともに、老朽化したトイレの改修を行い、施設の長寿命化を図る。

## (2) 学校規模の適正化及び通学区域の見直し

- ① 教育上の課題が特に大きい小規模小学校については、平成 25 年度に複式学級の回避・解消を目的として校区外の児童が転入学できる小規模特認校制度を導入し、大橋小学校・下田小学校・浮島小学校の 3 校を指定した。平成 25 年度の児童募集では 19 名、平成 26 年度は 17 名の応募があった。
- ② 今後は、平成 27 年 2 月に出された通学区域審議会の最終答申を踏まえ、子どもたちにとってより良い教育環境を構築することを念頭に、平成 27 年 1 月に国が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」とも照らし合わせながら、様々な観点から学校の小規模化対応の方策を検討していく。また、小規模特認校制度については、通学区域審議会ですとめられた効果と課題等を踏まえ、教育委員会においても制度の検証を行い、平成 28 年度以降の実施等について検討を行う。
- ③ 保護者や児童生徒の状況に適合した、通学区域の弾力的運用を行う。
- ④ 中学校選択制については、通学の安全の確保や、一つの小学校から複数の中学校へ分かれて進学することへの適応不安の解消など、本市の通学区域の課題解決に向けた制度の運用とその検証に努める。

## (3) 就学環境の整備及び就学指導

- ① 障害のある児童生徒の個々の状況に適切に対応した就学を助言し、個に応じた教育内容の充実に努める。
- ② 景気停滞による厳しい経済状態の中で、就学援助制度の受給率は年々上昇している。義務教育において、経済的に困窮している家庭の児童生徒に対し、必要な援助を行うため、就学援助制度の適正な運用とその活用促進を図る。
- ③ 経済的な理由により、高等学校等の修学が困難な生徒に対して奨学金を支給する「久留米市奨学金制度」を引き続き実施する。

## (4) 通学路等における児童生徒の安全確保

- ① 地域における自主的なパトロールや見守り活動を行っている団体への助成を通じて、児童生徒の通学時における安全確保に努める。
- ② 専任少年指導員及び特別少年補導員が青色回転灯を装備したパトロールカーで、下校時間帯を中心に巡回活動を行うとともに、特に変質者、不審者出没地域については、巡回活動の強化に努める。
- ③ 教育委員会・警察・道路管理者等の関係機関で構成する「久留米市通学路安全推進会議」において作成した「通学路交通安全プログラム」に基づき、継続して安全点検及び対策等を実施して通学路の安全確保を図っていく。また、犯罪の抑止及び緊急対応のため防犯ブザーの配布なども行う。

## (5) 労働安全体制の充実

- ① 市立学校教職員の労働安全と労働衛生を確保するため、各学校における衛生委員会が有効に機能するよう指導・支援を行う。

#### 4 教職員の指導力向上の推進

市独自の教育センターを設置した特性を活かし、久留米市教職員研修基本方針に基づき、教職員研修事業・教育課題研究事業・教育活動支援事業・情報教育支援事業を行っていく。

事業推進に当たっては、従前からの市独自研修の実績を踏まえて、県教育庁をはじめとした教育関係機関・団体等と連携し、学校現場に近い教育センターとしてのメリットを最大限に活かして、実践した研修・研究活動の充実・深化を図る。

また、校内においても、教育センター等での校外研修への教職員の積極的参加を進めながら、校内研修の充実や教職員の自主研修の促進を図り、教職員の指導力向上に努める。

##### (1) 教職員研修の実施

- ① 基本研修のうち、法定研修である初任者研修、十年経験者研修及び教職員の経験年数に応じた研修（経年研修）については、市内外での継続的な人材育成を念頭に置き、研修体系を県に準じたものとして、引き続き実施する。
- ② 課題研修については、第2期教育改革プランの重点課題や教職員の人権認識の高揚等、本市の教育課題に即した研修を行う。これについては、原則として該当分野の担当教職員について参加を求める。
- ③ 専門研修等については、市独自の専門研修や断続研修等の実施に努め、県教育センターのキャリアアップ研修へも希望者の派遣を行い、教職員の専門性の向上に努める。

##### (2) 調査研究の充実とその成果の活用

- ① 本市の教育課題解決に向け、研究班の共同研究を実施し、教育施策に生かすための基礎資料の提示を目指し、本市教育の重点施策の実現に貢献できるような調査研究を行う。
- ② 調査研究成果の活用については、手引としてまとめ、具体的施策の推進に向けた提言を行う。

##### (3) 教職員の指導力向上に向けた支援

- ① 教職員個々のニーズに応じた教育情報の提供を図るために、教育センターの図書資料の充実や学習指導案等のホームページ掲載の充実を図り、カリキュラムセンターとしての機能を果たす。
- ② 教職員校内研修事業として、学校の要請により指導主事等が校内研修会に出向き、助言指導を行う。
- ③ 教育論文等の募集を通じ、校内研究や日常実践に生かした実践記録の作成を促進するため、校長会等を通して各学校の人材育成計画に働きかける。

##### (4) 教育センターにおける教育相談機能の充実

- ① いじめ問題や不登校問題の研修を行い、市独自の取り組みについて調査研究する。
- ② 教員の授業づくり・学級づくり等の相談に対応できるような体制の充実に努める。

##### (5) 学校内における教職員の指導体制の充実と能力開発の促進

- ① 学校独自の特色ある教育や社会状況の変化に的確に対応できる教職員を育成するため、教育センター等での校外研修への教職員の積極的参加を促進するなど、教職員の自主研修の促進や校内研修の充実と連携しながら、指導力の向上を図る。
- ② 教職員の能力を有効に活用するために、県の人事評価制度に基づき、「教職員の自己評価」・「管理職による教職員の業績評価」を進める。

## ii 青少年健全育成の積極的な推進

### 1 総合的な青少年健全育成施策の推進と青少年の問題行動対策

・青少年の健全育成は地域社会全体の課題である。このため、関係機関や青少年育成団体と一体となった全市的な青少年育成事業や地域の少年育成指導員と連携した青少年育成活動等を展開していく。

また、社会環境の変化により、これまでの少年非行・シンナー等薬物乱用防止対策の青少年の問題行動のみならず、子どもの安全確保や再非行防止の立ち直り支援などの青少年対策を、関係機関・団体と、家庭や学校、地域がお互いに緊密な連携のもと、一体的に取り組みながら青少年の非行を生まない社会の実現を目指す。

### (1) 全市的な青少年健全育成の推進

① 「子どもの笑顔があふれるまち」宣言による市民意識の高揚を図るとともに、行政や学校、青少年育成市民会議、地域の青少年健全育成団体等が一体となった全市的な青少年健全育成に取り組む。

- ・青少年弁論大会
- ・青少年健全育成市民大会
- ・子ども文化祭（和太鼓共演会・ふれあいスケッチ大会）
- ・少年健全育成駅伝大会

### (2) 地域における青少年健全育成の推進と青少年指導体制の充実

① 校区青少年育成協議会をはじめとする地域の青少年育成団体、学校等との連携を強化することで、青少年の問題行動の未然防止と即時対応に向け、情報の共有化に努めるとともに活動の活性化を促す。

② 地域で青少年の問題行動対策や健全育成を推進する少年育成指導員等の知識や専門性を高めるため、研修を充実するとともに、専任少年指導員との情報交換や連携活動等を行うことにより、地域における活動の強化及び体制の充実を図ることで健全育成の推進に努める。

③ 少年たちが集まりやすいコンビニエンスストアなどの市内店舗及び遊戯施設等に対し、少年育成指導協力店制度への協力を依頼し、地域における非行防止体制を強化する。

④ 電話相談、来所相談など相談活動のPRを強化するとともに、職員の研修等を充実することで様々な相談への適切な対応に努める。

### (3) 青少年の非行を生まない社会づくりの推進

① 少年の非行・薬物乱用防止や児童生徒の安全確保、非行からの立ち直り支援など、青少年対策を総合的に推進するため、市内の関係機関・団体や家庭、学校が連携し、総合的な活動に取り組むよう設置した「青少年の非行を生まない社会づくり推進対策本部」を中心に、全市をあげ非行を生まない社会づくりに取り組む。

② 少年の非行防止やシンナー・危険ドラッグなどのあらゆる薬物乱用防止について、家庭や学校・地域への積極的な情報提供を行うとともに、様々な機会や方法による啓発活動（小中学校での薬物乱用防止教室等）を実施する。さらには、それらの撲滅に向けた防止活動について取り組む。

③ 児童生徒が安心して生活できるよう、登下校時の安全見守り活動を充実するため、情報の共有化や活動の安定化に努めるとともに、スマホ等インターネットの適正利用や危険な場面に遭遇した時の対処法などの啓発活動に取り組む。

④ 問題を抱える青少年の立ち直り支援施設「みらくるホーム」を中心とした積極的な立ち直り支援に取り組むことで、社会人としての自覚と自立を促すとともに、少年の再非行を防止する。

## 2 青少年の体験活動の推進と家庭・地域社会の教育力の向上

子どもたちの生きる力の育成や家庭・地域社会の教育力の向上を図るため、学校・家庭・地域社会及び関係機関が連携し、子どもたちの様々な体験活動を推進するとともに、家庭教育への支援を行う。

#### (1) 青少年の体験活動の推進

- ① 家庭、地域社会の中で青少年の「生きる力」を育むため、青年ボランティアと連携しながら、「少年の翼」をはじめとする様々な事業を通じた体験活動の場と機会の提供に努める。
- ② 地域におけるスポーツ活動を推進するため、学校施設を開放し、青少年の地域での居場所づくりに寄与する。

#### (2) 家庭・地域社会の教育力の向上への取り組み

- ① 青少年の健全育成の基礎は家庭にあるとの認識に立ち、家族の愛情のもとで豊かな心を育み、社会との関係・基本的な生活習慣を習得させるために、家庭教育支援事業等による家庭教育機能の再生・充実に取り組む。
- ② 地域で子どもを育てるための学校外活動支援事業等の実施や、地域懇談会に積極的にかかわり情報提供を図ることにより、家庭、地域における教育力の向上に取り組む。
- ③ 広報紙の発行等により、家庭教育の重要性について、市民への情報提供と啓発を行う。

### iii 生涯学習都市づくりの推進

心の豊かさや生きがいのための学習意欲の増大や、社会経済の変化への対応が求められている中、「人々が、生涯を通じて、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような生涯学習社会の構築は極めて重要な課題となっている。

このため、地域に根ざし、潤いと活力に満ちた生涯学習都市づくりをめざすため、学習活動の拠点である社会教育施設の円滑な維持運営を図る。

また、市民の学習ニーズに対応した多種・多様な学習の機会や場を提供し、併せて活動を促進するための体制の整備やネットワークの構築を図ることにより、市民の自主的な学習能力を高め、主体的な学習・教育、芸術・文化、体育・スポーツの諸活動を奨励・促進する。

さらに、市民の学習や実践活動の成果を積極的に活用できる場を提供することにより、さらなる市民の学習機会を拡充するとともに、生涯学習の一層の推進を図る。

#### (1) 多様な学習機会・情報の提供

- ① 市民の自発的な生涯学習活動の促進を図るため、今日的学習課題や市民ニーズに対応した市民講座・教室を開催し、青少年から高齢者まで、対象に即した多様な学習機会の提供を図る。
- ② 市民に対する生涯学習情報提供のため、インターネット等を活用した生涯学習情報システムの充実を図るとともに、学習相談の充実に努める。
- ③ 地域における市民の主体的な学習活動を促進するため、委嘱学級の充実など、校区コミュニティセンター活動等を支援するとともに、学校外活動の促進など地域を拠点とした家庭・地域教育の振興を図る。
- ④ 市立図書館等における図書資料や視聴覚資料、また情報提供環境の整備充実を図り、市民の多様な資料・情報要求に応えるとともに、子どもの読書活動、市民活動や地域社会の課題解決の支援、また子育て支援などのサービス充実を図る。

#### (2) 生涯学習の人材育成と学習ネットワークの整備

- ① 社会教育団体の運営や活動を指導する社会教育指導者の育成に努めるとともに、地域における

指導者の発掘・養成や学習内容の充実のためのコーディネート機能を持った人材の育成を図り、生涯学習活動を促進する。

- ② 地域の各施設・団体等の機能強化と地域に内在する教育資源や人材の発掘を推進し、活用を図るとともに、生涯学習活動を支援するボランティア体制の充実を図る。
- ③ 市民の学習成果を活用するため、学習ボランティアサークルを育成するとともに、既成のグループ・サークルを市民ボランティアとして活用する市民学習発展推進事業に取り組む。
- ④ 市民による主体的な生涯学習都市づくりを促進するため、生涯学習関連団体・グループ間の連携と協調を図り、久留米生涯学習推進市民協会（LLネットコアくめ）の機能充実に努める。
- ⑤ 生涯学習センター・そよ風ホール・城島総合文化センター・市立図書館などの中核施設と、校区コミュニティセンター等の地域教育施設との生涯学習ネットワークを強化し、連携事業の充実を図る。

### (3) 豊かな学びの場の整備

- ① 市民の学習ニーズに対応するため、市立図書館などの蔵書整備など、学習基盤となる施設機能の充実を図る。
- ② 市民の生涯学習促進のための中核施設である生涯学習センター・そよ風ホール・総合文化センター等の施設の維持補修を進め、安全に安心して学習する環境を構築する。

## 2 活力あふれる市民スポーツの振興

「活力あふれる市民スポーツの振興と、豊かなスポーツライフの創造・地域づくり」のために、久留米市スポーツ振興基本計画に基づき、生涯の各時期にわたり、それぞれの体力や年齢、目的に応じてスポーツを楽しむことができるスポーツ環境づくりを推進する。

また、市民の多種多様なスポーツニーズに対応するため、きめ細やかに支援できる推進体制の整備、充実に努める。

さらに、スポーツ施設の整備充実、指導者の養成と資質の向上を図るとともに、競技スポーツからコミュニティスポーツに至るまで市民参加を促進する多様なプログラムの提供を通じて、生涯スポーツの振興に努める。

### (1) 活力あふれるスポーツの場の整備

- ① 市民スポーツの振興を図るため、スポーツ教室を開催する等して市内全域の体育施設の利用促進を図る。
- ② スポーツ施設の整備充実を図るため、地域バランスや市民ニーズを考慮した計画策定を行う。
- ③ スポーツ施設の市民への利便性を高めるため、公共施設予約システムによる体育施設の利用情報の提供を行う。
- ④ 学校体育施設の開放により市民スポーツ活動の場の確保に努め、地域スポーツの振興を図る。

### (2) 競技スポーツの振興

- ① (公財)久留米市体育協会と連携し、スポーツ団体の育成を図り、スポーツ人口の拡大と競技力の向上に努めるとともに、競技スポーツ選手の発掘と強化育成に努める。
- ② 九州・全国規模のスポーツ大会等の誘致に努め、質の高いスポーツに触れることにより競技力の向上を図るとともに、市民が感動や夢を持てるような機会の拡充を図る。

### (3) 市民スポーツの育成

- ① 市民のスポーツ活動への参加を促進するため、年齢、目的、体力に応じた多様なプログラムサービスやスポーツに関する情報提供を充実する。

- ② スポーツを通じた市民交流である各種のスポーツ大会やスポーツ教室の開催を支援し、生涯スポーツの振興とスポーツ活動の奨励を図る。

#### (4) スポーツ振興の仕組みづくり

- ① 体育関係団体等との連携により、各種講演会・研修会等を通して、スポーツ推進委員やスポーツ指導者の養成と資質の向上を図るとともに、市民が気軽に指導を受けることができるような指導体制づくりに努める。
- ② (公財)久留米市体育協会の組織と事業の充実・強化を図るとともに、スポーツ活動に対する広範な支援に努め、市民スポーツの振興を図る。
- ③ 子どもから高齢者まで、誰もが身近に気軽に参加できる住民主導型の「総合型地域スポーツクラブ」を整備支援することで、スポーツを通じた、地域のコミュニティづくりや市民の健康増進、青少年の健全育成の体制づくりを図る。

### 3 文化財の保護と活用

市民の共有財産である文化財を保存・保護するとともに、市民が文化財に親しむ機会を提供し、それぞれの文化財の特性を活かした積極的な活用を図ることにより、市民の郷土愛を醸成し、歴史や伝統を身近に感じ、親しみ、暮らしに生かすとともに、こうした魅力あふれる歴史環境において多くの人々が交流し、かつ、未来への継承に努める。

#### (1) 文化財を守り伝える

- ① 埋蔵文化財発掘調査の効率化や迅速化・標準化など円滑な実施に努め、開発と文化財保護の調整を図るとともに、現地説明会などの開催を通して発掘調査現場を一般にも公開し、市民の理解と協力を得ることに努める。
- ② 埋蔵文化財センターを拠点として、埋蔵文化財の整理・保存と調査・研究を行うとともに、埋蔵文化財資料の生涯学習・教育活動における効果的な活用を図る。
- ③ 有形、無形、民俗その他の文化財の積極的な調査と保存、活用に努めるとともに、総合的な記録の整理と活用に取り組む。

#### (2) 文化財に親しむ

- ① 文化財保護に関する市民意識の高揚を図るため、文化財の周知と啓発に努める。
- ② 生涯学習振興の観点から、考古資料展や歴史探訪の開催、学校の総合的な学習の時間における体験学習など、地域に根ざした文化財を学び、親しむ機会の充実に努める。
- ③ 市民の文化財保護活動の充実、促進を図るため、文化財保存事業及び文化財保護団体等への活動支援を行うとともに、文化財を活用した地域密着観光など、市民との協働のまちづくりを進める。
- ④ 市民が文化財に親しみ、理解することができるよう説明板等の整備や文化財マップの作成に取り組む。
- ⑤ 生涯学習施設としての「歴史博物館」建設に備え、資料の収集・調査に努めるとともに、施設の建設に向けた取り組みを進める。また、企画展等を開催するとともに、市民からの問い合わせや資料貸出しを行う等、収集した資料の有効活用を図る。

#### (3) 文化財を暮らしに生かす

- ① 筑後国府跡、田主丸大塚古墳などの史跡の保存・保護を図りながら環境整備を進めるとともに、市民の地域学習や歴史学習、小中学校の野外学習やレクリエーション、交流の場としての活用を促進する。

- ② 市内に現存する歴史的建造物などを中心に調査し、貴重な物件は歴史的文化遺産として指定、保存等を行い、必要に応じた修理・復元を行いながら、市民の暮らしの中で地域学習や生涯学習など多くの場面でその活用を図る。

#### iv 人権のまちづくりの推進

市民一人ひとりがかげがえのない人間として尊重され、輝きを持ちながら暮らしていける地域社会をつくるために、久留米市人権教育・啓発基本指針に基づき、久留米市人権啓発推進協議会など各種団体と連携し、差別をなくす意志と実践力を身に付けた豊かな人権感覚を持った市民を育成する教育・啓発活動を進める。

##### (1) 人権のまちづくりの推進

- ① 各小学校区の「人権啓発推進協議会」や各種団体と連携し、地域住民の主体的な啓発活動の推進に努め、学習の場の拡大を図る。
- ② 学校と家庭・地域の日常的なつながりを深め、地域の教育力を活かした学校教育と社会教育が連携した人権のまちづくりをめざす。
- ③ 中学校区毎の「人権のまちづくり推進協議会」の組織や活動への支援や、報告・発信の場を設定することにより人権教育啓発活動の推進を図る。
- ④ 市教育センターの「人権・同和教育研究班」において、人権のまちづくりにおける学社連携・融合及び学校人権・同和教育をテーマとした調査研究を行う。
- ⑤ モデル校区を指定し、また全庁的な協力体制を構築し、重点的に支援を行う。
- ⑥ 「なるほど人権セミナー」や「人権のまちづくりコーディネーター講座」等の事業を実施し、同和問題や男女共同参画に関する問題などの様々な人権問題に関する学習の場を提供することで、地域での人権学習活動の振興を図る。

##### (2) 同和地区児童生徒及び住民に対する教育・啓発活動

- ① 同和地区住民及び近隣地域住民の教育水準の向上と福祉の増進を促進し、もって、地域住民の社会的、文化的向上を図るために、同和地区住民及び近隣地域住民の民主的・組織的な教育・啓発活動の促進に努めるとともに、教育集会所機能の充実を図る。
- ② 同和地区及び近隣地域の児童生徒の心身ともに健康で文化的な生活に向けて、その基礎となる学力向上を図るため、学習指導員の配置等により、家庭における学習の習慣化など必要な指導を行うとともに、適切な進路の確保に努める。

#### v 行政改革への取り組み

近年の厳しい社会状況を背景に、効果的な市民サービスの実現と効率的な行政の展開を図るため、久留米市行政改革行動計画に基づき、学校給食調理業務や学校校務員業務の委託化、PFI手法による中央学校給食共同調理場の運営、社会教育施設における指定管理者による管理運営などに取り組む。

- ① 学校給食調理業務の委託化推進
- ② PFI手法による中央学校給食共同調理場の安定した管理運営の推進
- ③ 図書館業務のサービス向上と運営の効率化
- ④ 生涯学習センター・勤労青少年ホーム、主な体育施設等における指定管理者による施設の管理運営

## vi 教育委員会の活性化

教育委員会会議においては、効果的で円滑な教育行政の運営が図られるよう、教育行政の基本的な方針や具体的な施策、議決案件、報告事項について審議・検討する。審議・検討に際しては、事前の資料提供、学校や社会教育施設を視察・訪問するなど、各委員の多様な意見が得られるよう教育委員会会議の深化を図る。

また、効果的な教育行政の推進や市民等への説明責任を果たす観点から、教育委員会活動について点検・評価を行っていく。

### (1) 開かれた教育委員会の取り組み

- ① 教育施策に関する情報公開や市民からの意見の収集などにおいて、ホームページを活用し、情報化社会に対応した情報の発信や共有化に取り組む。
- ② 各地域の特色ある教育施策や課題への認識を深め、より良い教育施策の検討を行うため、移動教育委員会の開催等、教育委員自らによる、現場や先進地の視察、各種行事等への参加を充実し、意見収集や論議の活性化に努める。
- ③ 教育委員会会議に協議事項を設定し、議案として提案する前の意見集約の過程や、政策決定までの議論の過程についての明確化に努める。
- ④ 教育委員会が行う点検・評価については、教育施策・事業の実施状況等に関する市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進する観点から、できる限り分かりやすく、適切な評価システムの構築等を図り、評価結果を市議会へ報告するとともに、市民等へ公表する。

### (2) 教育委員会活動の充実・高度化

- ① 国や他団体等における論議や特色ある取り組み等に関して、教育委員を含めたネットワークを構築し、情報の共有化と意見交換の促進に努める。
- ② 教育委員の識見を最大限に生かし、より高度な審議を推進するため、教育行政に関する課題事項等を適宜報告し、教育委員と事務局職員との意見交換を行いながら、事務執行の方針決定に活かす。

### (3) 行政としての一体的な取り組みの強化

教育行政は、教育の政治的中立と教育行政の安定を図るという原則に則り、教育委員会が市長部局から独立した機関として教育事務の処理に専門的に当たることとされている。しかしながら、近年の社会状況の変化に対応した教育の展開をはじめ、市長部局等と連携して効率的かつ総合的な行政の推進を図るべき施策が増加している状況にある。市長と教育委員会の協議調整の場である総合教育会議での協議や、市長の教育に関する基本方針である大綱の策定を通じて、市長部局とより一層一体的、総合的な行政の展開を図る。

## ● 学校設置状況

## (1) 市立小学校設置状況

(H27.5.1現在)

校名 (創立年)	所在地 (電話)	児童数	教員数	学級数	教室数		校地面積		校舎面積		屋内 運動場
					普通	特別	総面積	運動場	延面積		
西国分 (明治37年)	諏訪野町1972-1 (33-0418)	人 889	人 40	28	28	9	㎡ 17,320	㎡ 8,942	㎡ 5,848	㎡ 945	
莊島 (明治6年)	莊島町19-4 (33-0428)	156	14	8	8	11	8,971	4,990	3,165	919	
日吉 (明治16年)	日吉町77-1 (33-0438)	439	23	15	15	8	10,721	6,923	3,291	872	
篠山 (明治17年)	篠山町270-1 (33-0448)	506	26	19	18	7	10,635	4,114	4,214	926	
京町 (明治44年)	京町256 (33-0458)	266	17	14	14	8	7,142	4,573	3,602	571	
南薫 (明治42年)	南薫西町1951-1 (33-0468)	421	29	20	20	8	12,079	6,570	5,787	1,176	
鳥飼 (明治25年)	梅満町977 (33-0478)	461	26	20	20	8	12,331	6,155	4,911	945	
長門石 (明治21年)	長門石三丁目9-12 (33-3015)	418	24	17	17	17	15,601	7,962	5,356	725	
小森野 (明治25年)	小森野五丁目21-23 (33-3215)	309	16	13	13	7	19,793	14,837	2,890	607	
金丸 (明治25年)	原古賀町28-2 (33-0488)	658	37	24	23	8	13,836	6,759	5,335	919	
東国分 (大正15年)	国分町444-1 (21-9418)	647	29	23	23	14	18,428	10,644	5,893	945	
御井 (明治6年)	御井町599-2 (43-7681)	369	22	16	16	9	11,596	5,059	4,320	750	
南 (昭和23年)	南二丁目16-1 (21-9438)	1,059	47	35	37	8	20,551	12,653	5,854	1,049	
合川 (明治11年)	合川町471-1 (43-3815)	739	33	25	25	9	25,156	9,818	5,428	725	
山川 (明治10年)	山川追分二丁目10-2 (43-3921)	461	23	19	18	7	12,608	7,103	3,617	725	
上津 (明治34年)	上津町1923-3-1 (22-4015)	693	29	23	23	10	27,458	15,974	5,232	1,049	
高良内 (明治11年)	高良内町523-1 (43-4215)	595	28	22	22	9	16,158	6,849	4,978	945	
宮ノ陣 (明治6年)	宮ノ陣町大杜393-1 (33-4315)	510	25	20	21	10	23,486	14,827	4,800	776	
山本 (明治19年)	山本町耳納90 (43-4415)	134	12	7	7	9	14,222	7,576	2,280	680	
草野 (明治19年)	草野町矢作496-1 (47-0043)	91	11	7	7	7	17,561	9,863	2,089	680	
安武 (明治34年)	安武町武島776-1 (27-2851)	328	22	15	15	12	19,314	10,469	3,865	919	
荒木 (明治7年)	荒木町荒木1500 (27-1145)	790	37	28	28	9	25,142	12,080	5,680	1,170	
大善寺 (明治9年)	大善寺町夜明1268 (27-1155)	468	24	17	17	9	17,164	9,510	4,398	725	
善導寺 (明治5年)	善導寺町与田450 (47-1004)	413	21	15	15	9	16,803	7,763	3,902	919	
大橋 (明治9年)	大橋町合楽1081 (47-0069)	75	9	7	7	6	9,590	5,820	2,395	680	

校名 (創立年)	所在地 (電話)	児童数	教員数	学級数	教室数		校地面積		校舎面積		屋内 運動場
					普通	特別	総面積	運動場	延面積	㎡	
青峰 (昭和48年)	青峰二丁目7-1 (43-9101)	141	15	9	9	13	16,512	9,162	4,484	725	
津福 (昭和53年)	津福今町472-31 (32-5260)	626	29	23	23	13	25,068	13,944	5,617	725	
船越 (明治9年)	田主丸町船越190 (0943-72-2278)	112	10	7	7	8	13,991	7,839	2,309	796	
水縄 (明治25年)	田主丸町石垣889 (0943-72-2474)	121	12	8	8	7	16,425	7,860	2,652	532	
田主丸 (明治6年)	田主丸町田主丸318 (0943-72-3123)	346	18	13	13	6	27,950	13,417	4,093	1,112	
水分 (明治25年)	田主丸町常盤1118-1 (0943-72-2270)	101	12	7	7	7	13,177	4,963	2,239	680	
竹野 (明治7年)	田主丸町竹野1823-1 (0943-72-2452)	126	12	8	8	11	10,990	7,270	2,719	796	
川会 (明治24年)	田主丸町以真恵274-1-1 (0943-72-2847)	116	12	7	7	8	13,390	9,415	2,425	680	
柴刈 (明治19年)	田主丸町八幡830-1 (0943-72-2408)	85	11	7	7	7	14,939	4,512	2,435	805	
弓削 (明治16年)	北野町高良1801 (78-2045)	140	11	7	7	9	9,107	4,351	2,502	724	
北野 (明治16年)	北野町中520-1 (78-2039)	492	22	17	17	9	28,990	9,544	6,565	1,673	
大城 (明治16年)	北野町大城121-1 (78-3216)	209	12	9	9	10	13,787	6,453	2,952	680	
金島 (明治16年)	北野町八重亀164 (78-2217)	115	12	7	7	6	14,532	4,359	2,863	681	
城島 (明治6年)	城島町城島320 (62-3062)	255	15	11	11	8	15,601	7,270	3,224	726	
下田 (明治12年)	城島町下田251 (62-3268)	65	8	6	6	7	9,321	5,443	1,842	422	
江上 (明治8年)	城島町江上331 (62-2559)	201	12	8	8	11	12,222	2,055	2,852	646	
青木 (明治5年)	城島町青木825 (62-2314)	129	10	7	7	8	13,294	5,573	2,397	658	
浮島 (明治6年)	城島町浮島234-1 (62-2349)	32	6	4	4	8	7,947	3,022	1,530	420	
西牟田 (昭和33年)	三漕町西牟田4410 (64-3672)	307	19	14	14	7	14,869	6,912	2,869	853	
犬塚 (明治25年)	三漕町玉満1871 (64-2027)	346	17	13	13	11	18,422	8,039	4,244	845	
三漕 (明治25年)	三漕町高三漕492 (64-2514)	359	17	13	13	6	21,475	10,660	3,232	996	
合計		16,319	916	662	662	395	735,675	369,896	175,175	37,517	

## (2) 市立中学校設置状況

(H27. 5. 1現在)

校名 (創立年)	所在地 (電話)	生徒数	教員数	学級数	教室数		校地面積		校舎面積		屋内 運動場	武道場
					普通	特別	総面積	運動場	延面積			
城南 (昭和22年)	城南町11-4 (33-7295)	人 753	人 46	24	23	17	m <sup>2</sup> 14,216	m <sup>2</sup> 7,062	m <sup>2</sup> 6,329	m <sup>2</sup> 1,498	m <sup>2</sup> 392	
江南 (昭和22年)	梅満町637-3 (33-7305)	592	42	19	19	17	22,676	10,710	6,871	1,176	450	
榊原 (昭和22年)	東榊原町1286-1 (33-7385)	197	17	9	9	12	19,649	10,493	3,986	1,096	450	
牟田山 (昭和22年)	南二丁目16-2 (21-9448)	662	38	21	21	15	20,162	13,256	5,606	1,155	450	
諏訪 (昭和22年)	東町250-1 (33-7395)	778	44	23	23	16	17,699	8,291	6,636	1,102	450	
良山 (昭和22年)	山川町37-2 (43-7871)	717	44	22	22	18	18,058	9,466	7,304	1,009	350	
明星 (昭和22年)	高良内町4482-1 (21-9468)	417	26	15	15	21	26,434	13,327	7,337	1,223	450	
宮ノ陣 (昭和22年)	宮ノ陣町五郎丸1551-1 (33-9478)	338	21	12	12	12	29,854	21,538	4,084	860	450	
荒木 (昭和22年)	荒木町荒木1918-1 (26-5131)	416	24	14	14	15	50,844	17,596	4,640	1,135	450	
筑邦西 (昭和22年)	大善寺町宮本385-1 (26-2646)	446	29	16	16	15	27,225	14,920	5,889	1,138	450	
屏水 (昭和22年)	山本町耳納1069-1 (47-1061)	356	25	12	12	15	27,276	15,180	4,848	717	450	
青陵 (昭和56年)	藤山町1731-10 (22-1851)	308	21	11	11	12	27,958	12,926	4,764	1,196	450	
高牟礼 (平成4年)	高良内町3361 (45-2233)	248	20	10	10	12	21,002	12,183	5,075	981	350	
田主丸 (昭和47年)	田主丸町田主丸65-1 (0943-72-3191)	584	36	19	17	21	46,281	23,406	8,256	1,474	767	
北野 (昭和46年)	北野町塚島277 (78-2022)	464	27	15	15	17	28,038	16,217	5,316	1,512	1,256	
城島 (昭和25年)	城島町檜津1354-1 (62-3300)	362	21	13	13	19	38,354	25,206	8,041	1,320	984	
三潜 (昭和36年)	三潜町玉満2705 (64-2137)	468	26	15	15	21	25,633	9,122	7,009	1,078	592	
合計		8,106	507	270	267	275	461,359	240,899	101,991	19,670	9,191	

## (3) 市立特別支援学校設置状況

(H27.5.1現在)

校名 (創立年)	所在地 (電話)	児童数	教員数	学級数	教室数		校地面積		校舎面積		屋内 運動場
					普通	特別	総面積	運動場	延面積		
小学部 (昭和49年)	南一丁目2-1 (39-6131)	人 67	人 95	19			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
中学部 (昭和50年)		48		12	—	—	26,612	7,900	9,468	555	
高等部 (昭和53年)		96		17							
合 計		211	95	48			26,612	7,900	9,468	555	

※児童数に訪問含む。

## (4) 市立高等学校設置状況

(H27.5.1現在)

校名 (創立年)	所在地 (電話)	生徒数	教員数	学級数	教室数		校地面積		校舎面積		屋内 運動場
					普通	特別	総面積	運動場	延面積		
久留米商業 (明治29年)	南一丁目1-1 (33-1285)	人 715	人 60	18	18	25	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
南 筑 (大正11年)	御井町1498-1 (43-1295)	701	51	18	18	17	55,825	34,746	8,750	1,729	
合 計		1,416	111	36	36	42	103,622	60,384	20,505	3,572	

## (5) 合計

区 分		校 数	学 級 数	児童・生徒数	教 員 数
小 学 校		46	662	16,319	916
中 学 校		17	270	8,106	507
特別 支援 学校	小学部	1	19	67	95
	中学部		12	48	
	高等部		17	96	
高等学校		2	36	1,416	111

● 進路状況

(市立中学校)

卒業年度	卒業生総数	進学者		就職者		その他	
		人数	%	人数	%	人数	%
H26年度	2,774人	2,711人	97.7	23人	0.8	40人	1.4
H25年度	2,777	2,731人	98.3	16	0.6	30	1.1
H24年度	2,777	2,720	97.9	10	0.4	47	1.7
H23年度	2,816	2,776	98.6	7	0.2	33	1.2
H22年度	2,713	2,666	98.3	5	0.2	42	1.5

※ 進学者には定時制や夜間学校への就職進学者を含む。

(市立高等学校)

	卒業年度	卒業生総数	進学者		就職者		その他	
			人数	%	人数	%	人数	%
南 筑	H26年度	229人	183人	79.9	41人	17.9	5人	2.2
	H25年度	231	185	80.1	32	13.9	14	6.1
	H24年度	215	175	81.4	40	18.6	0	0.0
	H23年度	230	190	82.6	39	17.0	1	0.4
	H22年度	230	183	79.6	37	16.1	10	4.3
久留米 商業	H26年度	240人	178人	74.2	58人	24.2	4人	1.7
	H25年度	238	169	71.0	64	26.9	5	2.1
	H24年度	236	175	74.2	55	23.3	6	2.5
	H23年度	236	176	74.6	55	23.3	5	2.1
	H22年度	235	172	73.2	63	26.8	0	0.0

● 社会教育施設一覧

坂本繁二郎生家	830-0028	京町 224-1	35-8260
生涯学習センター	830-0037	諏訪野町 1830-6	30-7900
久留米市勤労青少年ホーム	839-0862	野中町 1075-2	34-4996
田主丸複合文化施設 (そよ風ホール)	839-1233	田主丸町田主丸 770-1	0943-74-4000
田主丸勤労青少年ホーム	839-1232	田主丸町常盤 1111-1	0943-73-3060
北野生涯学習センター	830-1113	北野町中 273-1	78-2308
金島ふれあい交流センター	830-1102	北野町八重亀 139	23-1266
弓削コスモス館	830-1114	北野町高良 1706-1	23-1220
大城ますかげセンター	830-1104	北野町大城 83	23-1123
城島総合文化センター (城島生涯学習センター)	830-0211	城島町檜津 1-1	62-2110
城島ふれあいセンター	830-0203	城島町浜 293	62-6226
三潞生涯学習センター	830-0112	三潞町玉満 2949-1	64-3020
荘島体育館	830-0042	荘島町 11-1	33-5453
西田体育館	830-0048	梅満町 70-4	33-3003
久留米総合スポーツセンター	830-0003	東櫛原町 173	39-7371
西部地区体育館	830-0076	大善寺町藤吉 434	27-3741
みづま総合体育館	830-0112	三潞町玉満 2593-1	65-1115
埋蔵文化財センター	830-0037	諏訪野町 1830-6	34-4995
中央図書館	839-0862	野中町 970-1	38-7116
六ツ門図書館	830-0031	六ツ門町 3-11	39-5620
田主丸図書館	839-1233	田主丸町田主丸 770-1	0943-73-4031
北野図書館	830-1113	北野町中 3253	23-1151
城島図書館	830-0211	城島町檜津 1-1	62-1777
三潞図書館	830-0112	三潞町玉満 2949-1	64-6010

● 久留米市内指定文化財件数

平成27年4月1日現在(単位:件)

種 別		国	県	市	合 計
有 形 文 化 財	建 造 物	2	8	11	21
	絵 画	8	3	5	16
	彫 刻	4	3	11	18
	工 芸 品	3	3	4	10
	書 跡	3			3
	典 籍				
	古 文 書		2	5	7
	考古資料		3	6	9
	歴史資料			3	3
	小 計	20	22	45	87
無 形 文 化 財		1	1		2
有 形 民 俗 文 化 財			5	26	31
無 形 民 俗 文 化 財		1	2	7	10
史 跡		9	6	8	23
名 勝				1	1
天 然 記 念 物		3	8	16	27
選 定 保 存 技 術				0	
合 計		34	44	103	181
登 録 文 化 財		5			5



## 教育委員会後援事業等に関する報告

H28.9.16からH28.10.15 受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成28年12月18日	プロの演奏家によるわたしたちの街の音楽会	オカリナ友の会	日本福音ルーテル久留米教会	後援	学校教育課
2	平成28年10月9日	第6回いのちのエンジニア体験会	一般社団法人 福岡県臨床工学技士会	久留米シティプラザ 六角堂広場	後援	学校教育課
3	平成28年11月27日	ここねっとくるめ講演会 ひきこもりから、世界70カ国へ	NPO法人子育て支援ここねっとくるめ	えーるぴあ久留米	後援	学校教育課
4	平成28年10月29日	久留米にくるっぱ セミナー	諏訪会	久留米シティプラザ	後援	学校教育課
5	平成28年12月2日 平成29年1月27日	筑後地区小学校音楽祭	筑後地区小学校音楽教育研究会	久留米石橋文化ホール	後援	学校教育課
6	平成28年12月10日	第6回北九州銀行杯 小中学生イングリッシュコンテスト	株式会社 北九州銀行	北九州銀行本店	後援	学校教育課
7	平成29年4月30日	ぬいぐるみ人形劇「つるの恩がえし」	筑後地区カッパ友の会	おりなす八女	後援	学校教育課
8	平成28年12月2日(金)	北筑後地区公立中学校教頭研修会	北筑後地区公立中学校教頭会	ホテルニュープラザ久留米	後援	学校教育課
9	平成28年11月13日(日)	福岡県中学校総合文化祭筑後大会	福岡県中学校文化連盟	石橋文化ホール・文化会館	後援	学校教育課
10	平成29年2月26日(日)	第7回三漕旗争奪剣道大会	三漕地域剣道連盟	久留米市みづま総合体育館	後援	三漕事務所
11	平成28年9月16日(金)17日(土)18時30分～21時	第47回ブリヂストン吹奏楽団久留米 久留米定演	ブリヂストン吹奏楽団久留米	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
12	平成28年10月15日(土) 10時30分～16時30分	日本商工会議所青年部第 36回九州ブロック大会記念 事業「久留米縁祭」	久留米商工会議所青 年部	久留米市 東町公園	後援★	生涯学習推 進課
13	平成28年10月29日(土)	第46回久留米室内管弦楽 団定期演奏会	久留米室内管弦楽団	久留米石橋文化ホー ル	後援	生涯学習推 進課
14	平成28年10月30日(日) 7:00～18:00	第133回 久留米市民ハイ キング	久留米山岳会	阿蘇 冠ヶ岳(阿蘇 郡)	後援	生涯学習推 進課
15	平成28年10月30日 (日)、11月13日(日)、12 月4日(日) 平成29年1月8日(日) 10:00～11:30	子育てセミナー	家庭倫理の会久留米 市	サンライフ久留米	後援	生涯学習推 進課
16	平成28年10月30日(日) 14:00～16:00	北筑後ブロック音楽祭	北筑後ブロック音楽 祭実行委員会	久留米シティプラザ 久留米座	後援★	生涯学習推 進課
17	①平成28年10月30日 (日)13:00～18:00 ②12月21日(水)17:00～ 20:00	①ほとめきハロウィンパー ティー ②ほとめきキャンドルナイト ライブ	ほとめきイベント実行 委員会	①一番街、ベルモー ル商店街、駅前商店 街、東町明治通商店 街 ②シティプラザ六角 堂広場	後援	生涯学習推 進課
18	平成28年11月4日(金) 11:30～15:30	歌の会(冬季定例会):通算 開催31回	父祖の歌をなぞる市 民の会:通称「歌の 会」	くるめりあ六つ門 3 階 パーティーホール	後援	生涯学習推 進課
19	平成28年11月5日(土)、 6日(日)10:00～16:00	第23回草野まちかど博物 館	草野まちかど博物館 実行委員会	まちなみ保存区域 (紅桃林区・草野東 区・草野西区・矢作 区)を中心に草野町 一帯の古民家・庭園・ 寺社等の開放	後援	生涯学習推 進課
20	平成28年11月11日 (金)、15日(火)、18日 (金)、19日(土)、22日 (火)10時～11時40分※ 19日は13時～15時	久留米友の会(家事家計講 習会)	久留米友の会	若葉まちづくり推進セ ンター(鳥栖)、自衛 隊宿舎、八女伝統工 芸館、広川町産業展 示会館、友の家	後援	生涯学習推 進課
21	平成28年11月12日(土) 10:00～16:00	第7回 あきない祭	あきない祭実行委員 会	あきない通り(中央通 り・問屋街)	後援	生涯学習推 進課
22	平成28年11月19日(土) ～平成29年1月22日(日) まで	久留米市美術館開館記念 「2016ふたたび久留米から はじまる。九州洋画」	公益財団法人久留米 文化振興会	久留米市美術館 2 階	後援	生涯学習推 進課
23	平成28年11月19日(土) ～平成29年1月22日(日) まで	久留米市美術館開館記念 「九州をあそぼう ダンボ ールアート遊園地inくるめ」	公益財団法人久留米 文化振興会	久留米市美術館 1 階	後援	生涯学習推 進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
24	平成28年11月19日(土)、20日(日)、23日(水・祝)、26日(土)、27日(日)10:00～20:00	久留米市美術館開館記念 石橋文化センター アート・フェスティバル	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化センターの園内、各施設	後援	生涯学習推進課
25	平成28年11月20日(日)13:30開演予定	久留米市美術館開館記念 enra PROXIMA in KURUME	公益財団法人久留米文化振興会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
26	平成28年11月22日(火)10:00～12:00	「食卓の向こう側」著者＝佐藤弘氏 子育て講演会	グリーンコープ生協 ふうおか筑後支部	サザンクス筑後 イベントホール	後援★	生涯学習推進課
27	平成28年11月23日(水)14時30分～16時30分	寺田健一郎ギターリサイタル	寺田健一郎ギターリサイタル実行委員会	鳥栖市民文化会館	後援★	生涯学習推進課
28	平成28年11月23日(水・祝)14:00～16:00	連文コンサート「音楽の贈り物」	久留米連合文化会洋楽部	久留米シティプラザ「久留米座」	後援	生涯学習推進課
29	平成28年11月25日(金)19:00～21:00	ふるさとの唄2016 野田かつひこコンサート	野田かつひこコンサート実行委員会	久留米シティプラザ グランドホール	後援	生涯学習推進課
30	平成28年11月26日(土)13:00～17:00 11月27日(日)10:00～15:00 ※11月12日(土)13:00～17:00	第4回福岡臨床美術作品展	福岡臨床美術士会 FCAT	えーるピア久留米 ※福岡市市民福祉プラザ・ふうふうプラザ	後援★	生涯学習推進課
31	平成28年11月27日(日)14:00～16:00	「本間四郎先生17回忌メモリアル」ロングライフ・コール 第7回演奏会 ～懐かしの歌謡・アニメソング編曲集～	ロングライフ・コール	石橋文化センター共同ホール	後援	生涯学習推進課
32	平成28年11月27日(日)9:00～16:00	サイクルファミリーパーク フェスタ2016	(公財)久留米観光コンベンション国際交流協会	久留米サイクルファミリーパーク	後援	生涯学習推進課
33	平成28年12月2日(金)10:00～12月4日(日)15:00	第26回日本盆栽青樹展	日本盆栽青樹展組織委員会	久留米リサーチパーク	後援	生涯学習推進課
34	平成28年12月4日(日)9:30～16:50(予定)	第23回賢順記念全国箏曲祭	賢順記念全国箏曲祭振興会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
35	平成29年1月29日(日)15:00～17:00	劇団四季ファミリーミュージカル「エルコスの祈り」	鳥栖市文化事業協会	鳥栖市民文化会館 大ホール	後援	生涯学習推進課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
36	平成29年2月8日(水)～18日(土)	第15回ジュニア青木繁展	久留米連合文化会	市役所2階アトスペース・ホワイエ	後援	生涯学習推進課
37	平成29年2月19日(日)	第42回日本フィルハーモニー九州公演	大牟田日本フィルの会	大牟田文化会館 大ホール	後援	生涯学習推進課
38	平成29年3月11日(土) 15:00～18:00	第6回 ゴスペルfor3.11 チャリティイベント	ゴスペルfor3.11実行委員会	久留米シティプラザ グランドホール	後援	生涯学習推進課
39	平成29年4月9日(日) 13:30～15:30	劇団カッパ座	甘木カッパ友の会	ピーポート甘木(大ホール)	後援	生涯学習推進課
40	平成29年6月25日(日)	スロバキア国立オペラ2017 久留米公演	筑後スロバキア・オペラ交流の会	久留米シティプラザ・グランドホール	後援	生涯学習推進課
41	平成29年1月22日(日) 14時	九州交響楽団コンサート～映画音楽とクラシック～	インガットホール活用実行委員会	久留米市城島総合文化センター	後援	城島総合支所文化スポーツ課
42	平成28年11月25日(金)	平成28年度 福岡県中学校放送視聴覚教育研究会	福岡県中学校放送視聴覚教育研究会	えーるびあ久留米	後援	学校教育課

平成28年度 全国学力・学習状況調査の結果について

1 学力に関する調査結果

(1) 小学校

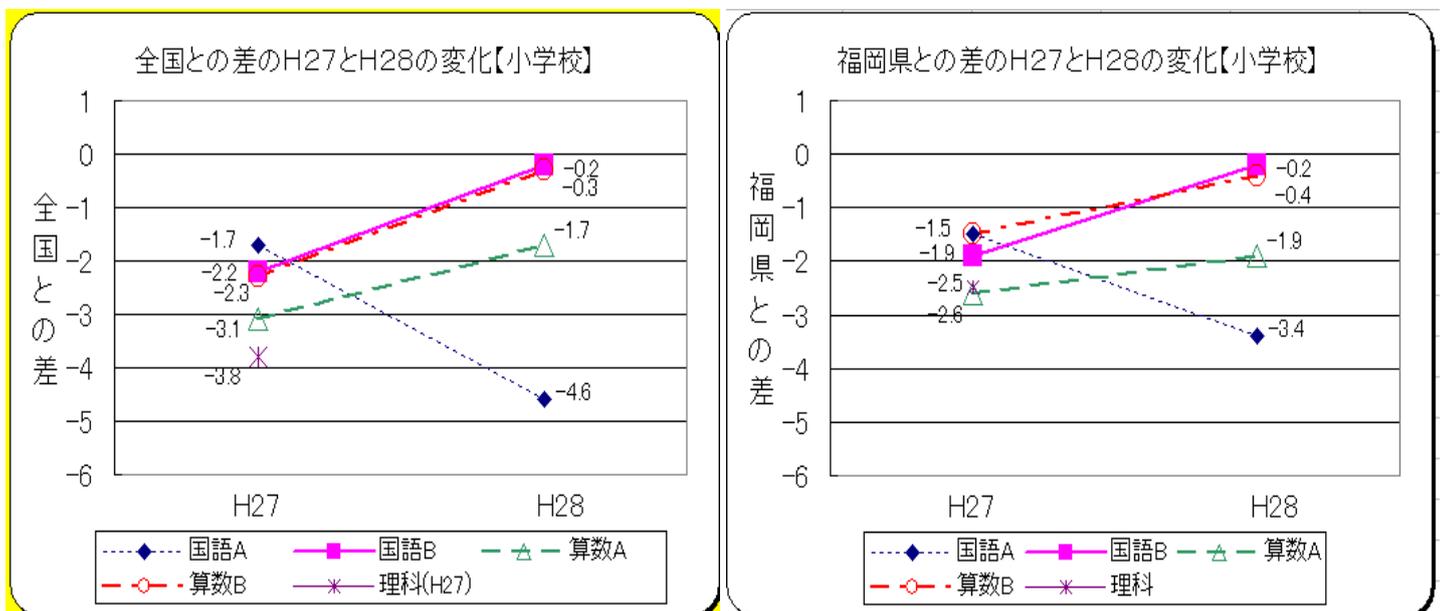
区分		国語A (知識)	国語B (活用)	算数A (知識)	算数B (活用)
平均正答数 ／問題数 (問)	久留米市	10.2/15	5.8/10	12.1/16	6.1/13
	福岡県	10.8/15	5.8/10	12.4/16	6.1/13
	全国	10.9/15	5.8/10	12.4/16	6.1/13
平均正答率 (%)	久留米市	68.3	57.6	75.9	46.9
	福岡県	71.7	57.8	77.8	47.3
	全国	72.9	57.8	77.6	47.2

(2) 中学校

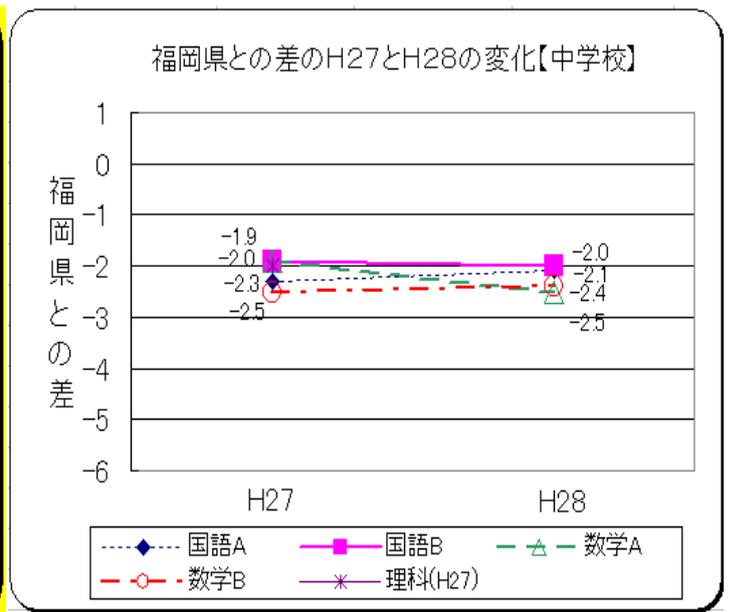
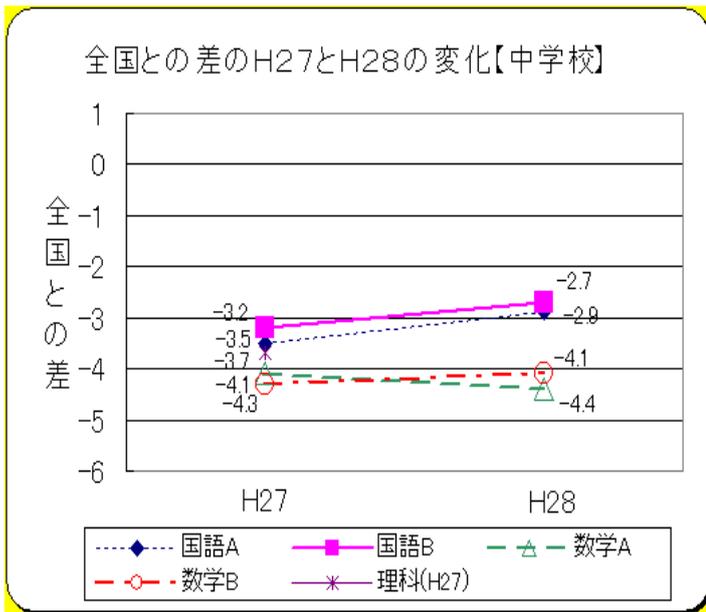
区分		国語A (知識)	国語B (活用)	数学A (知識)	数学B (活用)
平均正答数 ／問題数 (問)	久留米市	24.0/33	5.7/9	20.8/36	6.0/15
	福岡県	24.7/33	5.9/9	21.7/36	6.4/15
	全国	25.0/33	6.0/9	22.4/36	6.6/15
平均正答率 (%)	久留米市	72.7	63.8	57.8	40.0
	福岡県	74.8	65.8	60.3	42.4
	全国	75.6	66.5	62.2	44.1

2 平成27年度との比較 (全国及び福岡県の平均正答率との差)

(1) 小学校

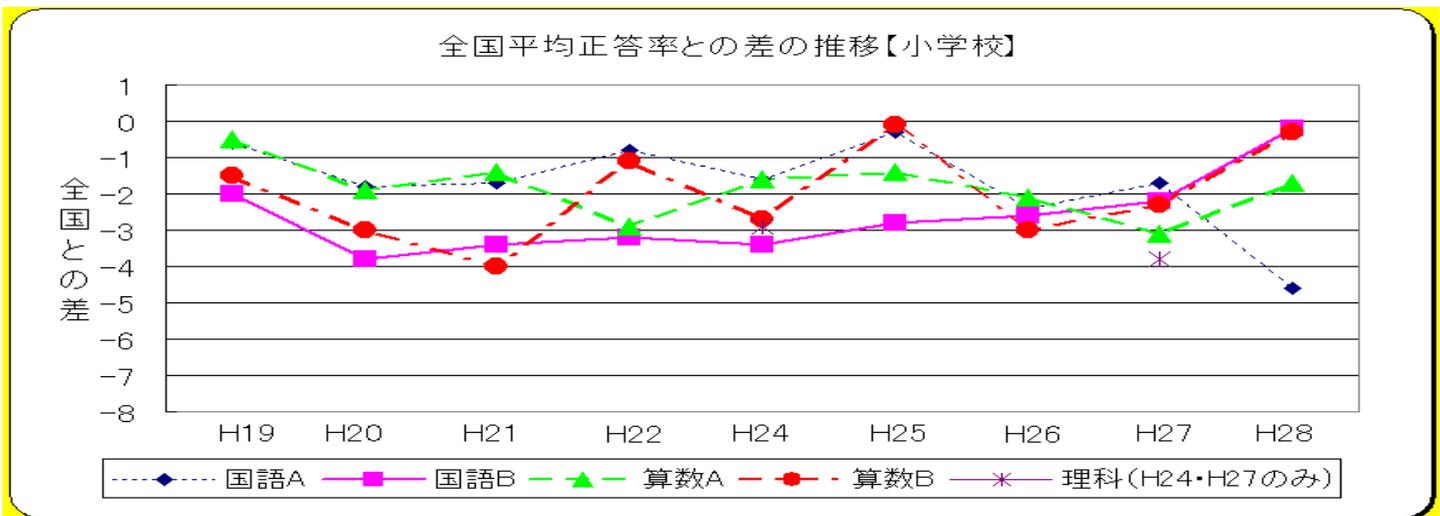


## (2) 中学校

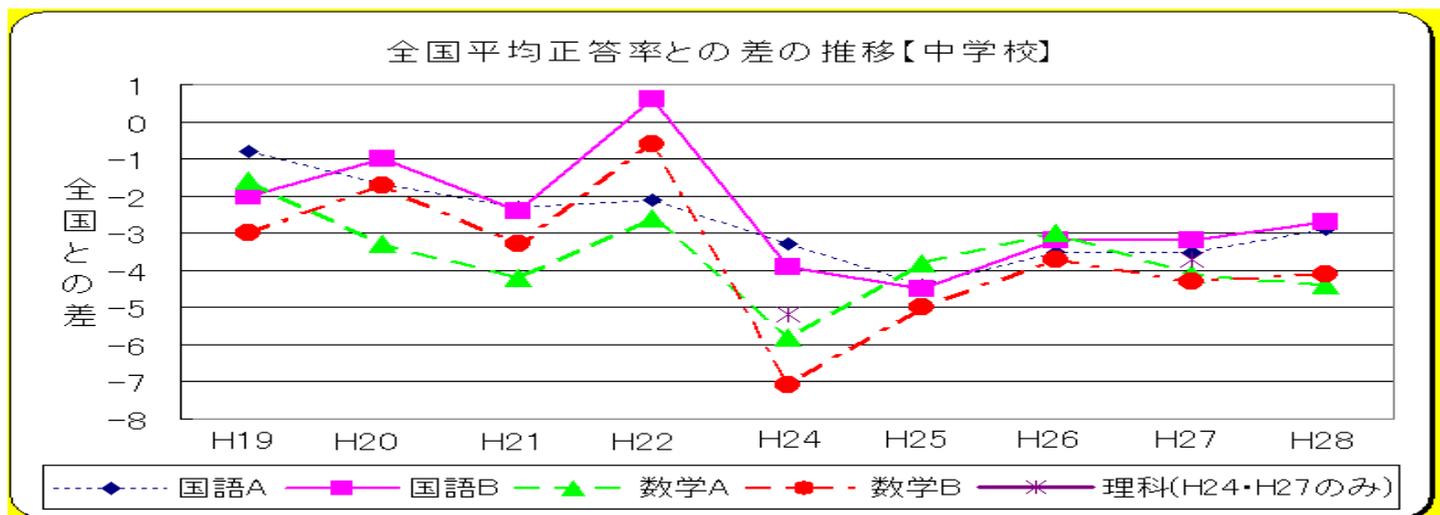


## 3 平均正答率の全国との差（経年変化）

### (1) 小学校



### (2) 中学校



## 4 考察

【注】 ○：改善した事項 ●：課題と考えている事項

### 【小学校】

- 昨年度と比較すると、国語B、算数A・Bは全国平均正答率との差が縮まり、改善の傾向が見られた。  
具体的にみると、特に、国語Bでは「読むこと」の領域が、算数Bでは「量と測定」の領域が全国平均を超えるとともに、算数Aでは「数と計算」と「図形」の領域において、昨年度より全国との差が縮まっている。
- 全ての教科区分で、久留米市の平均正答率は、国・県の正答率を下回っている。  
国語Aは、昨年度と比較すると全国平均正答率との差が拡大した。その要因としては、漢字やローマ字の読み、書きに関する基礎・基本的な学力の定着が十分に図られていないことがあげられる。

### 【中学校】

- 中学校においては、昨年度と比較すると、国語A・B、数学Bは全国平均正答率との差が縮まり、改善の傾向が見られた。  
具体的にみると、国語Aでは「話すこと・聞くこと」「書くこと」の領域が、国語Bでは「書く」「読む」の領域が、数学Bでは「数と式」「関数」「資料の活用」の領域において、昨年度より全国との差が縮まっている。
- 全ての教科区分で、久留米市の平均正答率は、国・県の正答率を下回っている。数学Aは昨年度と比較すると、全国平均正答率との差が拡大した。その要因としては、数量や図形などについての知識・理解や数量関係を文字式に表すなどの数学的な技能の獲得が十分に図られていないことがあげられる。

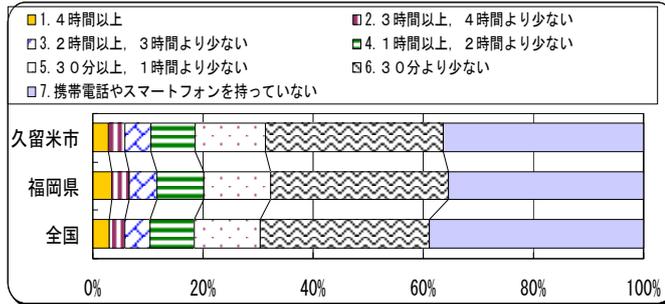
## 5 今後の取組

- 各学校の学力や学習状況、学習環境などの実態に合わせ、学力テストの結果をPDC Aサイクルをもとに、検証改善するシステムを各学校に立案させ、実効的な学力向上プランの実施に努める。
- 学力の下位層が多く見られる学校には、授業改善と補充学習を通じた基礎・基本的な内容の習得を図る。学力の二極化が見られる学校には、指導方法工夫改善教員による習熟度別少人数授業の充実を通して学力低位層へのきめ細かな指導が図られるように、校内研修や学校訪問を活用して授業改善にかかる指導・助言を行う。
- 前学年での既習の学習内容が問われる問題での正答率が低かった結果を受け、内容によっては学習した内容が確実に定着するための繰り返し学習を日頃の教育活動に組み入れるよう指導する。
- 本市は全国と比較して、平日に1時間以上学習する児童・生徒の割合が低いという課題が見られることから、家庭学習習慣の定着に向けて、家庭・地域と連携した取組を推進する。  
また、朝学習や放課後学習等において、自分の弱点に絞った学習ができるアシストシートやフォロー・アップシート等の教材を積極的に活用するよう促していく。
- 中学校においては、全国学力学習状況調査に向けた取り組みも視野に入れた、国語・数学・英語からなる中学校の教科プロジェクトからの提案を今後の学習に活かし、授業改善へとつなげていく。

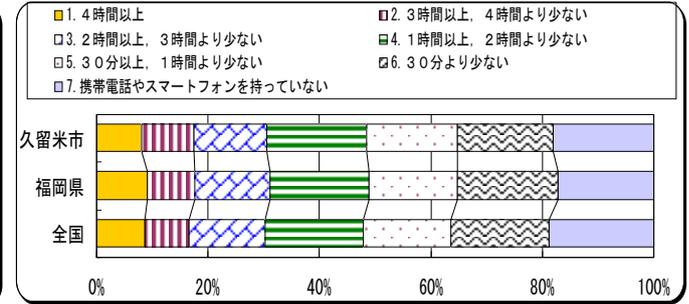
## 6 児童生徒質問紙についての調査結果及び考察

### (1) 携帯電話やスマートフォンの使用時間

#### ① 小学校6年



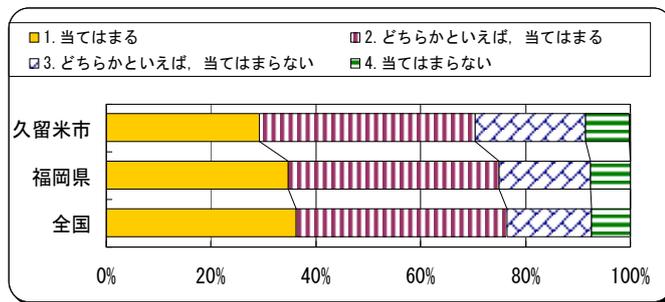
#### ② 中学校3年



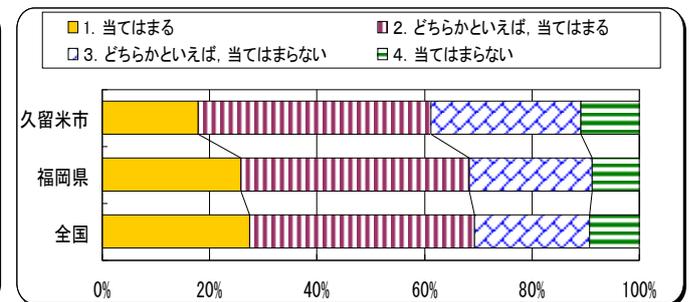
携帯電話やスマートフォンを1時間以上使用している割合(1~4)は小学校で18.6%で、昨年度より増加したが全国平均とほぼ同じだった。中学校では48.2%で昨年度より増加し、全国平均をやや上回った。

### (2) 自尊心(自分にはよいところがある)

#### ① 小学校6年



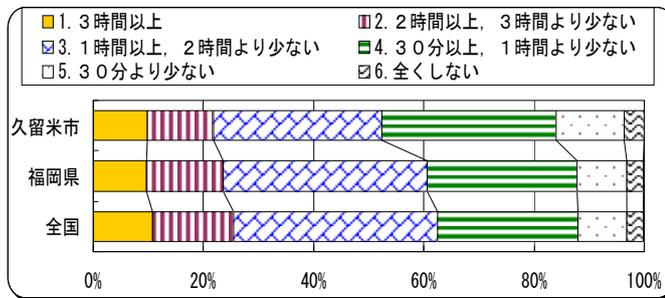
#### ② 中学校3年



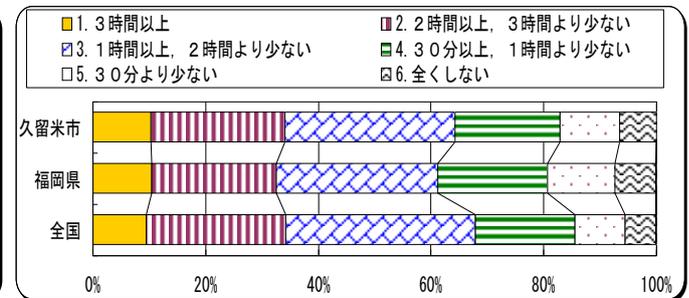
肯定的に答えた児童生徒の割合(1・2)は小学校で70.4%で昨年度より1.6%減少し、全国平均を5.9%下回った。中学校では61.1%で全国・県よりも低い結果となったが、昨年度より0.6%増加した。

### (3) 学習時間(平日の授業以外の学習時間〔塾・家庭教師の指導含む〕)

#### ① 小学校6年



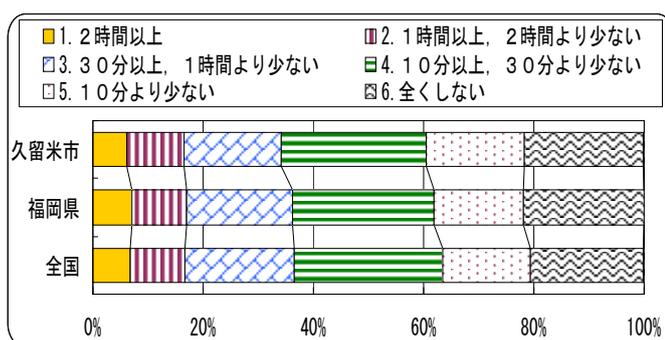
#### ② 中学校3年



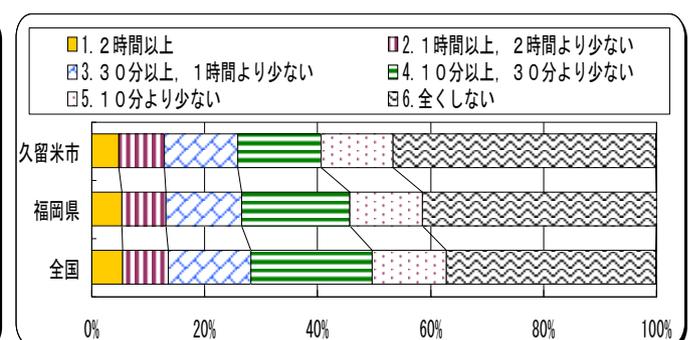
1時間以上学習する児童生徒の割合(1~3)は小学校で52.4%、中学校で64.2%と全国平均を下回った。全くしない児童生徒(6)は小学校で3.7%、中学校で6.5%で全国平均よりやや多かった。

### (4) 1日の読書の時間

#### ① 小学校6年



#### ② 中学校3年



30分以上読書をする割合(1~3)は小学校は34.1%、中学校で25.8%で全国平均より少なかった。全くしない割合(6)は小学校で21.6%、中学校で46.6%と全国平均を上回る結果となった。



## 平成28年度全国学力・学習状況調査の市町村別結果の公表について

平成28年度全国学力・学習状況調査の市町村別結果について、福岡県教育委員会から昨年度同様の内容と方法で公表することへの照会があったため、同意することといたしました。

### 〈参考資料：公表内容等〉

#### 1 内容・形式

市町村ごとに、小学校、中学校それぞれの平均正答率を棒グラフで示す。棒グラフは、当該市町村、福岡県、全国の平均正答率の3本を教科区分ごとに並べた形とする。

#### 2 公表方法

1の内容を福岡県教育委員会が例年12月に作成する「全国学力・学習状況調査結果報告書」に盛り込み、これを福岡県のホームページに掲載することをもって公表する。

### 公表イメージ

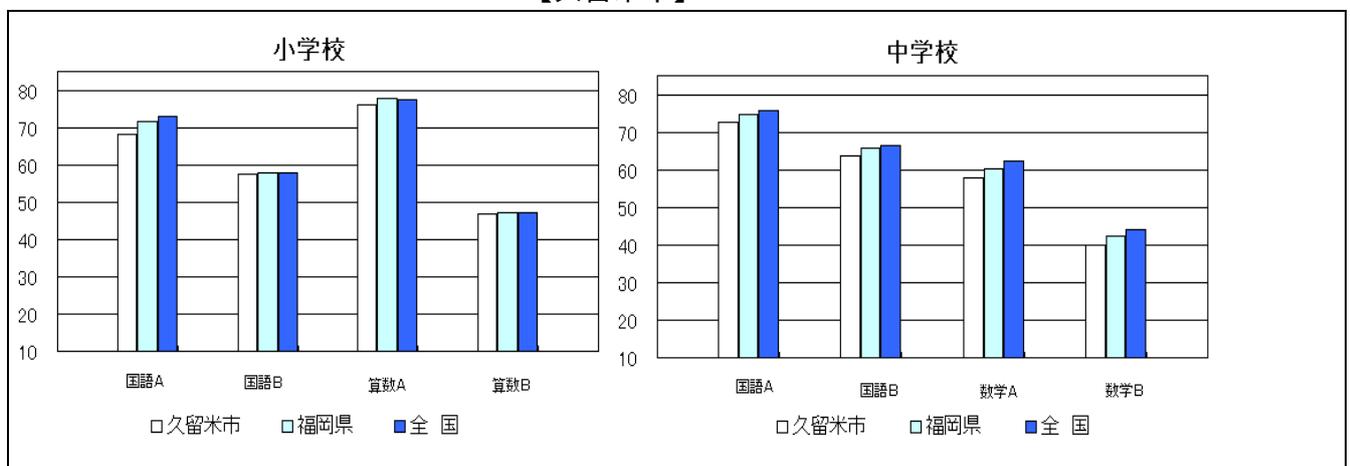
#### 6 市町村別の状況

##### ■ 市町村別の平均正答率の状況

※同意を得た市町村のみ掲載

県教育委員会としては、市町村立学校別結果の公表はしないため、市町村内の学校数が1小学校、1中学校である場合は公表しない。

#### 【久留米市】





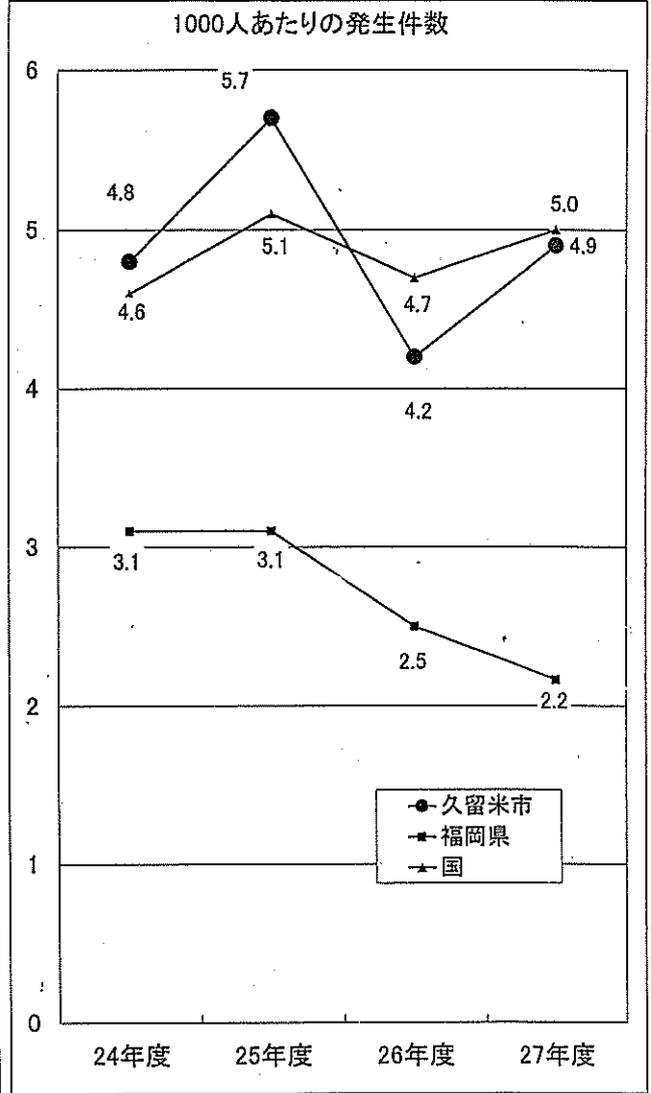
<速報値>

平成27年度児童生徒問題行動等調査結果について

1 暴力行為について

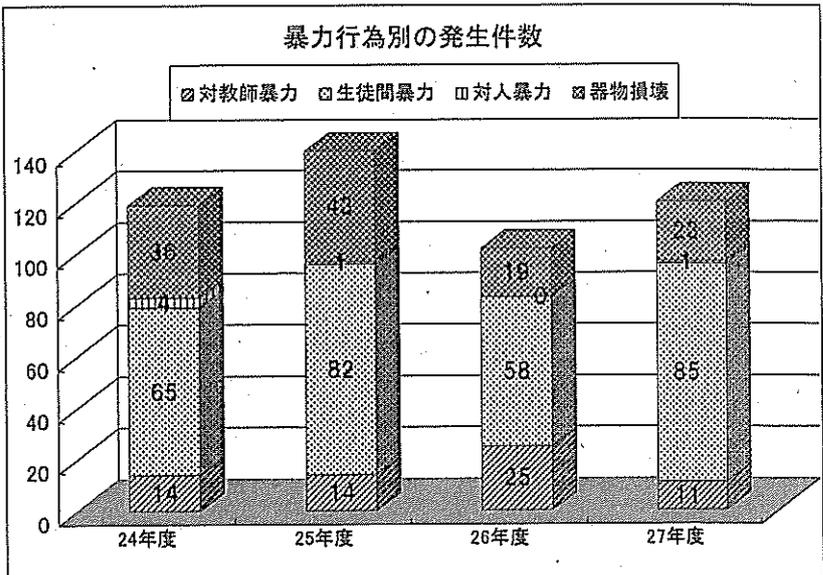
(1) 発生件数及び発生率 (1000人あたりの発生件数)

年度	地域	学校種	暴力行為発生件数	合計	発生率	小中発生率
H24	市	小学校	6	119	0.4	4.8
		中学校	113		13.6	
	県	小学校	70	1,255	0.3	3.1
		中学校	1,185		9.8	
	国	小学校	8,207	45,344	1.2	4.6
		中学校	37,137		11.4	
H25	市	小学校	4	140	0.2	5.7
		中学校	136		16.6	
	県	小学校	130	1,244	0.5	3.1
		中学校	1,114		8.3	
	国	小学校	10,680	49,724	1.6	5.1
		中学校	39,044		12.0	
H26	市	小学校	6	102	0.4	4.2
		中学校	96		11.8	
	県	小学校	73	1,013	0.3	2.5
		中学校	940		1.7	
	国	小学校	11,283	45,987	7.0	4.7
		中学校	34,704		10.7	
H27	市	小学校	16	120	1.0	4.9
		中学校	104		12.8	
	県	小学校	151	900	0.5	2.2
		中学校	749		5.3	
	国	小学校	17,137	50,258	2.6	5.0
		中学校	33,121		9.5	



(2) 暴力行為状況別の発生件数

年度	地域	対教師暴力	児童生徒間暴力	対人暴力	器物損壊
H24	市	14	65	4	36
	県	195	772	24	264
	国	7,694	26,204	1,134	10,312
H25	市	14	82	1	43
	県	225	771	17	231
	国	9,046	27,998	1,187	11,493
H26	市	25	58	0	19
	県	190	644	27	152
	国	8,191	26,715	1,125	9,956
H27	市	11	85	1	23
	県	142	589	25	144
	国	7,728	31,509	1,130	9,891

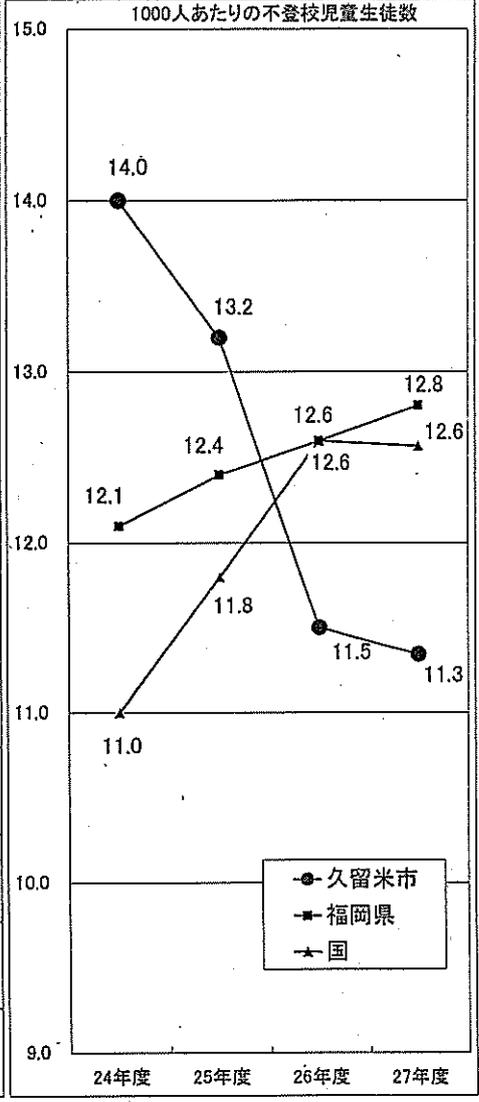


※グラフ内数字は件数

2 不登校児童生徒について

(1) 不登校児童生徒数及び不登校児童生徒の割合 (1000人あたりの不登校児童生徒数)

	学校種	不登校数	合計	1000人あたりの不登校児童生徒数		
				不登校児童生徒の割合	小中不登校児童生徒の割合	
H24	市	小学校	47	2.8	14.0	
		中学校	302	36.7		
	県	小学校	872	4,903	3.2	12.1
		中学校	4,031		29.9	
	国	小学校	21,067	109,306	3.2	11.0
		中学校	88,239		27.0	
H25	市	小学校	51	3.1	13.2	
		中学校	276	33.6		
	県	小学校	953	5,005	3.5	12.4
		中学校	4,052		30.2	
	国	小学校	23,982	115,784	3.7	11.8
		中学校	91,802		28.1	
H26	市	小学校	41	2.5	11.5	
		中学校	241	29.5		
	県	小学校	998	5,072	3.7	12.6
		中学校	4,074		30.5	
	国	小学校	25,866	122,902	4	12.6
		中学校	97,036		30.0	
H27	市	小学校	41	2.5	11.3	
		中学校	236	29.1		
	県	小学校	1101	5,330	4.0	12.8
		中学校	4,229		29.9	
	国	小学校	27,581	126,009	4.2	12.6
		中学校	98,428		28.3	



※1年で計90日以上欠席した児童生徒が不登校児童生徒数に占める割合 市 64% 県 57% 国 57%

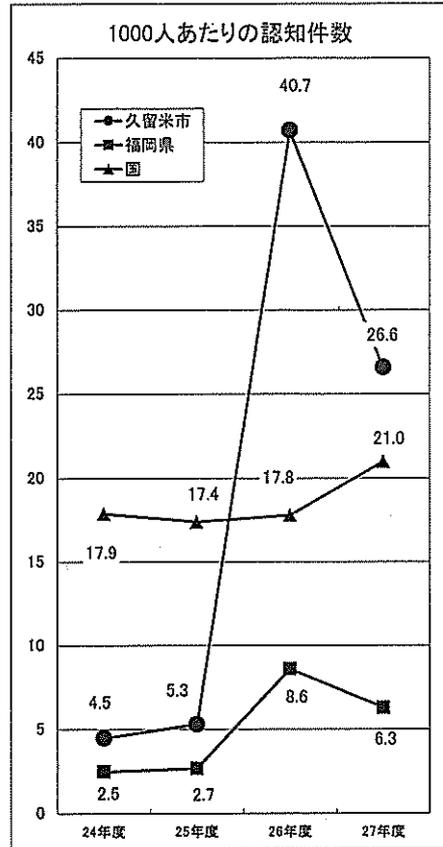
(2) 不登校の要因 (%)

区分	市		国		
	小学校	中学校	小学校	中学校	
学校に係る状況	いじめ	0.0	0.0	0.7	0.5
	いじめを除く友人関係をめぐり問題	22.0	27.1	20.5	28.0
	教職員との関係をめぐり問題	4.9	1.7	4.5	2.2
	学業の不振	7.3	18.7	14.0	21.4
	進路にかかる不安	0.0	8.1	1.0	4.8
	クラブ活動、部活動への不応	0.0	2.1	0.3	2.9
	学校のきまり等をめぐり問題	12.1	7.6	2.3	5.0
	入学、転編入学、進級時の不応	0.0	5.1	5.3	7.4
家庭に係る状況	53.7	26.7	57.7	32.0	
本人に係る状況	「学校における人間関係」に課題を抱えている	24.4	24.2	13.9	18.1
	「あそび・非行」の傾向がある	0.0	5.5	1.3	7.6
	「無気力」の傾向がある	39.0	33.5	28.6	30.6
	「不安」の傾向がある	22.0	24.6	33.7	29.7
	「その他」	14.6	12.3	22.5	14.0

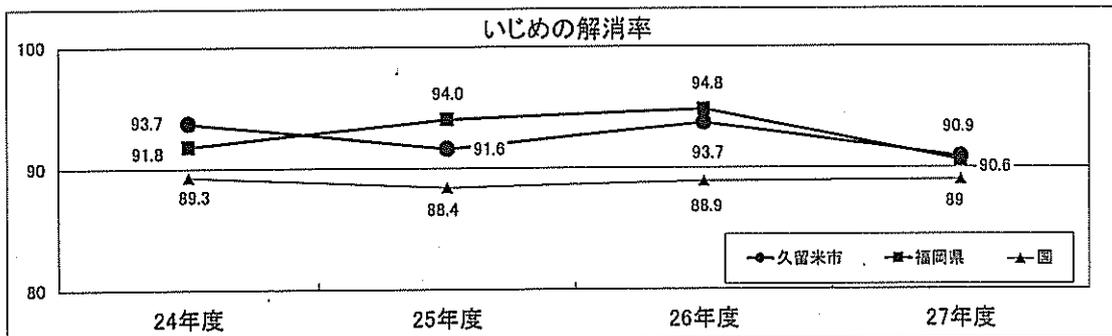
### 3 いじめについて

#### (1) いじめ認知件数及び認知率〔1000人あたりの認知件数〕

		学校種	認知件数	合計	認知率	合計
H24	市	小学校	65	111	4.0	4.5
		中学校	46		5.6	
	県	小学校	395	997	1.5	2.5
		中学校	602		4.5	
	国	小学校	116,258	177,189	17.5	17.9
		中学校	60,931		18.6	
H25	市	小学校	67	131	4.1	5.3
		中学校	64		7.8	
	県	小学校	546	1,109	2.0	2.7
		中学校	563		4.2	
	国	小学校	117,688	171,334	17.9	17.4
		中学校	53,646		16.4	
H26	市	小学校	933	999	56.9	40.7
		中学校	66		8.1	
	県	小学校	2594	3,462	9.6	8.6
		中学校	868		6.5	
	国	小学校	121,635	172,835	18.8	17.8
		中学校	51,200		15.8	
H27	市	小学校	531	649	32.6	26.6
		中学校	118		14.6	
	県	小学校	1679	2,620	6.1	6.3
		中学校	941		6.7	
	国	小学校	151,190	210,612	23.1	21.0
		中学校	59,422		17.1	



#### (2) いじめの解消率〔認知件数に対する解消件数の割合〕の推移(%)



#### (3) いじめの態様別の割合(%)

区 分	市		国	
	小学校	中学校	小学校	中学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	54.0	43.5	62.2	67.3
仲間はずれ、集団による無視をされる。	12.1	6.5	18.8	15.3
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	23.5	20.0	25.6	16.8
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	2.3	8.2	9.0	5.8
金品をたかられる。	1.5	2.4	1.9	1.5
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	2.3	6.5	6.8	6.3
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	1.8	6.5	8.1	7.1
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	0.6	3.5	1.4	7.8
その他	1.8	2.9	4.4	3.2

いじめ認知件数に対する割合で複数回答可。

## 第63回全国高等学校珠算・電卓競技大会 成績報告について

### 1 概要

久留米商業高等学校の珠算・電卓部は、第63回全国高等学校珠算・電卓競技大会の福岡県予選（6月5日（日）開催）で優勝したことに伴い、東京武道館で行われた全国大会（8月2日（火）開催）に出場し、電卓の部において団体総合競技準優勝、個人総合競技優勝という輝かしい成績を収めた。

### 2 出場校

久留米商業高等学校

### 3 大会名

第63回全国高等学校珠算・電卓競技大会

主催：全国商業高等学校長協会・公益財団法人全国商業高等学校協会主催

後援：文部科学省、東京都教育委員会、

日本商工会議所、全国珠算教育連盟、日本珠算連盟

### 4 種別（電卓の部）・成績

○団体総合競技 準優勝 末岡志帆（3年）、田中創真（3年）、神代愛望（3年）

○個人総合競技 優勝 末岡志帆（3年）＝文部科学大臣賞受賞

### 5 日程

平成28年8月2日（火）

### 6 会場

東京武道館（東京都足立区綾瀬3-20-1）

平成28年度全日本ジュニア柔道体重別選手権大会  
成績報告について

1 概要

南筑高等学校の素根 輝（そね あきら）選手が、平成28年度全日本ジュニア柔道体重別選手権大会福岡県予選、九州地区予選を勝ち抜き、本大会の女子78kg超級で優勝という輝かしい成績を収めた。

素根選手は、この優勝により、全日本柔道連盟ジュニア強化指定選手となったため、11月に行われる講道館杯全日本柔道体重別選手権大会（オリンピック及び世界選手権の選考会）に出場が決まっている。

2 出場者

南筑高等学校 柔道部 素根 輝（スポーツキャリアクラス1年）

3 大会名

JOC ジュニアオリンピックカップ 平成28年度全日本ジュニア柔道体重別選手権大会

主催：(公財)全日本柔道連盟

後援：(公財)日本オリンピック委員会、(公財)講道館、朝日新聞社、  
埼玉県、上尾市、上尾市教育委員会

4 種別・成績

女子 78kg超級 優勝

5 日程：平成28年9月10日(土)～11日(日)

10日(土)：男子4階級 -55kg、-60kg、-66kg、-73kg

女子4階級 -44kg、-48kg、-52kg、-57kg

11日(日)：男子4階級 -81kg、-90kg、-100kg、+100kg

女子4階級 -63kg、-70kg、-78kg、+78kg

6 会場

埼玉県立武道館（上尾市日の出4-1877 TEL 048-777-2400）

柔×コラム 2016年09月29日17:00 Text by 古田 英毅 より



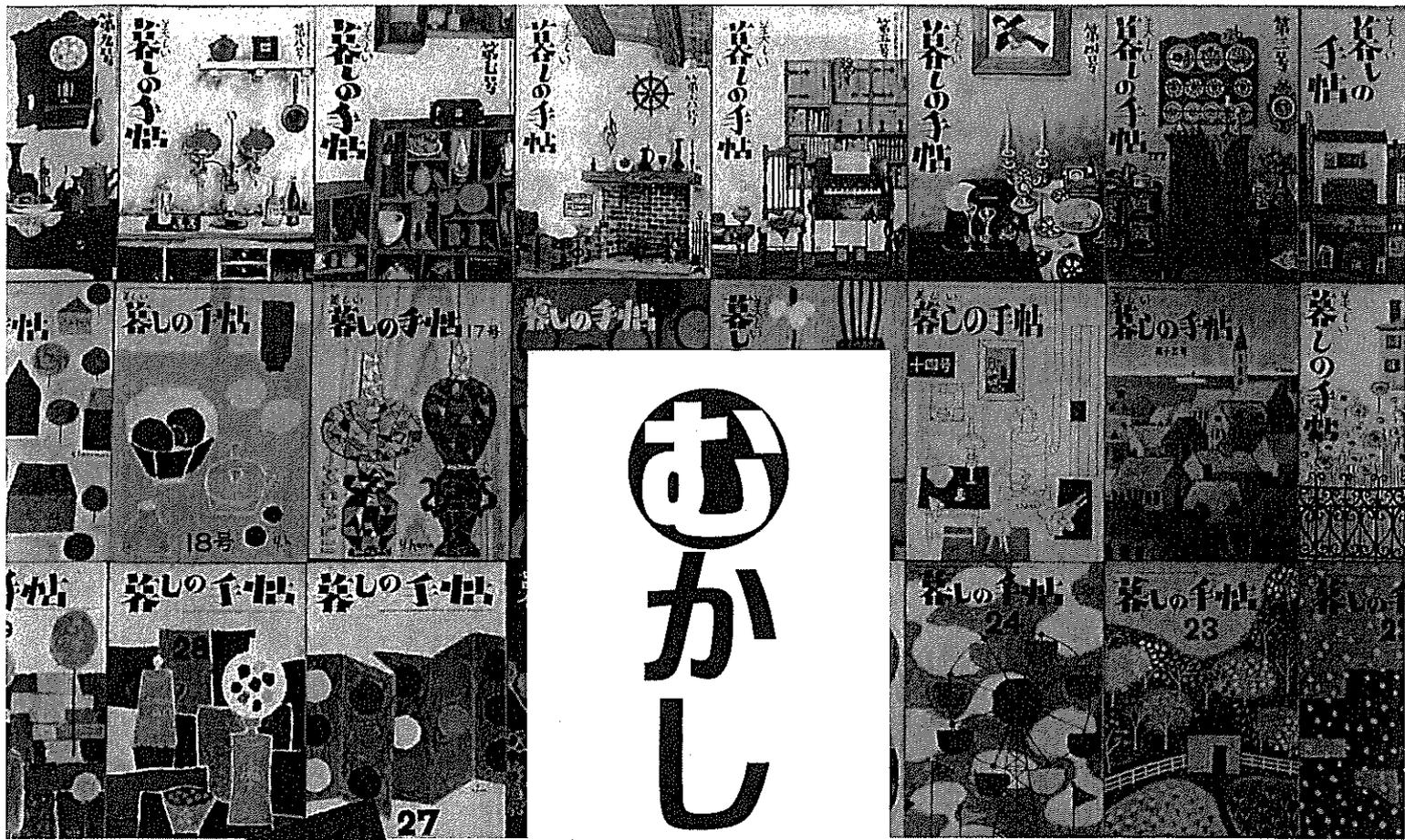
78kg 超級決勝  
で対決する  
素根輝（左）と  
児玉ひかる（右）

今年も J SPORTS で放映されるジュニア(20歳以下)カテゴリーの最高峰大会、全日本ジュニア柔道体重別選手権。人材揃った女子8階級のみどころを簡単に紹介してみたい。

大会のハイライトは、78kg 超級で初優勝した素根輝(南筑高1年)と児玉ひかる(敬愛高3年)のホープ2人による決勝対決だろう。

高校1年生の素根は全国中学大会を2連覇し当たり前のように世界カデ選手権も獲った期待の星。しかし今年の全国高校選手権とインターハイを圧勝で制している児玉に県予選で敗れて今夏は全国大会の畳を踏むことすら許されなかった。今大会の予選である九州ジュニア選手権でも去年、今年と続けて児玉に敗れており、ここまで1度も勝てていない。

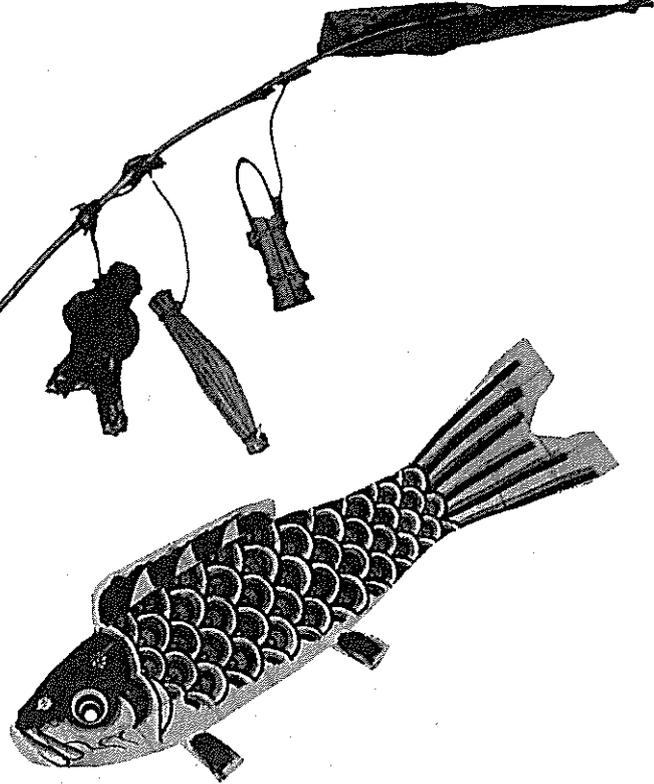
将来の日本代表間違いなしと目される素根がついに、初めて児玉を破った今大会の決勝は後世歴史的な試合と位置付けられるのではないだろうか。単に「強いから勝ってしまう」脆弱な量産型エリートの域に留まらない、壁を乗り越えようとあがく素根の凄まじい気迫に注目。  
[後略]



©暮しの手帖社

# むかしのくらし展

くるめの年中行事とまつり



12/10(土) - 3/5(日)

午前10時 - 午後6時  
月曜日(祝日は開館)・第4木曜日休館

六ツ門図書館展示コーナー

くるめりあ六ツ門5階

〒830-0031 久留米市六ツ門町3-11

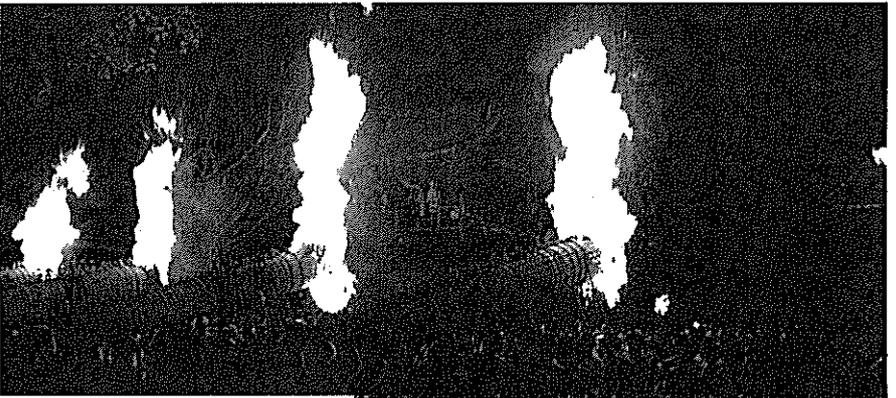
【入場料】無料

TEL.0942-27-9281 FAX.0942-27-7281

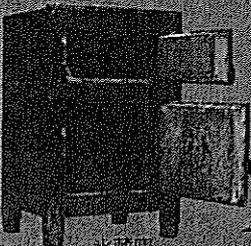
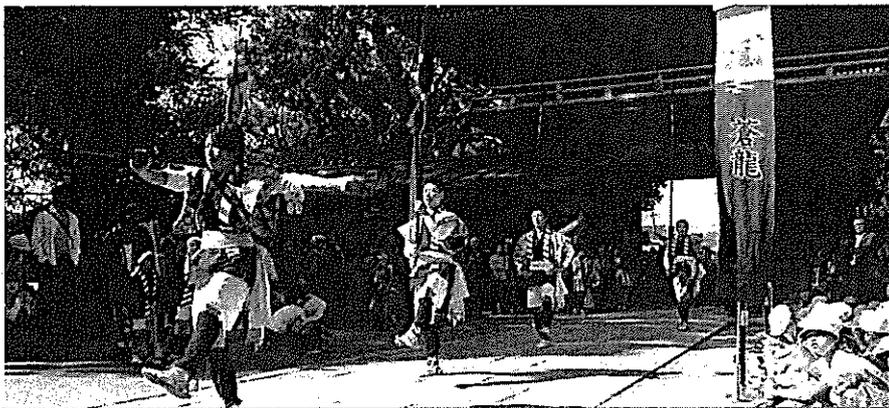
主催 久留米市

〔交通アクセス〕●JR久留米駅から東へ徒歩約15分 ●西鉄久留米駅から西へ徒歩約10分 ●西鉄六ツ門バス停から徒歩約2分 ●九州自動車道久留米ICから西へ約15分 ●くるめりあ六ツ門地下駐車場(72台)、西側提携駐車場は2時間まで無料

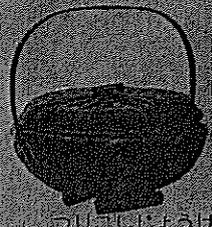




くらしがうつりかわる中  
忘れ去られようとしている一方で  
受け継がれるふるさとの年中行事やまつり  
今とむかしのくらしや道具の違いを  
実物資料や写真、貴重な映像で振り返ります



氷蔵庫



つりせしじょうけ



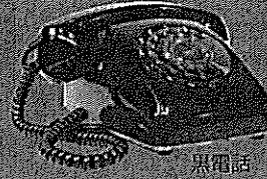
電気炊飯器



ラジオ



白桶



黒電話

◆なつかしい道具の数々



◆昭和30年代の居間を再現



●各種団体見学のお申し込み・ご相談は下記まで。  
六ツ門図書館展示コーナー  
電話 0942-27-9281 FAX0942-27-7281

●展示内容に関するお問い合わせは下記まで。  
久留米市 市民文化部 文化財保護課  
電話 0942-30-9225 FAX0942-30-9714  
E-mail:bunkazai@city.kurume.fukuoka.jp



## 久留米市美術館の開館について

10月1日から、美術館の運営が久留米市に移行し、「久留米市美術館」がスタートしました。開館日は11月19日で、久留米市美術館として初めての展覧会や関連イベントがスタートします。また、同日、石橋正二郎記念館も開館します。

### 1 記念式典

開館を記念し、開館前日に、関係者の皆様をお招きして、記念式典を行う予定です。

#### (1) 日時

11月18日(金) 14:00～(13:30～受付開始)

#### (2) 会場

石橋文化会館 2階小ホール

#### (3) その他

式典終了後に、内覧会及びレセプション(「於：楽水亭」)を予定しています。

### 2 開館式

開館当日には、開館式を執り行う予定です。

#### (1) 日時

11月19日(土) 9:30～

#### (2) 会場

石橋文化センター正門前

### 3 展覧会・文化特別講演会・関連イベント

開館日には、ノーベル賞受賞者の大村教授の講演会を開催するとともに、この日から、本館では開館記念展覧会が、また、石橋文化センター園内ではアーティストとのコラボレーション作品の展示やアートフェスティバルが始まります。

#### (1) 展覧会

##### ① 「2016ふたたび久留米からはじまる。九州洋画」

九州にゆかりのある洋画家に注目し、明治から現代に受け継がれる洋画の流れを俯瞰する展覧会。市の所蔵作品のほか、石橋財団や全国の主要な美術館から借用する作品など、約110点を展示。9月30日に石橋財団から正式に寄託を受けた作品200点のうち、18点も披露する予定。

- ・ 会期：平成28年11月19日～平成29年1月22日
- ・ 会場：本館2階展示室
- ・ 入場料：一般1,000円(65歳以上700円)、大・高生500円、中学生以下無料

##### ② 「九州をあそぼうダンボールアート遊園地 in くるめ」

山笠の巨大迷路や吉野ヶ里竪穴式トンネルといった九州の観光名所などをダンボール製の遊具で再現し、遊びながら地理や文化を学ぶことができる展覧会。

- ・ 会期：平成28年11月19日～平成29年1月22日

- ・ 会 場：本館 1 階展示室
- ・ 入場料：3 歳以上 500 円（九州洋画展との相互割引あり）

**(2) 文化特別講演会**

- ① 日 時：11 月 19 日（土） 11:00～
- ② 会 場：石橋文化ホール
- ③ 講演者：大村 智 北里大学特別荣誉教授（2015 ノーベル生理学・医学賞受賞）
- ④ 内 容：「私の半生を振り返ってーストックホルムへの道」

**(3) アーティストとのコラボレーション作品の展示**

- ① 日 程  
11 月 19 日（土）、20 日（日）、23 日（水・祝）、26 日（土）、27 日（日）  
※ 時間は、10：00～20：00
- ② 会 場  
石橋文化センター園内の憩いの森、坂本繁二郎旧アトリエ周辺
- ③ 内 容
  - ・ 地元の若手アーティストと子どもたちが制作した巨大絵画（モネの「睡蓮」）の展示
  - ・ 大学生等が創作したアート作品の展示
  - ・ 姉妹都市である郡山市の巨大だるまと久留米餅をテーマとしたアート作品の展示

**(4) アートフェスティバル**

- ① 日 程  
11 月 19 日（土）、20 日（日）、23 日（水・祝）、26 日（土）、27 日（日）  
※ 時間は、催し物によって異なります。
- ② 会 場  
石橋文化センター園内の各所
- ③ 内 容  
コンサート、ワークショップ、フリーマーケット、庭園ライトアップなど